

令和 2 年度
包括外部監査結果報告書

補助金に関する事務の執行について

令和 3 年 2 月
八戸市包括外部監査人
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
八戸市財務規則	⇒	財務規則
八戸市補助金等の交付に関する規則	⇒	交付規則

4. 用語について

施設等の名称に付されている「八戸」、「八戸市」、「八戸市立」、「八戸市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「八戸市」をいう。

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査の実施期間	1
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
第2章 八戸市の補助金の概要	3
1. 補助金等について	3
2. 補助金の公益上の必要性	4
3. 八戸市の補助費等の推移	5
4. 八戸市の行財政改革における補助金見直しについて	5
（1）～平成13年度	5
（2）平成14～16年度 第3次八戸市行政改革大綱	5
（3）平成17～21年度 第4次八戸市行財政改革大綱	6
（4）平成22年度～	6
5. 八戸市の補助金に関する事務手続の流れ	6
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	8
1. 監査の基本的な方針	8
2. 監査要点	8
（1）補助事業の公益上の必要性はあるか	8
（2）補助金の交付に公平性があるか	8
（3）補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか	8
（4）補助金額の算定及び交付時期は適切か	9
（5）補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か	9
3. 監査手続	9
（1）監査対象補助金の概要把握	9
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	9
4. 監査対象補助金の選定について	10
5. 監査対象補助金	10
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	13
1. 監査の結果及び意見の総括	13
2. 監査の結果及び意見の概要	14
（1）補助目的の公益性、補助金交付の公平性について	14
（2）事務処理の交付要領等合规性について	15
（3）補助対象経費、補助率、補助単価について	17
（4）補助事業の効果測定、補助先への指導について	18

(5) 消費税に関する事項について	20
(6) 交付要領等の見直しについて	21
(7) その他の監査の結果及び意見	23
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	26
1. 南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金（南郷事務所）	26
2. 南郷産業文化まつり事業補助金（南郷事務所）	35
3. 優良建築物等整備事業補助金（まちづくり文化推進室）	37
4. 中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金（まちづくり文化推進室） ..	43
5. 八戸市納税貯蓄組合事務費補助金（収納課）	49
6. 中小企業振興補助金（商工課）	52
7. マル経融資利子補給事業補助金（商工課）	58
8. 八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金（商工課）	60
9. 青森県中小企業団体中央会事業補助金（商工課）	64
10. 立地奨励金補助金（産業労政課）	69
11. 操業奨励金補助金（産業労政課）	72
12. シルバー人材センター補助金（産業労政課）	75
13. 八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金（産業労政課）	79
14. 成長産業立地等支援事業補助金（産業労政課）	81
15. DMO推進補助金（観光課）	85
16. 八戸市除間伐等実施事業補助金（農林畜産課）	93
17. 漁業用海岸局事業補助金（水産事務所）	96
18. 社会福祉協議会事業補助金（福祉政策課）	100
19. 地域集会所整備費補助金（福祉政策課）	102
20. 八戸市民生委員児童委員協議会補助金（福祉政策課）	105
21. 八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金（福祉政策課）	107
22. 地区社会福祉協議会活動事業補助金（福祉政策課）	109
23. 保育環境改善等事業補助金（こども未来課）	111
24. 保育所等業務効率化推進事業補助金（こども未来課）	113
25. 軽費老人ホーム事務費補助金（高齢福祉課）	115
26. 地区敬老会補助金（高齢福祉課）	118
27. 老人クラブ補助金（高齢福祉課）	120
28. 老人クラブ連合会補助金（高齢福祉課）	125
29. 八戸市地域活動支援センター事業補助金（障がい福祉課）	127
30. 病院群輪番制運営費補助金（保健総務課）	135
31. 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（介護保険課）	137
32. 八戸地区連合防犯協会補助金（くらし交通安全課）	140
33. 八戸市資源集団回収事業補助金（環境政策課）	143
34. リサイクルパートナー補助金（環境政策課）	145
35. カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金（清掃事務所）	148
36. 八戸市防犯灯設置等事業補助金（道路維持課）	150
37. 地方路線バス維持費補助金（都市政策課）	152
38. 八戸市児童生徒文化活動促進費補助金（学校教育課）	155
39. 中学校体育大会選手派遣事業費補助金（学校教育課）	159

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金に関する事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

八戸市は現在進行中である「第 6 次八戸市総合計画」において、様々な施策に基づき事業を実施しており、その事業を進めるにあたり補助金の交付も行われている。補助金は政策目的達成の手段として重要な機能を有していると考えるが、社会情勢や経済環境は常に変化しており、事業開始当初は公益性があったものの、時の経過と共にその公益性が低下する場合もある。また、他の地方公共団体の包括外部監査でも指摘されているように、補助金は一度交付が始まると、毎年度継続的に支出され続ける傾向にあり、見直しを怠ると、固定化、既得権益化しかねないというリスクもはらんでいる。市の予算が限られている中で、補助金の公益性、補助金の申請から交付決定に至るまでの合规性、補助金の経済性、効率性、有効性等について検証を行うことは、市の財政的な観点からも意義があると思われる。以上のことから、補助金に関する事務の執行について監査する意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和 2 年 7 月 6 日から令和 3 年 2 月 18 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	渡邊 雅章
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	鳩 健二
	公認会計士	森田 清人
	公認会計士	長谷川 哲央
	公認会計士	鈴木 崇大

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 八戸市の補助金の概要

1. 補助金等について

地方公共団体における補助金等とは、一般的には歳出予算科目の節の区分において「負担金、補助及び交付金」として計上されているものを指し、その中身はさらに、「負担金」、「補助金」、「交付金」の各細節に分けられる。これらの細節の内容は「地方公共団体歳入歳出科目解説」（編集：月刊「地方財務」編集局、発行：株式会社ぎょうせい）によると、次のとおりである。

(1) 負担金

法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが、これに区分されて支出されるものは多様なものがあり、次のようなものが含まれる。

- ① 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合。
- ② 一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合（国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる負担関係）。
- ③ 法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合。

(2) 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき（市町村が都道府県の施策に基づいて行う場合もあるが）国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。

(3) 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。

（出所：「地方公共団体歳入歳出科目解説」）

市では、交付規則における「補助金等」を以下のとおり定めている。

(用語の意義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 交付金

(出所: 交付規則)

2. 補助金の公益上の必要性

自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、公益上必要であるかどうかの検討が重要である。

市では「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」を定めており、本基準の中で、市が多種多様な補助金を交付するにあたって、「公益上の必要性」を可能な限り客観的に判断するための基準として「補助金の交付基準」を設けている。市は、補助制度の創設又は補助金の交付にあたり、「補助金の交付基準」に掲げる各項目への適合性を審査し、総合的な判断を行っている。「補助金の交付基準」に掲げる項目は以下のとおりである。

交付基準	項目
「公益上の必要性」に関する判断基準	目的妥当性、公平性、有効性、適格性、必要最小限の補助の原則
補助対象事業に関する基準	事業費補助の原則、団体運営費補助金の交付を行うことができる場合
補助対象経費の範囲、補助率、金額の算定等に関する基準	補助対象経費明確化の原則、補助対象外経費(公金使途の適正性の確保)、補助金額算定にあたっての補助率等の考え方、人件費の扱い、補助単価、上乗せ補助等の制限、補助金額の調整
補助事業者(交付対象者)に関する基準	交付制限、団体運営の適格性
交付期間に関する基準	終期設定及び見直しの原則

(出所: 八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準)

3. 八戸市の補助費等の推移

市の普通会計ベースの、補助金が含まれる補助費等、補助金、市単独補助金、歳出合計（決算）の令和元年度までの推移は以下のとおりである。平成 28 年度から 29 年度にかけては、市の中核市移行に伴う青森県からの移譲事務の増加により、平成 30 年度から令和元年度にかけては、DMO 推進補助金の補助創設により、市単独補助金が増加している。

【図表 補助費等、補助金、市単独補助金、歳出合計の推移】

(単位:億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助費等 ¹	112	106	108	112	118
補助金	16	12	13	13	15
市単独補助金 ²	7	6	8	8	10
歳出合計	999	1,055	1,012	1,033	1,068

(出所:各年度の「八戸市の財政」、財政課提出資料より監査人作成)

4. 八戸市の行財政改革における補助金見直しについて

市は、これまでに行財政改革を通じて補助金の見直しに取り組んできており、その見直しの結果は以下のとおりである。

(1) ～平成 13 年度

- ・昭和 57～59 年度 事務事業の見直し・・・市独自補助金等の一律 10%削減 154 件
- ・平成 8～13 年度 八戸市行政改革大綱(第 1・2 次)・・・廃止 19 件、統合 5 件、縮小 14 件、終期設定 25 件、積算基準設定 50 件

(2) 平成 14～16 年度 第 3 次八戸市行政改革大綱

所管課において補助金の廃止等を実施

見直し結果 廃止 4 件、補助要件見直し 1 件

財政効果額 10,271 千円

¹ 補助費等は、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償金などが含まれている。

² 市単独補助金とは、市が単独で交付を行っている補助金である。金額は補助金の金額の内数である。

(3) 平成 17～21 年度 第 4 次八戸市行財政改革大綱

八戸市集中改革プランに登載の「補助金の見直し」に基づき、各種取組を実施

① 個別の取組(補助金廃止 10 件)

② 補助金の総合的見直し

- ・取組内容 個々の補助金の公益性や補助金額の妥当性等を評価のうえ、全ての補助金を「継続」、「見直し」、「廃止」等として区分。(当該区分を踏まえ、各所管課において見直しを実施。)
- ・実施方法
 - ・行政改革推進課・財政課による所管課への合同ヒアリング
 - ・第三者機関による外部評価(意見聴取(一部の補助金のみ))
- ・実施の流れ 平成 18 年度 補助金の総合的見直しを実施
平成 19～21 年度 所管課において補助金ごとに見直しを実施

財政効果額 293,053 千円

(4) 平成 22 年度～

第 4 次大綱推進期間に実施した総合的見直しにおける評価基準を踏まえ、当初予算編成にあわせて所管課・財政課において精査。

5. 八戸市の補助金に関する事務手続の流れ

市は、補助金の事務手続を「交付規則」に定めている。補助金の申請から交付、確定までの一連の流れは以下のとおりである。

(1) 補助金交付要綱、交付要領の制定・交付

補助金個々について、補助金交付要綱等を制定し、補助対象者、補助対象経費、補助金額等の詳細を規定する。

(2) 補助金の交付の申請(交付規則第 3 条)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に市長が定める書類を添えて提出しなければならない。

(3) 補助金の交付の決定(交付規則第 4 条)

市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(4) 決定の通知(交付規則第 5 条)

市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を

付けた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(5) 補助事業の遂行(交付規則第 9 条)

補助事業者等は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容並びにこれに付けた条件その他法令等に基づく市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(6) 実績報告(交付規則第 12 条)

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書に市長が定める書類を添えて報告しなければならない。補助事業等が、その完了すべき日の属する市の会計年度において完了しなかった場合も同様とする。

(7) 補助金の額の確定等(交付規則第 13 条)

市長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができるとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

令和2年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

(1) 補助事業の公益上の必要性はあるか

- ・ 補助金の交付目的が明文化されているか。
- ・ 補助金の交付目的は具体性があり、明確であるか。

(2) 補助金の交付に公平性があるか

- ・ 補助金の交付先について公平性が確保されているか。
- ・ 補助金の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 補助金の交付にあたり、補助金交付団体の財務内容の検証は十分か。
- ・ 毎年同額支出の補助金は適正なものか。

(3) 補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか

- ・ 補助金の交付申請から補助金の交付に至る一連の事務手続は、条例、交付規則、補助金交付要綱等に則って行われているか。
- ・ 実績報告書等の書類の審査、必要に応じた現地調査等が行われているか。
- ・ 補助金の返還規定に該当する場合、適切に返還手続を行っているか。

(4) 補助金額の算定及び交付時期は適切か

- ・ 補助金の補助対象経費の範囲は交付要綱等で定められているか。
- ・ 補助金の補助対象経費の確認は適切に行われているか。
- ・ 補助金が補助対象外の経費に充当されていないか。
- ・ 補助単価の積算根拠が明確になっているか。
- ・ 概算払が行われている場合、概算払いの理由が明確になっているか。

(5) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

- ・ 補助金の効果測定を行っているか。
- ・ 効果測定は指標により行われているか。
- ・ 補助金の交付先への指導は適切に行われているか。

3. 監査手続

前述『2. 監査要点』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象補助金の概要把握

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象補助金についての補助金説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、補助金を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 補助金交付に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び補助金交付の妥当性を検証した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況および改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 補助金交付先の決算書、会計記録、原始証憑等を閲覧・精査し、補助金交付要綱等

との整合性を確認した。

4. 監査対象補助金の選定について

一般会計予算の節区分である「負担金補助及び交付金」の中から、補助金を抽出して監査対象補助金の選定を行った。限られた時間の中で深度ある監査を効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある。そこで、原則として一般会計の補助金のうち、決算額が2,000千円以上の補助金を監査対象とした。ただし、決算額が2,000千円未満の補助金であっても、補助金の交付開始時期が平成10年以前と交付開始から20年超を経過している補助金や、決算額が毎年同額である補助金は監査対象としている。

また、平成30年度、令和元年度の包括外部監査で監査対象となっている補助金は、監査実施時から1～2年しか経過しておらず、市においてこれらの監査結果に対する措置が行われている最中であること、また、令和元年度で終了する補助金は措置の有効性が乏しいため監査対象から除いている。公営企業会計に対する補助金も監査対象から除いている。

5. 監査対象補助金

前述『4. 監査対象補助金の選定について』に記載した選定基準により抽出された補助金は次のとおりであり、これを監査対象補助金とした。

【図表 監査対象補助金一覧】

所管部	所管課	補助金名
総合 政策部	市民連携推進課	コミュニティ助成事業費補助金
	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金
	南郷事務所	南郷産業文化まつり事業補助金
まちづくり 文化スポーツ部	まちづくり文化推進室	優良建築物等整備事業補助金
	まちづくり文化推進室	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金
	まちづくり文化推進室	文化協会補助金
	まちづくり文化推進室	中心市街地まちなか住宅取得支援事業補助金
	まちづくり文化推進室	街なみ整備事業補助金
	まちづくり文化推進室	花小路周辺地区まちづくり協議会補助金
	スポーツ振興課	八戸市フラットアリーナ設備(アリーナ外プロジェクションマッピング等)導入補助金
	スポーツ振興課	ピーウィー国際アイスホッケー八戸大会補助金
	スポーツ振興課	第74回市町村対抗青森県民体育大会派遣事業補助金

所管部	所管課	補助金名
	スポーツ振興課	第70回北奥羽総合体育大会派遣事業補助金
財政部	収納課	八戸市納税貯蓄組合事務費補助金
商工労働 観光部	商工課	中小企業特別保証制度保証料補助金(中小企業特別保証制度)
	商工課	中小企業振興補助金
	商工課	中小企業災害復旧枠保証料補助金
	商工課	マル経融資利子補給事業補助金
	商工課	中小企業特別保証制度保証料補助金(経営安定化サポート資金)
	商工課	八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金
	商工課	南郷商工会補助金
	商工課	青森県中小企業団体中央会事業補助金
	産業労政課	立地奨励金補助金
	産業労政課	設備投資奨励金補助金
	産業労政課	操業奨励金補助金
	産業労政課	シルバー人材センター補助金
	産業労政課	八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金
	産業労政課	成長産業立地等支援事業補助金
	観光課	DMO推進補助金
農林 水産部	農林畜産課	八戸市経営所得安定対策直接支払推進事業補助金
	農林畜産課	八戸市除間伐等実施事業補助金
	農業経営振興センター	農業次世代人材投資(経営開始型)事業費補助金
	農業経営振興センター	特産そば産地形成奨励金補助金
	水産事務所	漁業用海岸局事業補助金
福祉部	福祉政策課	社会福祉協議会事業補助金
	福祉政策課	地域集会所整備費補助金
	福祉政策課	八戸市民生委員児童委員協議会補助金
	福祉政策課	八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金
	福祉政策課	地区社会福祉協議会活動事業補助金
	こども未来課	保育環境改善等事業補助金
	こども未来課	保育所等業務効率化推進事業補助金
	高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金

所管部	所管課	補助金名
	高齢福祉課	地区敬老会補助金
	高齢福祉課	老人クラブ補助金
	高齢福祉課	老人クラブ連合会補助金
	障がい福祉課	八戸市地域活動支援センター事業補助金
健康部	保健総務課	八戸市公的病院等運営費補助金
	保健総務課	病院群輪番制運営費補助金
	健康づくり推進課	妊婦健康診査費補助金
	高等看護学院	八戸准看護学院准看護師養成事業補助金
市民 防災部	介護保険課	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
	くらし交通安全課	八戸地区連合防犯協会補助金
環境部	環境政策課	八戸市資源集団回収事業補助金
	環境政策課	リサイクルパートナー補助金
	清掃事務所	カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金
	下水道業務課	きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金
建設部	道路維持課	八戸市私道整備補助金
	道路維持課	八戸市防犯灯設置等事業補助金
都市 整備部	都市政策課	地域生活交通対策費補助金
	都市政策課	地方路線バス維持費補助金
教育 委員会	学校教育課	八戸市児童生徒文化活動促進費補助金
	学校教育課	私立高等学校助成補助金
	学校教育課	中学校体育大会選手派遣事業費補助金
	総合教育センター	国内・海外研修補助金

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括

令和2年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「補助金に関する事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりであり、結果が39項目、意見が58項目あり、合わせて97項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	監査の結果	意見
(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について	6	3
(2) 事務処理の交付要領等合规性について	9	2
(3) 補助対象経費、補助率、補助単価について	8	10
(4) 補助事業の効果測定、補助先への指導について	5	6
(5) 消費税に関する事項について	3	3
(6) 交付要領等の見直しについて	5	15
(7) その他の監査の結果及び意見	3	19
合計	39	58

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見について概要を述べるとともに、続く『第5章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、各補助金の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について

補助目的の公益性について、自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、公益上必要である場合に補助金の交付ができる。公益上の必要性の判断にあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。今般の監査において、補助金の交付要領等において補助の目的が明文化されていないものが散見された。例えば、『**社会福祉協議会事業補助金**』では、補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていなかった。補助の目的は交付要領に記載するまでもなく所管課の職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても補助目的の公益性が明確になるよう、交付要領に明記すべきである【結果 14】。

補助金交付の公平性については、検討を要すると思われる事例が見受けられた。例えば、『**マル経融資利子補給事業補助金**』では、この制度の利用者が利子補給期間内に期限前返済を行い、再度借入(実質的な借換え)を行うことで、利子補給期間が実質的に延長されることになり、当初借入を約定通りに返済し必要な資金のみを追加で借り入れた者との間で公平性が失われることになる。期限前借換え自体は違法ではないものの、公平性が損なわれる場合の対応について検討が必要であろう【意見 17】。

『**中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金**』では、補助金交付申請書の提出期限を年内の最終開所日と定めているため、1 月～3 月に新規出店を検討し、本補助金の交付申請を希望する者や年度をまたぐ改装工事を行う新規出店者については、交付申請を翌年度まで待たなければならない。本補助金の公平性確保の観点から、1 月～3 月に新規出店を検討し、本補助金の交付申請を希望する者や年度をまたぐ改装工事を行う新規出店者に対しても申請可能とする仕組みづくりを検討することが望まれる【意見 13】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	意見 13	1 月から 3 月に新規出店を検討する者に対する対応について	47
マル経融資利子補給事業補助金	意見 17	実質的に借換えを行った場合の対応について	59
社会福祉協議会事業補助金	結果 14	交付目的の明文化について	101
地域集会所整備費補助金	結果 16	交付目的の明文化について	102

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
八戸市民生委員児童委員協議会補助金	結果 17	交付目的の明文化について	105
八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金	結果 19	交付目的の明文化について	108
地区社会福祉協議会活動事業補助金	意見 40	地区社協の繰越金について	110
八戸市防犯灯設置等事業補助金	結果 38	交付目的の明文化について	150
中学校体育大会選手派遣事業費補助金	結果 39	交付目的の明文化について	160

（２）事務処理の交付要領等合规性について

今般の監査において、交付要領等に反した補助金の交付、事務処理の事例が認められた。『南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金』では、交付要領に反する補助金交付が行われていた。過去５年間で補助限度額を超過した補助金交付が２回行われており、その超過額はいずれも過年度に生じた実行委員会の収支差額（損失）累計であり、過年度の損失補填のための借入金の返済原資となるものであった。交付要領の補助対象経費には『過年度の損失補填のための借入金に係る返済支出』は含まれておらず、交付要領に反する補助金交付であると言わざるを得ない。市は損失補填の可否やその方法について早急に整理する必要がある【結果 1】。

『保育環境改善等事業補助金』では、交付要綱において、領収証や支払いを証明できるもので、物品等の名称が明記されたものを実績報告書の添付書類として定めているが、支払を証明するものとして振込受付書が提出されているものの購入物品の名称が明記されていない事例や、納品書は提出されているものの領収証は提出されていない事例が認められた。補助対象経費であることを確認するために留意すべきポイントに注意を払い、実績報告時の提出資料に不備がないように努められたい【結果 20】。

『軽費老人ホーム事務費補助金』では、交付要綱において、実績報告時に補助先より「地域貢献に関する報告書」の提出を受ける旨が定められているものの、この報告書の提出がない法人が３先あった。地域貢献報告の提出を求める趣旨は、補助先が社会福祉法にて責務化されている「地域における公益的な取組」を行っているか否かを市として毎年度確認することによって、補助金確定の参考資料とすることや、次年度の補助金交付の際の参考とするものである。市は、交付要綱に基づき、全ての補助先から報告書を適切に徴取する必要がある【結果 22】。

『老人クラブ補助金』では、市が補助先に送付している収支決算書記載例が適切ではなか

った。本補助金の流れとして、5 月中に申請を受け、7 月前後に補助金を概算交付し、年度末に収支決算書を受領、確認の上、概算交付額と対象経費実支出額のいずれか低い金額で補助金が確定する。ここで年度末に補助先より提出される収支決算書の「支出済額」欄には実支出額が記載されて然るべきであり、市としても補助先にそのことを徹底させる必要があるが、市が作成し補助先に送付している収支決算書記載例では「支出済額」欄に『補助金額以上の額』と記載されており、誤った指示・強調事項が付されている。収支決算書を作成する補助者によっては、実支出額が概算交付額よりも少ない場合において、記載例の指示とおり『補助金以上(監査人注:概算交付額以上)の額』を記載してしまう可能性が認められ、そのことは、架空経費支出による補助金の不正搾取のリスクを高めているといえる。今後、このような記載例は即刻中止し、『実支出額』を記載するよう指導、周知徹底する必要がある【結果 24】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	結果 1	交付要領に反した補助金交付について	28
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	結果 3	現況届の提出期限の遵守について	45
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	意見 11	現況届に関する添付書類漏れについて	45
中小企業振興補助金	結果 6	書類の徴求漏れについて	54
成長産業立地等支援事業補助金	意見 27	事業完了日の定義明確化と実績報告書提出期限の定めについて	82
保育環境改善等事業補助金	結果 20	実績報告書に添付される書類の深度ある検証について	111
軽費老人ホーム事務費補助金	結果 22	実績報告時の地域貢献報告の網羅的な入手について	117
老人クラブ補助金	結果 24	収支決算書の記載例について	121
八戸市地域活動支援センター事業補助金	結果 28	職員の変更に関する報告の徹底について	131
病院群輪番制運営費補助金	結果 30	実績報告書に係る提出書類の添付漏れ及び記載誤りについて	136
八戸市資源集団回収事業補助金	結果 34	実績報告書の提出について	144

（３）補助対象経費、補助率、補助単価について

補助対象経費、補助率、補助単価は補助金の額を構成する重要な要素であるが、これらについても、多数の結果及び意見が見られた。例えば、『老人クラブ補助金』では、補助金確定に際し、市が実施する収支決算書の事後確認の手続は、提出された収支決算書を閲覧・検証し、誤りや疑問点がある場合には補助対象者へのヒアリングの実施にとどまっており、特に根拠証憑の確認による金額・補助対象経費該当性の確認や収支明細の確認等の深度ある手続までは実施していなかった。老人クラブ数は 152 と多く存在し、全ての補助対象者に対して詳細な収支報告書の確認を行うことは現実的ではないとも考えられるが、今後は毎年数件をサンプルとして収支明細を求めることや、実際に証憑突合を実施するといった市の姿勢を見せることも必要ではないだろうか【意見 45】。また、『地方路線バス維持費補助金』では、補助金の額の構成要素である補助先が提示する「路線別経常収益」のうちの「運送収益」について、最終的な算定結果のみが市に提示されているに留まり、算定された値の算出過程や真正性・妥当性に係る検証を市は行っておらず、先方が提出した「路線別経常収益」を市は鵜呑みにしている状況であった。運送収益の多寡は、補助金の額に直接影響を与えるため、その算定過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から深度ある検証を行う必要がある。【意見 54】。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという健全な懐疑心に基づく「動機」があることを前提にした場合、市としては補助対象経費等について深度ある検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。

『八戸市資源集団回収事業補助金』では、交付要領において、資源物回収事業者が行う資源物集団回収事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する旨を定めているが、補助対象経費の詳細については何ら定められていない。そもそも補助対象経費が定められていないと、実績報告書の審査時に、補助金交付先の補助事業における支出内容が補助対象経費に該当するか否かのチェックができず、補助事業以外の経費に対して補助金を交付するリスクが残る。このようなリスクを未然に防ぐためにも、交付要領において補助対象経費の詳細を定めることが必要である【結果 35】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
八戸市納税貯蓄組合事務費補助金	結果 4	補助対象外経費の取り扱いについて	50
青森県中小企業団体中央会事業補助金	結果 9	複数の自治体からの補助金の把握について	65
青森県中小企業団体中央会事業補助金	結果 10	申請時における補助対象事業の明確化について	67
DMO推進補助金	意見 36	今後の補助率見直しの検討について	91

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
漁業用海岸局事業補助金	結果 13	補助金額の算定について	97
社会福祉協議会事業補助金	結果 15	補助対象経費について	101
老人クラブ補助金	意見 43	補助対象外経費の可能性がある飲食費の支出について	122
老人クラブ補助金	意見 45	市の事後確認の強化について	124
八戸地区連合防犯協会補助金	結果 32	食糧費について	141
八戸地区連合防犯協会補助金	意見 50	補助対象経費と交際費について	142
八戸市資源集団回収事業補助金	結果 35	補助対象経費の明確化について	144
八戸市資源集団回収事業補助金	結果 36	補助単価の積算について	144
カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金	意見 53	補助率等の見直しについて	149
地方路線バス維持費補助金	意見 54	補助金の額の深度ある検証について	153
八戸市児童生徒文化活動促進費補助金	意見 55	補助対象経費に係る証憑について(運営費補助金)	157
八戸市児童生徒文化活動促進費補助金	意見 56	補助対象経費について(運営費補助金)	157
八戸市児童生徒文化活動促進費補助金	意見 57	補助対象者数について(大会派遣費補助金)	158
八戸市児童生徒文化活動促進費補助金	意見 58	交通費について(大会派遣費補助金)	158

(4) 補助事業の効果測定、補助先への指導について

今般の監査において、補助事業の効果測定、指標の設定、補助先への指導に関する事項についても結果及び意見が見られた。『南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金』の補助対象となっている南郷ジャズフェスティバルは、毎年 10 百万円～12 百万円の補助金が投入されている。事業効果の測定という観点からは、現状、南郷ジャズフェスティバルによる効

果の分析は定性的側面に重きが置かれ、定量的な側面からの分析、コストに対する経済効果の測定を行うには至っていない。継続的な南郷ジャズフェスティバルの実施のためにも、補助金に頼らない事業運営を目指す必要があり、市は、定量的な側面からの南郷ジャズフェスティバルの精緻な効果測定を行い、事業効果の精緻な検証を行うべきである【意見 2】。

『立地奨励金補助金』では、補助金の効果測定指標として、他事業・施策と共通する指標や、事業の一部のみを対象とした指標が設定されているものの、この補助金単独の指標は特に設定されていない。事業の性質上補助金額は多額であり、事業内容等の要件は限定されているため、公平性に関する議論が生じやすい側面もある。この補助金が産業の振興及び雇用の拡大という目的に合致している根拠となる補助金固有の指標を設定することは、補助金の有効性についてより説得力を高めることを可能にするといえ、補助金単独での効果測定を目的とした効果測定指標の追加を検討することが望ましいであろう【意見 20】。

『DMO推進補助金』では、補助先が実績報告の添付書類として補助金事業経費内訳書を提出しているが、その支出科目で交際費の科目を使用しているものが散見され、交際費の内容を確認したところ、実際には取材対応費や消耗品費、広告宣伝費、協賛金等であった。「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」では、公益事業との関連性が一般的に明確化しにくい経費である交際費は、原則として補助対象経費としないこととしている。そのため、本補助金においても公益事業との関連性が一般的に明確化しにくい経費は補助対象経費としないことを明確にし、実績報告の書類としての内訳書においても、「交際費」の科目を使用せず、実際の内容に沿った支出科目で報告をさせるように指導すべきである【意見 31】。また、内訳書の支出科目について、証憑書類として領収書等の写しが複数添付されているのみであり、支出科目の明細はなかった。添付されている複数の領収書等を全て足し合わさなければ、内訳書の金額を確認することができず、内訳書の支出額が誤っているものについては補助先に修正依頼が行われており、市担当者が実績報告を確認するための作業時間も多く費やされている。この対応として、補助先でも報告誤りをなくし、市担当者の確認も容易となるよう、各科目の明細を作成するように指導すべきである。各科目明細の作成により、補助先でも支出金額の誤りを削減することができ、市担当者の実績報告確認においても負担が軽減し、効率的に行うことができると考える【意見 32】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 2	継続的な南郷ジャズ実施のために①(経済効果の分析について)	30
南郷産業文化まつり事業補助金	意見 7	請求書の名義について	36
中小企業振興補助金	結果 7	事業計画書の正確な記載について	55

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
中小企業振興補助金	結果 8	助成事業認定申請書の正確な記載について	56
中小企業振興補助金	意見 15	助成事業により取得した財産の処分の制限について	56
立地奨励金補助金	意見 20	補助金の効果測定指標の追加について	70
DMO推進補助金	意見 31	VISIT はちのへの勘定科目の適切な使用について	89
DMO推進補助金	意見 32	補助金事業経費内訳書に関する科目明細作成依頼について	90
八戸市地域活動支援センター事業補助金	結果 26	1 日あたりの実利用人数に関する事業計画書について	128
八戸市地域活動支援センター事業補助金	結果 29	適切な利用申請の徹底について	131
八戸地区連合防犯協会補助金	結果 33	領収書の取扱いについて	142

（５）消費税に関する事項について

消費税の補助金における取り扱いについて、本来、費用として負担する消費税は補助対象となるものであるが、補助対象事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる場合には、施行者は実質的に消費税相当額を負担しないこととなるため、結果として当該仕入控除税額を補助対象として交付された補助金が消費税として使われずに施行者に滞留することとなる。補助金とは、あくまで費用として負担するものに対して補助するものであるという補助金本来の趣旨に鑑み、実質的に負担しないものについては補助対象となり得ず、交付決定等の取り扱いについては留意する必要がある。このような取り扱いの対象となるのは、民間事業者などの消費税法の定める課税事業者が補助対象事業を実施する場合である。『**優良建築物等整備事業補助金**』では、「補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになる場合」であったにも関わらず、交付決定が消費税仕入控除税額を除いた額で行われていなかったものがあった。令和 2 年度には整備が完了したため、通知のとおり、消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還するための手続を実施すべきである。今回このような事象が発生したのは、補助金交付先が消費税法の定める課税事業者であるにもかかわらず、課税事業者該当しないと判断したためであるが、特に今回のような施設整備事業の場合は、事業総額が多額にのぼり、補助金の過大交付となった場合、補助金の返還額も多額となり、補助金交付先への影響も大きい。今後、同様の事業が実施される場合には、消

費税法の定める課税事業者に該当するか、否かの判断は慎重に行うべきである【結果 2】。

『地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金』では、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が行われていたが、この報告書に関する添付書類の提出が行われていなかった。添付書類の提出は、報告書の様式に定められており、報告書の内容を確認するうえでも必要であるため、添付書類の提出を求めるべきである【結果 31】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
優良建築物等整備事業補助金	結果 2	補助事業における消費税相当額の取扱について	38
八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金	意見 18	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について	62
シルバー人材センター補助金	意見 25	交付要領における消費税等の定めについて	78
成長産業立地等支援事業補助金	意見 29	交付要領における消費税等の定めについて	84
保育所等業務効率化推進事業補助金	結果 21	消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告について	113
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	結果 31	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について	138

（６）交付要領等の見直しについて

今般の監査において、交付要領等の見直しが必要な事項についても多数の結果及び意見が見られた。『老人クラブ補助金』では、交付要領では補助金の額を、一定額に活動月数を乗じた額（以下「基準額」という。）と定めており、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合の補助金の額の定めがない。対象経費の実支出額が基準額を下回る場合、現在の交付要領の定めにおいては、実支出額ではなく、基準額が補助金の額になるとも読み取れる。市の実際の運用をヒアリングしたところ、令和元年度において対象経費の実支出額が基準額を下回ったケースはないものの、発生した場合には、実支出額を補助金の額とする運用を行っているとの事であった。今後、市は交付要領における補助金の額について、「一定額に活動月数を乗じた額を基準額とし、基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額」等のように、実際の運用を交付要領で明確に定める必要があるだろう【結果 23】。

『八戸市地域活動支援センター事業補助金』では、地域活動支援センターⅠ型において、交付要領第２では「地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）の事業の実施に当たり、2019年４月１日現在で、３名以上の職員（うち常勤職員２名以上）が配置されていること。」と定めている。しかし、１つの地域活動支援センター施設で

常勤職員を 1 名しか配置できておらず、当施設には常勤職員 1 名以外に非常勤職員が 3 名配置されており、複数人の非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算をすると要件を満たすものとしたとのことであった。常勤職員 2 名を確保することが困難な場合も存在しており、現状の実施要領及び交付要領では、複数人の非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算することができる旨の規定がないため、実施要領及び交付要領を改正することを検討すべきである【結果 27】。

『地区敬老会補助金』では、八戸市では 75 歳以上の高齢者人数に応じて補助金交付を行っているが、他市事例を見る限り、77 歳以上や 80 歳以上の高齢者人数を交付対象とする自治体が複数見られる。また、近年において 80 歳以上を交付対象とするよう対象年齢を引き上げている自治体も複数見られる。青森県の平均寿命も延伸しており、高齢であっても仕事・趣味等に意欲的なアクティブシニアは増加していることが思料される。八戸市では、平成 8 年度より対象年齢を 75 歳以上と設定しているが、こうした時代の変遷を鑑みた場合に、敬老会補助金の対象年齢を引き上げることが必要であろう。【意見 41】。

補助金を交付する環境も常に変化しており、また、長期間にわたり制度を運用している間に、交付要領の定めと制度の実際の運用との間に乖離が生じている場合もあることから、一度定めた交付要領等について、定期的に見直しが必要か検討する必要があるだろう。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
優良建築物等整備事業補助金	意見 8	事業遂行状況報告書の提出要件について	39
優良建築物等整備事業補助金	意見 9	補助金精算調書の記載内容説明について	40
優良建築物等整備事業補助金	意見 10	優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書の記載内容説明について	41
八戸市納税貯蓄組合事務費補助金	意見 14	納税貯蓄組合事務費補助金の今後のあり方について	51
操業奨励金補助金	意見 21	申請書添付資料(固定資産税の納税証明書)の規定について	73
シルバー人材センター補助金	意見 23	実績報告書添付資料の明確化について	77
シルバー人材センター補助金	意見 24	実績報告の期限について	78
成長産業立地等支援事業補助金	結果 12	補助金交付要領の文言誤りについて	82

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
成長産業立地等支援事業補助金	意見 28	事業着手(完了)届の提出について	84
地域集会所整備費補助金	意見 39	設計図書の徴取について	103
八戸市民生委員児童委員協議会補助金	結果 18	補助金額の算定の基準日について	106
地区敬老会補助金	意見 41	補助対象年齢の引き上げの検討について	119
地区敬老会補助金	意見 42	記念品支出の削減検討について	119
老人クラブ補助金	結果 23	交付要領の「補助金の額」の定めについて	121
老人クラブ補助金	意見 44	補助対象経費の具体的判断基準の策定について	123
老人クラブ連合会補助金	結果 25	交付要領の「補助金の額」の定めについて	126
八戸市地域活動支援センター事業補助金	結果 27	職員配置基準に関する実施要領、交付要領改正について	129
八戸市地域活動支援センター事業補助金	意見 47	精神保健福祉士等の定義について	132
八戸市地域活動支援センター事業補助金	意見 48	利用者の変更があった場合の報告に関する交付要領改正について	132
カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金	意見 52	領収書の写しを提出できない場合の取扱いについて	149

(7) その他の監査の結果及び意見

前述した(1)～(6)に分類されなかった結果及び意見を(7)に分類している。『**南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金**』については、税収入の減少、社会保障関連経費の増加等により地方財政が大変厳しいなか、今後も継続的なフェスティバルの実施に向けて、市および実行委員会として補助金に頼らない事業運営を目指すための意見を記載した【意見 3～6】。

また、例外的な取り扱いをする場合に、その理由に関する文書化が不足している事例にも触れている。『**シルバー人材センター補助金**』において、交付要領の規定によれば、実績報告書の審査を経て確定した後、補助事業者からの請求に基づき一括交付することが原則とされており、概算払いは例外であると解釈すべきであろう。しかし、概算払いを決裁している決裁

書には、概算払いとする理由の明示の記載はなく、また、そもそも決裁の前に補助事業者から概算払いに関する請求・依頼等があった事実も確認できなかった。補助金交付事務の公正さを確保する観点から、概算払いをする理由を決裁書において明示すべきであろう【意見 22】。

補助金の仕組みとして登録制度を設けているものの、その登録制度がうまく機能していない事例も見られた。『リサイクルパートナー補助金』では、補助金の交付を受けるにあたって事前にリサイクルパートナーとして市に登録される必要があるが、令和元年度のリサイクルパートナーの登録数は 391 であるのに対して、同年度の実際に回収活動を行なっている団体数は 78 であり、実際に回収活動を行っている団体以外の団体についてはその多くが実質的に活動を休止している状況であった。このようなケースの場合、もはやリサイクルパートナーの登録数はリサイクルパートナーの団体数の実態を適切に反映してないものといえ、リサイクルパートナーの適切な管理の側面からも、実質的に活動を休止しており今後も活動の見込みがない団体については、登録廃止届出書を提出するように促すべきであろう【意見 51】。

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 1	実行委員会の申告義務について	30
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 3	継続的な南郷ジャズ実施のために②(入場料の設定について)	33
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 4	継続的な南郷ジャズ実施のために③(寄付募集について)	33
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 5	継続的な南郷ジャズ実施のために④(若年層の取り込みについて)	33
南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	意見 6	継続的な南郷ジャズ実施のために⑤(出演料の削減)	34
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金	意見 12	八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会欠席委員の対応について	46
中小企業振興補助金	結果 5	交付条件確認資料の入手について	54
中小企業振興補助金	意見 16	助成事業者から徴求する書類について	57
青森県中小企業団体中央会事業補助金	意見 19	補助金関係書類の記載内容について	67
シルバー人材センター補助金	結果 11	実績報告書に収受印がないことについて	76

補助金名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
シルバー人材センター補助金	意見 22	概算払いの理由明確化について	76
八戸市テレマーケティング等関連 産業立地促進費補助金	意見 26	交付申請書及び実績報告書の添付書類について	80
DMO推進補助金	意見 30	当初予算内での事業変更時の観光課との議事要旨 等の作成について	88
DMO推進補助金	意見 33	年中業催事支援関連事業の補助金額について	90
DMO推進補助金	意見 34	広域観光推進負担金(旧広域観光推進協議会負担 分)の補助金額について	90
DMO推進補助金	意見 35	南郷物産協会、南郷観光協会、鯨観光協会、種差 観光協会との将来の在り方検討について	91
八戸市除間伐等実施事業補助金	意見 37	事業実績書と事業内訳書の表記について	94
八戸市除間伐等実施事業補助金	意見 38	実績報告書の添付書類について	95
八戸市地域活動支援センター事 業補助金	意見 46	職員の専任・兼任の報告について	131
八戸市地域活動支援センター事 業補助金	意見 49	交付申請時の事業計画書と利用者名簿、実績報告 時の実績報告書と利用者名簿の整合性について	133
リサイクルパートナー補助金	意見 51	リサイクルパートナーの登録について	146
カラス被害対策事業ごみ箱設置 補助金	結果 37	申請書及び実績報告書に収受印がないことについ て	148

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

1. 南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金（南郷事務所）

（1）補助金の概要

補助金の名称	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金		
所管課	南郷事務所		
交付開始年度	平成 17 年度(旧南郷村との合併当初から)		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	平成 31 年度南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金交付要領		
主な補助対象者	南郷ジャズフェスティバル実行委員会		
補助金の目的	旧南郷村時代より、ジャズによる他地域との交流促進、地域の文化向上及び活性化を図るため、毎年、カッコーの森エコーランド(野外ステージ)を会場に国内外の一流ミュージシャンによる野外ジャズコンサートを開催している。事業主体は、南郷ジャズフェスティバル実行委員会、開催に係る経費の一部について、市が実行委員会へ補助金を交付している。		
補助金の効果測定の方法	南郷ジャズフェスティバル来場者数「①エ 南郷ジャズフェスティバルの入場者数推移」のとおり		
補助対象経費	平成 31 年度における事業にかかる出演料、音響・照明・舞台等の借上費、会場設営費、印刷費、広告費、運営費および付帯事務に要する経費		
補助率	総支出額から補助金を除いた収入額を差し引いた額、又は 12,000,000 円のいずれか低い額		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	12,000	11,520	1 件
平成 30 年度	12,000	12,000	1 件
令和元年度	12,000	10,411	1 件

① 南郷ジャズフェスティバルについて

ア. 令和元年度の南郷ジャズフェスティバル概要

項目	本祭	前夜祭
実施場所	カッコーの森エコーランド(野外ステージ)	

項目	本祭	前夜祭
日時	令和元年 7 月 27 日(土)開場 12:00 開演 15:00 終了 20:30	令和元年 7 月 26 日(金) 開場 18:45 開演 19:00 終了 20:30
出演者	渡辺貞夫クインテット 2019 外 3 団体	八戸 JAZZ 楽団、馬場葉子
入場料	前売券 5,000 円・中高生 2,000 円(当日 1,000 円増)30 周年プレミアムチケット 10,000 円	一般 500 円(本祭チケット呈示で無料)、高 校生以下無料
入場者数	約 2,000 人(招待者、小学生以下含む)	258 人

(出所:担当課作成資料より)

イ. 令和元年度の南郷ジャズフェスティバルフライヤー

第30回
**南郷サマー
ジャズフェスティバル**

2019 7.27 Sat

カッコーの森エコーランド野外ステージ〈雨天決行〉

■ 開場 12:00 ■ 開演 15:00
■ オープニング 13:00
■ 南郷中学校ジャズバンド
■ 西郷小学校ジャズバンド
■ 八戸JAZZ楽団
■ スウィングベリージャズオーケストラ
■ 終了 20:30(予定)

南郷30thスペシャルバンド
David Matthews Nango Super Session
デヴィッドマシューズ / 藤家心平 / 佐々木優花 他

渡辺貞夫
クインテット 2019

伊藤君子 with
若井優也トリオ

オバタラセグンド

組合司会
ライヴス・ジャズ・バンド
バードマン・草田

チケット (全席自由) 【全席自由】
一般 5,000 円 (当日 6,000 円)
中高生 2,000 円 (当日 3,000 円)
小学生以下 無料
チケットの払い戻しはできませんのでご了承ください。

プレミアムチケット
10,000 円 (限定先着 50 枚)
(当日は観覧券 2 枚の裏面から応募いただき
プレート型チケットとお引換え下さい。)
出演者プリントサイン(プレート型)
先行入場(11:30 から)

前夜祭 7.26 Fri 出演: 馬場葉子・八戸 JAZZ 楽団 他 ■ 場所 カッコーの森エコーランド
■ 開場 18:45 ■ 開演 19:00 ■ 終了 20:30 (予定) ※前後席のシャトルバスの運行はございません。
■ 料金 一般 500 円 [前売チケット呈示で無料] 高校生以下 無料

主催: 南郷ジャズフェスティバル実行委員会 〒031-0111 南郷町八戸市南郷大字南郷1-1-10 八戸市総合市民会館 南郷事務所内 TEL.0178-82-2111 企画: 南郷ジャズ
共催: 八戸市・南郷町工業団地 後援: 八戸市工業団地 協賛: 八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会
後援: 八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会・八戸市観光協会

ウ. 南郷ジャズフェスティバル実施の事業実施効果

南郷ジャズフェスティバルは、日本有数の夏の野外ジャズコンサートとして定着し全国のジャズファンに認知されているほか、「ジャズの里南郷」を代表するイベントとして地域の活性化が図られている。また、前夜祭や本祭のオープニングに地元小中学校のジャズバンドや市内を拠点として活動するアマチュアバンドを起用することで、子どもから大人まで幅広い年齢層の出演者が交流を持つことが可能となり、ジャズ(音楽)に携わる人の育成や今後の発展、音楽文化の基盤をつくるきっかけとなっている。さらに、南郷ジャズフェスティバルの前夜祭及び本祭では、会場内に屋台村エリアを設け、プロの出演者をはじめ来場者に対し、南郷地区の特産品や地元由来の美味しい食を提供し、限られた時間の中で多くの人に効率よく特産品等の魅力を伝えている。

エ. 南郷ジャズフェスティバルの入場者数推移

南郷ジャズフェスティバルの入場者数は以下のように推移している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
入場者数※	2,000 人	2,000 人	2,300 人	1,700 人	2,000 人

※招待者、小学生以下含む

(出所:担当課作成資料より)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 1】 交付要領に反した補助金交付について

補助先である南郷ジャズフェスティバル実行委員会(以下「実行委員会」とする。)の実施した南郷ジャズフェスティバル(以下「南郷ジャズ」とする。)の単年度収支決算において、損失が発生し、かつ、将来年度において損失が発生しなかった場合に、市は過去の損失発生累計額の範囲内で補助金を増額交付しており、交付要領適合性の観点から問題がある。

具体的な収支決算書は下表のとおりである。水色マーカー部に着目すると、平成 29 年度の補助金実績は 11,520 千円に対し、補助限度額は 10,711 千円であり、補助金限度額を超過する差額 810 千円の補助金交付が行われている。この差額は、平成 27 年度及び平成 28 年度に生じた実行委員会の収支差額(損失)累計であり、当該損失を平成 29 年度にて増額交付していることを意味する。また、令和元年度の黄緑マーカー部も補助金実績は 10,411 千円であるが、補助金限度額は 10,052 千円であり、差額 359 千円が生じている。この差額は、平成 30 年度において発生した収支差額(損失)359 千円を、令和元年度において増額交付していることを意味する。これらは結果として、平成 29 年度および令和元年度において、市が実行委員会の過年度損失の補填を行っているといえる。

【図表 実行委員会収支計算書】

(単位:千円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
①収入計	22,526	23,231	23,824	21,736	22,748
補助金	11,518	12,000	11,520	12,000	10,411
券売上(a)	9,212	9,144	10,053	7,605	9,913
雑入(b)	1,795	2,086	2,251	2,130	2,424
②支出計	23,036	23,530	23,015	22,095	22,389
出演料等(c)	23,036	23,530	23,015	22,095	22,389
①-②収支差額	△510	△299	810	△359	359
補助限度額 (c) - (b) - (a) or 12,000 千円	12,000	12,000	10,711	12,000	10,052
損失累計	△510	△810	0	△359	0
備考	当期収支△510 借入金で補填	当期収支△299 借入金で補填	過年度損 810 分の補助金を 受領	当期収支△359 借入金で補填	過年度損 359 分 の補助金を受領

(出所:実行委員会が市に提出した収支計算書を監査人加工)

実行委員会は、独立した人格のない社団であり、市はあくまで補助者という立場に過ぎないことから、本来損失リスクは交付先が負うべきであり、市が実行委員会の過年度損失を補填する必要はないであろう。また、交付要領の補助対象経費は「平成 31 年度の事業にかかる出演料、音響・照明・舞台等の借上費、会場設営費、印刷費、広告費、運営費および付帯事務に要する経費」に限定されており、『過年度の損失補填のための借入金に係る返済支出』は補助対象経費には含まれず、交付要領に反する補助金交付であると言わざるを得ない。

このような運用の背景には、高齢化が進む南郷地区において委員に損失補填を求めた場合に成り手不足が懸念されること、市役所内に委員会事務局が存在し市職員が委員会事務局を兼務し種々の実務作業を行っていることから、そもそも実行委員会に損失発生時のリスクを負担させることまでは想定されていないこと等に起因していると思料される。

しかし、現状で交付要領に反していることは事実である。市には損失補填の可否やその方法について早急に整理することを求めたい。今後の方向性として、委員会に損失補填を求めること、もしくは実務的な作業を市が行っており事業から発生した損失リスクを市が負うことが実態とするならば、市の直営にてフェスティバル運営を行うこと等が合理的と考える。

【意見 1】 実行委員会の申告義務について

法人税法第 2 条において、収益事業は「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの」と定義されており、該当する場合に実行委員会も法人税や消費税等の納税主体となる。実行委員会は、これまで特段の税金申告は行っていないが、観客よりチケット収入を収受し、また出演者に出演料を支払っている(慈善事業ではない)ことから政令で定める「興行業」に該当し、その他の要件である「継続性」と「事業場の設定」の認定如何によっては、収益事業の実施主体として申告義務が発生することも考えられる。今後、関係各者と協議を行い、申告義務の有無を確認する必要があるだろう。

【意見 2】 継続的な南郷ジャズ実施のために①（経済効果の分析について）

南郷ジャズは八戸で一流のジャズを聴くことができる魅力的なイベントであり、開放的な野外フェスとして地域住民および全国のジャズファンに愛されているとともに、南郷地区の小中学生にとって音楽文化の基盤をつくるきっかけとなっている。また、会場内の屋台村エリアを通じて八戸の食の広報や、市内の観光促進等の様々なプラスの側面を持っている。一方で、前述【図表 実行委員会収支計算書】を見てわかるように、南郷ジャズには毎年 10 百万円～12 百万円の補助金が投入されており、補助金の受入れがない場合には、実行委員会に毎年 10 百万円～12 百万円の赤字が発生していることを意味する。

① ジャズを取り巻く環境について

そもそも日本においてジャズ愛好家の人口は少ない。一般社団法人日本レコード協会が行った「2019 年度 音楽メディアユーザー実態調査 よく聴く音楽のジャンル」の結果は下表のとおりであり、MA(複数回答)にて普段ジャズをよく聞くと回答したものは 12.4%であり、SA(単回答)によりジャズを最もよく視聴していると回答したものは僅か 2.7%に留まる。ポップス・ロック・ダンスミュージック・クラシック等と比較するとジャズの視聴率は低水準であり、また、50 代 60 代男性の視聴率が高い一方で、女性を中心とする若年層のファンは極端に少ないことがわかる。

【図表 2019 年度 音楽メディアユーザー実態調査 よく聴く音楽のジャンル】

Q 普段よく聴く音楽はどのようなジャンルですか。あてはまるものをすべてお選びください。また、その内、最もよく視聴しているジャンルを、一つお選びください。

(単位: %)

		回答数 WB 前 n=	日本のポ プス・ロッ ク・ダンスミ ュージック	海外のポ プス・ロッ ク・ダンスミ ュージック	アニメ・声 優・ ゲーム・ネッ ト・ボカロ系 音楽	クラシック	アイドル ミュージ ック	ジャズ	演歌・歌 謡曲	その他	普段音 楽は聴 かない
2019 年 全体(MA)		(3,174)	64.2	34.5	18.4	17.5	15.9	12.4	9.7	2.2	19.9
性 年 代 別	男性 12-19 歳	(341)	69.2	34.2	51.9	14.2	18.1	9.8	5.3	3.3	8.4
	男性 20 代	(288)	63.6	31.2	37.1	12.0	22.4	9.5	8.2	1.9	14.9
	男性 30 代	(232)	68.1	30.7	27.3	13.1	18.5	10.1	6.2	2.5	19.9
	男性 40 代	(232)	70.0	37.5	19.3	16.4	14.2	14.4	9.4	1.0	21.5
	男性 50 代	(232)	68.6	46.3	12.9	14.1	11.0	17.8	15.0	0.9	17.7
	男性 60 代	(262)	43.1	26.8	5.1	25.6	6.1	22.9	21.3	2.8	28.5
	女性 12-19 歳	(337)	76.6	40.0	42.9	14.1	42.1	6.7	2.4	4.0	4.1
	女性 20 代	(292)	86.1	46.1	30.4	16.8	32.6	8.4	2.4	2.6	6.1
	女性 30 代	(232)	71.6	35.1	19.0	11.7	18.0	4.4	2.1	2.5	18.9
	女性 40 代	(232)	67.1	31.9	11.3	16.7	10.3	9.6	3.3	1.4	23.3
	女性 50 代	(232)	59.0	36.9	9.5	18.8	16.2	11.3	12.2	2.4	22.1
	女性 60 代	(262)	47.2	25.5	1.5	28.6	7.7	14.9	17.6	3.3	28.5
2019 年 全体(SA)		(3,174)	45.1	12.2	7.0	4.3	4.3	2.7	3.2	1.3	19.9

(出所:一般社団法人日本レコード協会 2019 年度 音楽メディアユーザー実態調査)

このような現状において、毎年 10 百万円以上もの公費を投入しジャズフェスティバルを開催することについて、若年層を中心にジャズに興味がない市民の中には懐疑的な視点を持つ者の存在も想定される。

② 他の公益的な音楽フェスティバルとの比較

東北で開催され、実行委員会方式や公益社団法人による運営を行っており公益的な性質を一部持つと考えられる秋田県男鹿市で開催される「男鹿ナマハゲロックフェスティバル(以下「男鹿ロック」とする)」や、宮城県仙台市で開催される日本屈指の都市音楽イベントである「定

禅寺ストリートジャズフェスティバル(以下「定禅寺ジャズ」とする)」と南郷ジャズの比較を行った。結果は下表のとおりである。

男鹿ロックや定禅寺ジャズは補助金が入っていない又は少額であるにも関わらず、多くの観客が来場しており地域活性化に多大な貢献をしていることが想定される一方で、南郷ジャズは他の音楽フェスティバルと比較すると補助金額・収入に占める補助金の割合が突出して高いにも関わらず、入場者数が低位であることがわかる。

【図表 音楽フェスティバル比較】

音楽フェスティバル名	補助金額	収入に占める 補助金割合	観客数
南郷ジャズフェスティバル	10,411 千円	45.7%	約 2,000 人
男鹿ナマハゲロックフェスティバル	(※1) 0 千円	0.0%	約 17,000 人
定禅寺ストリートジャズフェスティバル	2,000 千円	(※2) 3.0%	約 770,000 人

(出所:監査人による実施主体への電話ヒアリング、インターネット調査)

※ いずれのフェスティバルも令和元年に開催されたものである。

(※1) 男鹿ロックは、H29 年度以降は補助金をもらっていないとのこと。

(※2) 経常収益に占める割合にて算定した。

③ 継続的な南郷ジャズ開催のために

税収入の減少、社会保障関連経費の増加等により地方財政が大変厳しいなか、ジャズは決して多くの市民にとって興味があるとはいえないこと、また、補助金が多額に投入されている事実からも、市および実行委員会として補助金に頼らない事業運営を目指す(当要点に係る意見は後述【意見 3～6】を参照。)とともに、南郷ジャズの意義(公益性)を精緻に測定し、その意義を市民に広くアピールすることが求められている。

音楽フェスティバルが地域に与える効果としては、文化の形成やボランティアによる世代間交流等のほか、地域の宿泊施設の宿泊稼働率向上や、周辺観光施設の集客増加、市内消費の増加等の地域経済に与える影響も多分に期待されているところである。事業効果の測定という観点から、現状、南郷ジャズによる効果の分析は定性的側面に重きが置かれ、定量的な側面からの分析、コストに対する経済効果の測定を行うには至っていない。市は、定量的な側面からの南郷ジャズの精緻な効果測定を行い、事業効果の精緻な検証を行うべきである。

具体的には、運営来場者および関係者(出店者・実行委員会等)へのアンケート調査にて、宿泊費・交通費・飲食代・買い物の状況等の調査により消費額および投資額を把握し、産業関連表や様々な自治体が公表している経済効果分析ツール等を用いて経済波及効果を算定していただきたい。その数値を基に、南郷ジャズの公益性を市民に詳細に説明するとともに、今後の効果的かつ効率的な事業運営に役立ててほしい。

【意見 3】 継続的な南郷ジャズ実施のために②（入場料の設定について）

継続的な南郷ジャズ実施のためには補助金に頼らない事業運営（赤字幅の縮小、黒字化）が求められており、そのためには入場料を値上げすることが一つの方策であろう。令和元年度収支ベースにて黒字化を果たすためには、現在の入場料である前売券 5,000 円・中高生 2,000 円（当日 1,000 円増）を、各+5,205 円の大幅な値上げをする必要がある。

値上げをした場合、来場者数の減少が想定され一概にどの程度の値上げが良いか判断することは難しいが、超一流のアーティストが出演することや、全国的にも珍しい野外のジャズフェスであることを勘案し、1,000 円～2,000 円程度の値上げも妥当な水準ではないだろうかと思料する。今後、アンケート等でどこまでならば値上げが許容されるかの情報収集や、他の類似イベントと比較分析等を行う等して、入場料値上げを検討しても良いのではないだろうか。

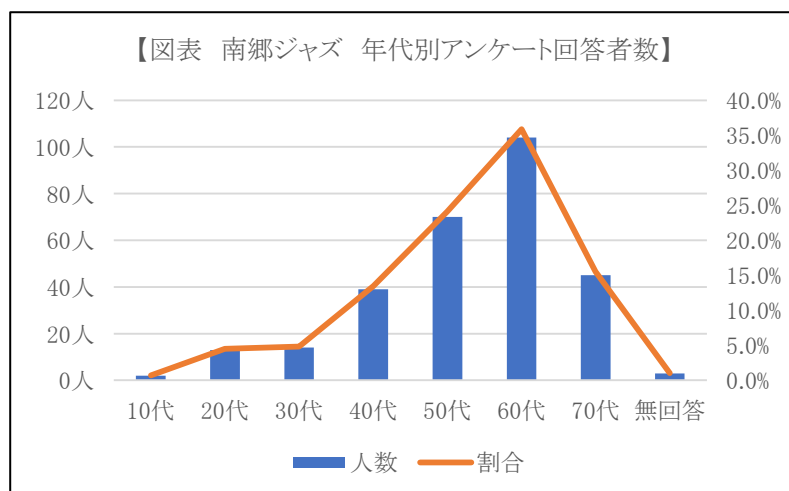
【意見 4】 継続的な南郷ジャズ実施のために③（寄付募集について）

自己収入を確保するため個人からの寄付を募ることを検討すべきである。令和元年度において、法人を中心とするプログラム広告協賛金 2,000 千円の収入があるものの、観客や一般市民からのカンパ的な意味合いの寄付金は受けていない。

現状、寄付金にかかるインターネット等におけるオープンな募集はないが、南郷ジャズの継続的発展を望む者については、寄付窓口が明確に存在するならば実際に寄付を行う者の存在も十分想定される。今後は、他イベント（定禅寺ストリートジャズフェスティバル等）の事例を参考にホームページにて寄付窓口を設けること、前夜祭や本祭において直接的に寄付を呼びかけるといった積極的な働きかけを求めたい。

【意見 5】 継続的な南郷ジャズ実施のために④（若年層の取り込みについて）

令和元年度の南郷ジャズに来場し、アンケートを記載した 290 名の年齢構成は下図のとおりである。



（出所：担当課作成アンケート結果）

来場者の大半を 50 代、60 代が占め、10 代～30 代の若年層の割合は計 10%程度と極めて少ないことがわかる。現状のままでは、将来的な先細り傾向は明らかであり、継続的な南郷ジャズ実施のためには多数の若年層を呼び込む必要があるだろう。

そもそも若年層はライブにてジャズを聴いたことがないものが多数を占めると思料されるが、屋台村を含む野外フェスの解放感を感じながら一流ジャズマンの演奏を聞くことでリピーターになる可能性も十分考えられる。また、若年層が SNS 等を通じてインフルエンサーとなることも十分想定されるだろう。そもそも若年層が少ない理由としては、南郷ジャズには正統派のジャズバンドが多く、出演者に一般的な知名度が決してあるわけではないことも影響しているように思える。若年層に一度足を運んでもらうきっかけとして、一般的に知名度が高いロックやポップス寄りのアーティストを呼ぶことも検討しても良いと考える。なお、他のジャズフェスティバルではお笑い芸人を呼んでいる事例も見られた。

【意見 6】 継続的な南郷ジャズ実施のために⑤（出演料の削減）

南郷ジャズ開催に係る支出明細を閲覧したところ、出演者へのギャランティーに多くのコストが発生している状況であった。今後も収入増加が見込めないならば、ギャランティーを抑える方向性も検討する必要があるだろう。

2. 南郷産業文化まつり事業補助金（南郷事務所）

（1）補助金の概要

補助金の名称	南郷産業文化まつり事業補助金		
所管課	南郷事務所		
交付開始年度	昭和 61 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	南郷産業文化まつり事業補助金交付要領		
主な補助対象者	南郷産業文化まつり実行委員会		
補助金の目的	南郷産業文化まつり(詳細は下記「① 南郷産業文化まつりについて」参照)は、南郷地域の産業と文化の向上に資するとともに南郷地域発展の原動力となるイベントとして位置づけられている。まつりの事業主体は、南郷産業文化まつり実行委員会、開催にかかる経費の補助として、市が実行委員会へ補助金を交付している。		
補助金の効果測定の方法	来場者数にて効果測定している。 近年は、平成 29 年度:4,068 人、平成 30 年度: 5,407 人、令和元年度:4,779 人と推移している。		
補助対象経費	事業にかかる会場設営費、広告宣伝費、運営費および付帯事務に要する経費		
補助率	総支出額から、補助金を除いた収入額を差し引いた額、又は 1,800 千円のいずれか低い額		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	1,800	1,606	1 件
平成 30 年度	1,800	1,784	1 件
令和元年度	1,800	1,617	1 件

① 南郷産業文化まつりについて

令和元年度に開催された第 34 回南郷産業文化まつりの概要は以下の通りである。

日時:令和元年 11 月 2 日～3 日 両日とも 10:00～15:00 入場者数:4,779 人

会場および開催内容:

会場	開催内容
南郷体育館	農作物収穫感謝セール、商工バザー、ちびっこコーナー、本と雑誌のリサイクル

会場	開催内容
	ルフェア等
南郷公民館	消防防災コーナー、人権擁護相談、健康づくりコーナー、文化展示コーナー、製作実演コーナー等
南郷公民館前	麺コーナー、軽トラ市、消防防災コーナー等
茶室	お茶会
南郷文化ホール	オータムコンサート、歌謡フェスティバル、舞踊ショー等
ジャズの館	無料ジャズライブ、南郷サマージャズフェスティバル 2019 上映会

(出所:担当課資料より監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 7】 請求書の名義について

本補助金の補助対象者は「南郷産業文化まつり実行委員会」であり、補助対象経費の請求書宛名は「南郷産業文化まつり実行委員会」であるべきところ、宛名が「南郷区役所」となっている請求書があった(日付:令和元年 11 月 30 日、摘要:駐車場警備料 金額:145,200 円)。監査を実施したところ、南郷事務所内に南郷産業文化まつり実行委員会が存在するため業者の誤謬に起因するもので、不正の意図等はないものと判断できたが、本来であれば適切な宛名で請求書を受領し会計処理を行う必要がある。市は適切な指導を行う必要がある。

3. 優良建築物等整備事業補助金（まちづくり文化推進室）

（1）補助金の概要

補助金の名称	優良建築物等整備事業補助金			
所管課	まちづくり文化推進室			
交付開始年度	平成9年度			
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市優良建築物等整備事業補助金交付要領 社会資本整備総合交付金交付要綱 優良建築物等整備事業制度要綱			
主な補助対象者	優良建築物等整備事業制度要綱に規定する事業のうち、「八戸市立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域内で実施する事業及び八戸市社会資本総合整備計画に記載されている事業のいずれにも該当する事業を実施する者			
補助金の目的	市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅を供給するために、土地利用の共同化や高度化など一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対する支援について国庫補助制度を活用して行うものである。			
補助金の効果測定の方法	「② 補助金の効果測定の方法について」に記載のとおり			
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり			
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり			
財源	国庫補助が2分の1、市の一般財源が2分の1			
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数	翌年度繰越額 (千円)
平成29年度	60,000	0	1	60,000
平成30年度	415,598	60,000	3	202,258
令和元年度	481,980	237,832	3	461,172

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、平成31年度八戸市優良建築物等整備事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・調査設計計画費(事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費)
- ・土地整備費(建築物除却等費、補償費等)

- ・共同施設整備費(空地整備費、供給処理施設整備費、その他施設整備費)
- ・その他市長が必要と認める経費

イ. 補助金の額

予算の範囲内で、それぞれの補助対象経費の3分の2以内の額を合計した額とし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

② 補助金の効果測定の方法について

補助金の効果測定の方法については、社会資本総合整備計画の八戸市の活気を創出する都市拠点における住環境整備(第二期)で設定されている定量指標で目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 八戸市の活気を創出する都市拠点における住環境整備(第二期)設定の定量指標】

	平成 28 年度当初	平成 30 年度	令和 2 年度(目標)
住宅宅地供給率	83%	100%	—
中心市街地居住環境満足度調査による満足度	2.66	—	3.00
都市マスにおける中央地域の人口(世帯数)割合	25.38% (27.15%)	—	25.50% (27.20%)
居住誘導区域内の人口密度	44.3 人/ha	—	44.3 人/ha

(出所:まちづくり文化推進室資料)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 2】補助事業における消費税相当額の取扱について

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等の民間事業者等に対する間接補助事業における消費税の取扱について、会計検査院より指摘を受ける事例が散見されるようになったため、国土交通省住宅局では消費税の取扱に関するルールの特明確化を図るとの趣旨で、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」(平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知)(以下「通知」という。)を发出した。

本来、費用として負担する消費税は補助対象となるものであるが、補助対象事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる場合には、施行者は実質的に消費税相当額を負担しないこととなるため、結果として当該仕入控除税額を補助対象として交付された補助金が消費税として使われずに施行者に滞留することとなる。補助金とはあくまで費用として負担す

るものに対して補助するものであるという補助金本来の趣旨に鑑み、実質的に負担しないものについては補助対象となり得ない。このため、交付決定等の取り扱いについては留意する必要がある。通知の対象となるのは、民間事業者などの消費税法の定める課税事業者が補助対象事業を実施する場合である。

本事業の番町・堀端町地区(青森銀行八戸支店)において、通知の 1 にある「補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになる場合」であったにも関わらず、交付決定が消費税仕入控除税額を除いた額で行われていなかった。番町・堀端町地区の事業当初に施行者に確認したところ、消費税法の定める課税事業者には該当しないとの回答があったとのことであった。しかし、施行者の回答をそのまま受け入れるのではなく、本当に課税事業者には該当しないのかの再確認が必要であった。令和 2 年度に当事業の番町・堀端町地区が完了したため、通知のとおり、消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還するための手続を実施すべきである。

今後、同様の事業が実施される際、消費税法の定める課税事業者には該当するか、否かの判断は慎重に行うべきである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ)が明らかになる場合
交付決定は、消費税仕入控除税額を除いた額について行う。2. 補助事業の実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになる場合<ol style="list-style-type: none">(1) 交付決定は、消費税仕入控除税額の見込額を除いた額について行う。(2) 実績報告及び補助金の額の確定は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額について行うものとする。3. 補助金の額の確定後、消費税の申告により消費税仕入控除税額が明らかになる場合<ol style="list-style-type: none">(1) 交付決定は、返還条件を付した上で消費税仕入控除税額を含めて行う。(2) 実績報告及び補助金の額の確定は、消費税仕入控除税額を含む額について行う。(3) 消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還する。 |
|--|

(出所:住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について)

【意見 8】事業遂行状況報告書の提出要件について

補助事業者は、交付決定通知を受けた日から 3 月を経過するごとに、事業遂行状況報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過した日の属する月の翌月 5 日までに提出する必要がある旨が交付要領第 11 条に定められている。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、第 8 条の交付決定通知を受けた日から 3 月を経過するごとに、事業遂行状況報告書(別記 13 号様式)を作成し、それぞれ当該期間の経過した日の属する月の翌月 5 日までに市長に提出しなければならない。

(出所:平成 31 年度八戸市優良建築物等整備事業補助金交付要領)

令和元年度の報告書綴りを確認したところ、番町・堀端町地区事業では事業遂行状況報告書を提出していなかった。番町・堀端町地区事業は新美術館整備事業等も関わっており、月に 1 回、事業進捗会議を実施していたため、事業遂行状況報告書の提出を求めていなかった。当該事業の場合、事業進捗会議を実施しており、事業の遂行状況を把握することができていたため、事業遂行状況報告書の提出までは必要ではないと判断できる。

今後、同様の事業が発生する可能性は低いかもしれないが、交付要領では事業遂行状況報告書の提出を求めているため、状況によって例外を認められる旨の文言を入れることを検討することが望ましい。

【意見 9】 補助金精算調書の記載内容説明について

補助事業者は、補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助事業の交付が決定した日の属する会計年度の末日までに、事業年度終了報告書を、市長に提出しなければならず、補助金精算調書を添付する旨が交付要領第 13 条に定められている。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。以下同じ。)は、規則第 12 条の規定により、補助事業が完了した日から起算して 15 日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書(別記第 14 号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助事業の交付が決定した日の属する会計年度の末日までに、事業年度終了報告書(別記第 15 号様式)を、市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による報告には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金精算調書(別記第 16 号様式)
- (2) 事業実施状況調書(別記第 17 号様式)
- (3) 事業実績が確認できる契約書の写し
- (4) 事業実績が確認できる領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(出所:平成 31 年度八戸市優良建築物等整備事業補助金交付要領)

実績報告に関する書類を確認したところ、補助金精算調書の記載誤りが散見された。補助金精算調書を作成するのは民間事業者であり、「対象外支払額」や「補助対象額」にどのような内容の金額を記載すべきか分からず、誤って金額が記載されたものと推測する。

そのため、どのような内容の金額を記載すべきか、記載要領や記載例、脚注で説明する等、民間事業者が記載内容を悩まないようにすべきである。ただし、令和元年度の補助対象 3 事業中 2 事業が令和 2 年度で完了し、今後、同様の事業が実施されるかが未定である。記載要領や記載例を新規作成することは、市の負担が大きいため、現在進行中の民間事業者が記載を誤らない程度で様式の脚注説明等を示すことが望ましい。

【意見 10】優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書の記載内容説明について

補助事業者は補助金の概算払を請求することができるが、請求しようとするときは、補助金概算払申請書兼請求書を提出する必要がある旨が交付要領第 17 条に定められている。

(補助金の概算払)

第 17 条 市長は、前条の規定にかかわらず、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の確定前に概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払をすることができる補助金の額は、第 5 条第 2 項に掲げる補助対象経費ごとの事業が完了した部分に係る補助金相当額とする。ただし、土地整備費及び共同施設整備費においては、工事の出来形部分で検査に合格した部分の金額並びに部分払の対象とされている工事材料及び工場製品に対する代価の 10 分の 9 に相当する金額の合計額の 3 分の 2 以内の額とする。なお、当該年度の補助対象事業費の一部を次年度に繰越す場合、交付する補助金の金額は、交付決定額から繰越額を控除した額とする。

3 補助事業者は、前 2 項の規定により概算払を請求しようとするときは、補助金概算払申請書兼請求書(別記第 22 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施状況調書(別記第 17 号様式)
- (2) 事業実績が確認できる契約書の写し
- (3) 事業実績が確認できる領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(出所:平成 31 年度八戸市優良建築物等整備事業補助金交付要領)

優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書を確認したところ、「補助対象額」と「補助金(変更)交付決定額」を同額で記載されていた。優良建築物等整備事業補助金概算払申請書兼請求書を作成するのは民間事業者であり、「補助対象額」と「補助金(変更)交付

決定額」にどのような内容の金額を記載すべきか分からず、誤って同額を記載したものと推測する。「補助対象額」は総事業費のうち、補助対象となる金額を記載してもらい、その補助対象額の内訳ごとに補助率を乗じて得た金額を「補助金(変更)交付決定額」に記載してもらうようにすべきである。

どのような内容の金額を記載すべきか、記載要領や記載例、脚注で説明する等、民間事業者が記載内容を悩まないようにすべきである。ただし、令和元年度の補助対象 3 事業中 2 事業が令和 2 年度で完了し、今後、同様の事業が実施されるかが未定である。記載要領や記載例を新規作成することは、市の負担が大きいため、現在進行中の民間事業者が記載を誤らない程度で様式の脚注説明等を示すことが望ましい。

4. 中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金（まちづくり文化推進室）

（1）補助金の概要

補助金の名称	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金		
所管課	まちづくり文化推進室		
交付開始年度	平成 22 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(事業者用)交付要領 中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(大学等法人用)交付要領		
主な補助対象者	中心商店街のうち特定の道路に面し、3 か月以上継続して利用されていない空き店舗・空き床に新規に店舗等を出店する事業者や市内に大学等を設置している法人		
補助金の目的	第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の目標である「街なかの賑わい創出(来街機会の創出と回遊性の向上)」や「起業家支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」の達成を図る。		
補助金の効果測定の方法	「② 補助金の効果測定の方法について」に記載のとおり		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	特別交付税措置が2分の1、市の一般財源が2分の1		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	6,000	3,799	2
平成 30 年度	6,000	1,006	1
令和元年度	5,000	4,819	4

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、平成 31 年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(事業者用)交付要領(以下「交付要領」という。)及び平成 31 年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(大学等法人用)交付要領に定められており、補助対象事業、補助要件、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象事業及び補助要件

【事業者用】

- ・空き店舗・空き床に新規出店するに当たり、改装工事を行うものであること。
- ・空き店舗・空き床に新規出店する際の店舗等において従事する労働者の数は、店舗等の延床面積 100 m²以上にあつては 2 名以上、100 m²未満にあつては 1 名以上であること。
- ・小売業、飲食サービス業、コミュニティビジネス等、顧客の利便性向上又は顧客の誘引に資する施設として利活用される事業であること。
- ・営業時間は、正午までに開店し、かつ、午後 6 時以降に閉店するもの（ただし、飲食店にあつては午前 11 時から午後 4 時までの間の 3 時間以上の営業を含む、1 日 6 時間以上の営業）であつて、週 5 日以上通年営業するものであること。
- ・補助金の交付が終了した後も 2 年以上の継続的な営業が見込まれるものであること。
- ・空き店舗・空き床が存する商店街団体等の構成員となり、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

【大学等法人用】

- ・空き店舗・空き床に新規開業するに当たり、改装工事を行うものであること。
- ・大学等のサテライトキャンパスとして利用されるものであること。
- ・サテライトキャンパスでの毎週の活動が見込まれるものであること。ただし、長期休暇期間など特別の事情がある場合は除く。
- ・補助金の交付が終了した後も 2 年以上の継続的な活動が見込まれるものであること。
- ・空き店舗・空き床が存する商店街団体等の地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

イ. 補助対象経費

- ・空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）
- ・その他市長が必要と認める経費

ウ. 補助金の額

事業者に対する補助金の額は、補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じた額

(1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)以内とし、その限度額は 200 万円とする(令和 2 年度より限度額は 100 万円に変更)。

大学等法人に対する補助金の額は、補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額 (1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)以内とし、その限度額は 50 万円とする。

② 補助金の効果測定の方法について

補助金の効果測定の方法については、第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画で設定されている空き店舗・空き床率で目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 空き店舗・空き地率】

	平成 29 年度 (基準値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度 (目標値)
空き店舗・空き床率	11.6%	12.1%	12.1%	8.2%

(出所:令和元年度八戸市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 3】現況届の提出期限の遵守について

補助金の交付を受けた事業者は、営業を開始した日から起算して 1 年を経過する日及び 2 年を経過する日の状況について、それぞれ 20 日を経過する日までに中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届(以下「現況届」という。)を提出する必要がある旨が交付要領第 15 に定められている。

令和元年度に提出された現況届を確認したところ、提出期限を超過して提出されたものが 1 件発見された。市の担当者が事業者に対して、督促をしていたものの、事業者の提出が遅くなり、提出期限を超過していたとのことであった。交付要領で提出期限を定めているため、事業者には提出期限を遵守してもらうべきである。

(営業開始後における現況届の提出)

第 15 補助金の交付を受けた事業者は、営業を開始した日から起算して 1 年を経過する日及び 2 年を経過する日の状況について、それぞれ 20 日を経過する日までに中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届(別記第 15 号様式)を提出しなければならない。

(出所:平成 31 年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(事業者用)交付要領)

【意見 11】現況届に関する添付書類漏れについて

現況届について、市の様式では、脚注に「(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること)」とある。令和元年度の現況届を確認したところ、雇用保険対象者がいる

にも関わらず、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しが添付されていない現況届が1件発見された。

交付要領で雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの提出を求めているもの、市の様式では提出を求めており、雇用保険対象者がいる場合には、漏れなく提出してもらうことが望ましい。

【意見 12】八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会欠席委員の対応について

本事業では、交付要領第6で「補助金の交付の決定に際し、八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)に、その内容の審査を行わせ、意見を求めるものとする。」と定めており、令和元年度は2回開催されたが、2回とも委嘱した5名全員の委員の日程の合う日がなく、4名の都合がつく日程で開催されていた。

委員会の委員は、八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第3条第2項に基づき、委嘱している。その中で「その他市長が必要と認める者」として、令和元年度では企業会計に精通した専門家として税理士、令和2年度では税理士に加えて、改修工事に係る設計書や見積書に関し、専門家の視点から意見を求めるために建築士に委嘱している。

このような専門知識を有している委員が委員会を欠席すると、その分野についての意見が委員会で反映されないおそれがある。委員会規則第5条第4項において、「委員は、委員長の承認を受けて、会議に代理の者を出席させることができる。」とあり、専門知識を有している委員が委員会を欠席する場合、同様の専門知識を有している者を代理として出席してもらうことを検討することが望ましい。しかし、同様の専門知識を有している者を代理とすることが実際には困難な場合も考えられ、その場合には、欠席予定の委員に事前に資料を審査し、専門知識に基づいた意見を述べてもらい、委員会の審査資料とすることも検討することが望ましい。

(交付決定)

第6 市長は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定に際し、八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会(八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)別表に規定する八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会をいう。)にその内容の審査を行わせ、意見を求めるものとする。

(出所:平成31年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(事業者用)交付要領)

(職務)

第2条 委員会は、中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金の交付に関し必要な事項について審査し、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 八戸市中心市街地活性化協議会が推薦する者
- (2) 八戸商工会議所の職員
- (3) 中心商店街等の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定により委員会を招集する場合において、当該委員会に出席すべき委員は、委員長がその都度指名する。

3 委員会は、出席すべき委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員は、委員長の承認を受けて、会議に代理の者を出席させることができる。

5 委員会の議事は、別に定めるところにより、採点による評価で決するものとする。

(出所:八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会規則)

【意見 13】1 月から 3 月に新規出店を検討する者に対する対応について

交付要領第 5 では、補助金交付申請書の提出期限を年内の最終開所日(令和元年度は 12 月 27 日)と定めている。これは令和元年度内に改装工事等を完了し、令和 2 年 3 月 31 日までに実績報告書を提出させるために補助金交付申請書の提出期限を年内としたものである。

そのため、1 月～3 月に新規出店の検討を始め、本補助金の交付申請を希望する者については、本補助金の交付申請を翌年度の 4 月を待たなければならない。また年度内に当該改装工事を完了が見込めず、年度をまたぐ改装工事を行う新規出店者についても、本補助金の対象外となっている。本補助金は空き店舗・空き床解消を目的としていることから、少しでも多くの新規出店の機会を与えるべきである。

新規出店後、1 か月以上 3 か月以内の申請を認めているような他の自治体もあり、本補助金の公平性を確保し、空き店舗・空き床解消に資するため、1 月～3 月に新規出店を検討し、本補助金の交付申請を希望する者や年度をまたぐ改装工事を行う新規出店者に対しても申請可能とする仕組みづくりを検討することが望ましい。例えば、新規出店後の申請も認め、既に新規出店している場合には、予算と直近実績との比較も加味した上で審査を実施するなどの方法を採用することも考えられる。

(交付申請)

第5 規則第 3 条の補助金交付申請書は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 規則第 3 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、会則等の写し (2) 役員名簿及び構成員名簿 (3) 事業計画書(別記第 2 号様式) (4) 収支予算(精算)書(別記第 3 号様式) (5) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等 ※写し可 (6) 許認可等証書若しくはその申請書類の写し (7) 申請前 3 か月以内に取得した住民票(法人にあっては、登記事項証明書) (8) 第 3 第 1 項第 5 号に規定する税に係る納税証明書(本社機能を有する事業所の所在地が市外の場合にあっては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し)又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第 4 号様式) (9) 直近 2 か年分の法人等の経営状況を示す書類(貸借対照表、損益計算書等) (10) 誓約書(別記第 5 号様式) (11) その他市長が必要と認める書類 3 補助金交付申請書の提出期限は、平成 31 年 12 月 27 日とする。 (事業の着手) 第 9 補助事業の着手は、補助金の交付決定日以後に行わなければならない。ただし、当該事業の効果的な実施を図る上で、緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金の交付決定前に着手する必要があるときは、交付決定前着手届出書(別記第 8 号様式)を市長に提出し、当該事業に着手することができる。 3 補助金の交付の決定を受けた事業者は、交付決定日から起算して 60 日を経過する日又は平成 32 年 3 月 1 日のいずれか早い日までに改装工事に係る請負契約を締結し、平成 31 年度内に当該改装工事を完了し、及び当該改装工事が完了した日から起算して 30 日以内に営業を開始しなければならない。 (実績報告) 第 11 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 11 号様式のとおりとする。 3 実績報告書は、改装工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は平成 32 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
--

(出所:平成 31 年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金(事業者用)交付要領)

5. 八戸市納税貯蓄組合事務費補助金（収納課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市納税貯蓄組合事務費補助金		
所管課	収納課		
交付開始年度	昭和 37 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市納税貯蓄組合事務費補助金交付規程		
主な補助対象者	納税貯蓄組合(令和元年度:57 組合)		
補助金の目的	納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の健全な発達を図るため		
補助金の効果測定の方法	該当なし		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,498	3,037	67
平成 30 年度	3,175	2,667	63
令和元年度	3,142	2,416	57

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市納税貯蓄組合事務費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定められており、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料などの事務費

イ. 補助金の額

次の各号により計算して得た額の合計額

(1)組合員 1 人について 200 円以内の額

(2)組合員が納期内納付した税額に次の率を乗じて得た額以内の額

- ・納期内納付率が 90%以上の組合 個人:5/1000、法人:2/1000
- ・納期内納付率が 80%以上の組合 個人:2.5/1000、法人:2/1000

※ 納期内納付率が 80%未満の組合には、補助金を交付しない。

(2) 監査の結果及び意見

【結果 4】 補助対象外経費の取り扱いについて

八戸市納税貯蓄組合事務費補助金については、交付申請書記載例において、以下経費が補助対象外経費として記載されている。

＜補助対象外経費＞

- ・会議費…弁当代、参加人数×500 円を超える茶菓子・ジュース代
- ・研修費…納税と関係の無い研修、宿泊費や観光性の高い支出

各納税貯蓄組合から提出された補助金交付申請書類綴を査閲したところ、以下の内容の経費に関する領収書があった。

No.	費目	領収書の内容	金額
1	研修費	インバウンドセミナー会場費及びお茶代 40 名分	30,000 円
2	会議費	会場費、コーヒー代 38 名分	30,000 円
3	会議費	会場費(温泉付き施設が会場)	21,600 円
4	研修費	会場費(温泉付き施設が会場)	27,500 円

No.1 について、インバウンドセミナー会場費が研修費として計上されていたが、関連資料を査閲した限りにおいて納税と関係ある内容とは読み取れなかった。また、お茶代について、参加人数×500 円を超える分は補助対象外であるため、領収書が補助対象外分と一緒にになっている場合は、明細を提出する旨が交付申請書記載例に記載されている。しかし、領収書は会場費とお茶代が合算された金額であり、明細も添付されていないため、お茶代が参加人数×500 円を超えているかどうか不明であった。

No.2 について、会場費、コーヒー代 38 名分が会議費として計上されていた。これについても No.1 と同様に、領収書は会場費とコーヒー代が合算された金額であり、明細も添付されていないため、コーヒー代が参加人数×500 円を超えているかどうか不明であった。

No.3 について、温泉付き施設の会場費が会議費として計上されていた。交付申請書記載例において、観光性の高い支出が不可とされるのは研修費のみとなっており会議費については観光性の高い支出が不可とはされていないが、会議費と研修費は似た支出区分であり、会議費についても観光性の高い支出を不可とすることが適切と考える。当該会場を使用した会議について、観光性が高いと直ちに判断できるものではないが、関連資料を査閲した限りにおいて納税に関する会議であることが確認できなかった。

No.4 について、温泉付き施設の会場費が研修費として計上されており、当該会場を使用した研修について、観光性が高いと直ちに判断できるものではないが、関連資料を査閲した限りにおいて納税に関する研修であることが確認できなかった。

上記より、研修案内等の書面にて納税と関係があると読み取れない研修費については、補助対象外である旨を各納税貯蓄組合に周知する必要がある。また、お茶代等について、参加人数×500円を超える分は補助対象外であるが、領収書が会場費と一緒にしている場合にお茶代の明細が添付されていない事例が散見されるため、領収書に会場費と一緒に記載されているお茶代等については明細を添付すべき旨を各納税貯蓄組合に周知する必要がある。さらに、観光性の高い支出については、会議費・研修費問わず、補助対象外とすべきである。温泉付き施設の会場を使用した会議・研修について、観光性が高いと直ちに判断できるものではないが、納税に関する会議・研修であり補助対象経費であることが分かる書類等を添付する必要がある旨を各納税貯蓄組合に周知する必要がある。

【意見 14】 納税貯蓄組合事務費補助金の今後のあり方について

納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法(昭和 26 年法律 145 号)に基づく団体であり、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体である。組合には、国税、県税、市税等の納税者であれば誰でも加入でき、市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者を構成メンバーとする単位組合を基礎単位とし、日本全国に約 1 万 8000 組合(平成 31 年 3 月末時点)、八戸市においては 124 組合(平成 31 年 3 月末時点)が存在している。

納税貯蓄組合は戦後、社会的混乱や増税により納税意欲が低下したこと、戦災などにより経済が破たん状態となったこと、申告納税制度の導入など税制が大きく変わったため滞納発生割合が大幅に増加したという社会背景において、租税の納期内完納と納税意識高揚を目的として制度が作られたという状況がある。

近年においては、個人情報保護法の施行によるプライバシーに対する納税者の意識の向上もあり、口座振替や自主納付が大半を占めるようになってきており、当初の制度目的はほぼ達成されたとの判断等で補助金交付を廃止する自治体も出てきている(盛岡市、阿蘇市、岡山市、厚木市等)。

八戸市における納税貯蓄組合はこれまで市税の納付促進に大きな功績を残してきたと考えられるが、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、現状では期日内納付に関する啓蒙活動が主な活動となっている面もある。

したがって、社会経済情勢の変化を踏まえた上で補助金の位置付けの見直し等、今後のあり方について幅広い選択肢を検討していくことが必要であろう。

6. 中小企業振興補助金（商工課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市中小企業振興助成金		
所管課	商工課		
交付開始年度	昭和 53 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市中小企業振興条例(以下この項で「条例」という。) 八戸市中小企業振興条例施行規則(以下この項で「規則」という。) 八戸市中小企業振興助成金交付事務取扱要綱(以下この項で「取扱要綱」という。)		
主な補助対象者	八戸市における中小企業者又は中小企業団体(以下この項で「中小企業者等」という。)		
補助金の目的	中小企業の自主的な努力を助長し、企業の経営の革新を促進するため、必要な助成を行い、その育成振興を図る。		
補助金の効果測定の方法	補助実施金額及び実施件数(過去 3 年間の実績は下記「当初予算額、決算額、交付件数の推移」記載のとおりである。)		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	281	52,731	6
平成 30 年度	170	34,901	5
令和元年度	409	12,470	7

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

助成金の交付に関する内容は、条例、規則、取扱要綱に定められており、助成の種類、対象者、対象事業、助成の内容は以下のとおりである。

助成の種類	対象者	対象事業	助成の内容
高度化事業に対する助成(条例第 3	中小企業者等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく高度化事業	青森県中小企業高度化資金貸付規則第 2 条の規定に基づき青森県から貸付を受

助成の種類	対象者	対象事業	助成の内容
条)			けた高度化資金(以下この項で「高度化資金」という。)の 5/100 に相当する額以内(限度額 150 百万円)
共同施設設置事業に対する助成(条例第 4 条)	中小企業団体	高度化資金の貸付を受けない生産・加工販売、購買、保管、運送、検査等のため共同で利用する施設の新設、増設、更新又は改修(以下この項で「新設等」という。)をする事業	共同施設の新設等に要した経費(土地の取得、造成等に要した経費を除き限度額 150 百万円)の 20/100 に相当する額以内(ただし、当該共同施設の新設等に要した経費が 10 百万円以上であること)
指定地域内への工場等の設置に対する助成(条例第 5 条)	中小企業者等	指定地域内において市の施策に応じて規則で定める期間内に工場、作業場等を設置したとき	土地、建物及び固定された設備(構築物、機械及び装置)に対して課税された固定資産税額の 50/100 に相当する額(ただし、当該施設を設置した日の属する年度の翌年度又は翌々年度から 3 箇年度に渡り行い、各年度限度額は 3 百万円とする。)
新事業活動に対する助成(条例第 6 条)	中小企業者等	中小企業者等が行う新たな事業活動で、市の事業認定を受けた事業	新事業活動に要する経費のうち規則で定める経費の 50/100 に相当する額以内(ただし、限度額は、中小企業等経営強化法第 15 条第 2 項の承認経営革新計画に基づいて実施する事業及び中小企業者が同法第 2 条第 12 項に規定する事業承継等(同項第 9 号に掲げる措置を除く。)を契機として実施する

助成の種類	対象者	対象事業	助成の内容
			事業は 3 百万円、それ以外は 2 百万円とする。）

(出所:担当課資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 5】 交付条件確認資料の入手について

規則では、助成金の交付を受けることができる中小企業者等を定めている。

(助成の対象)

第 3 条 条例第 3 条から第 7 条までに規定する助成金の交付を受けることができる中小企業者及び中小企業団体(以下「中小企業者等」という。)の範囲は、市内に主たる事業所を有し、かつ、納期到来分の法人市民税及び固定資産税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業者にあつては、資本の額又は出資の総額のうち大企業及びその役員からの出資の割合が 2 分の 1 を超えない者であること。
- (2) 中小企業団体にあつては、その構成員の 4 分の 3 以上の者がその主たる事業所を市内に有している者であること。

(出所:規則)

助成金関係綴には、助成金交付案件ごとに助成金交付申請書、支出負担行為書、実績報告書等の一連の書類が綴じられている。助成金関係綴を閲覧したところ、中小企業者にあつては、助成事業者の全てにおいて、資本の額又は出資の総額のうち大企業及びその役員からの出資の割合が $1/2$ を超えない者であることを確認した書類が綴りこまれていなかった。また、中小企業団体にあつては、助成事業者の一部において、その構成員の $3/4$ 以上の者がその主たる事業所を市内に有していることを確認した書類が綴りこまれていなかった。市によれば、口頭では確認を行っているとのことであるが、規則で定める事項である。口頭による確認だけではなく、それを証する書類も入手しておくべきである。

【結果 6】 書類の徴求漏れについて

取扱要綱には、助成金を交付するに当たり助成事業者が市に提出すべき書類が定められている。高度化事業に対する助成については、助成金交付申請書には以下の書類を添付して市に提出することが求められている。

4 助成金交付申請書の添付書類

- (1) 事業計画書(別記第 1 号様式)
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿又は組合員名簿
- (4) 登記簿謄本及び定款又は会則
- (5) 事業実施の承認を証する議事録又は同意書
- (6) 直近の事業報告書又はそれに準ずるもので市長が認めるもの
- (7) 高度化資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書(写)又は貸付決定通知書(写)
- (8) 納税証明書又は市税の納付状況を確認することに同意する文書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(出所:取扱要綱)

これに関して、助成事業者の内 1 者において、助成金関係綴の中に事業実施に関する報告事項が記載された議事録が綴りこまれていたものがあった。取扱要綱で求めているのは「(5) 事業実施の承認を証する議事録又は同意書」であって報告事項ではない。事業の内容が議事録に記載されていればよいのではなく、事業の実施を機関決定していることを証する書類が求められていることに注意が必要である。市は、提出書類の漏れがないように助成事業者を指導すべきであったし、市も十分な確認を行う必要があった。なお、この事業者については監査の期間中に事業実施の承認を証する議事録を市が徴求し、機関決定が行われていることを確認した。

【結果 7】事業計画書の正確な記載について

高度化事業に対する助成を受けた事業者の内 1 者(この事業者は助成金により駐車場の整備を行っている。)が提出した事業実績書には事業の効果として以下のような記載がある。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 新設した共同駐車場の収容台数は 40 台であるが、全てを組合員および隣接する企業主導型保育園の従業員用の駐車場として利用いただいている。1 台当たり 2,400 円/月(税別)

(出所:助成事業者から市に提出された「実績書」から監査人が作成)

上記のうち(3)は事業計画書には記載のない事項であるが、高度化事業の事前審査の段階で、駐車場を保育園従業員用に使用したい旨の申し出が県にあり、市においてもその旨を把握していたが、事業計画書に記載が漏れてしまったということである。

市は、事業計画への記載は漏れがないように助成事業者を指導すべきであった、また、市

も十分な確認を行う必要があった。

【結果 8】助成事業認定申請書の正確な記載について

助成事業認定申請書(以下この項で「認定申請書」という。)に添付された全体事業計画書の「7. 対象事業の経営計画(以下この項で「経営計画」という。)」には、「付加価値額」、「1 人あたりの付加価値額」、「経常利益」の 3 指標が計画終了時(3 年後)の目標数値として記載される。ここで、新事業活動に対する助成を受けた事業者の内 1 者が提出した計画書において、直近期末の経常利益 △490 千円、計画終了時の目標経常利益 4,445 千円(計画終了時の目標伸び率(以下この項で「目標伸び率」という。)1,007.1%)と記載されている。

しかし、認定申請書に添付されているこの事業者の直近期末の決算報告書では経常利益は 2,358 千円であり、異なった数値が記載されている。この結果、本来 88.5%と記載すべき目標伸び率が 1,007.1%と誤った数値が記載されることになった。原因は、事業者において、経営計画の表に雑収入を記載する箇所がなかったため雑収入を除いて記載したことによるというものであるが、経営計画に記載される数値は事業認定の可否を判断するために重要な情報であり、決算報告書も添付されていることを考えると正しい数値を記載することは可能であったはずである。

市は助成事業者に対し、正確な数値を記載するよう指導すべきであったし、市も十分な確認を行う必要があった。

【意見 15】助成事業により取得した財産の処分の制限について

規則において、助成事業により取得した財産の処分についての規定がある。

(財産の処分の制限)

第 16 条 助成事業者は、助成事業によって取得した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。ただし、助成事業完了の日から 5 年を経過したときは、この限りでない。

(出所:規則)

これに関して、高度化事業に対する助成を受けた事業者の内 1 者(この事業者は助成金により駐車場の整備を行っている。)は事業計画書に以下のような記載を行っている。

(事業完了後の運営方法)

組合会館に近接する施設(駐車場 129 台)は会館利用者の無料駐車場として活用し、会館利用の利便性を高めることで、会館の稼働率を向上させていく。また、もう一つの施設(駐車場 40 台)は組合員の共同駐車場として活用し、組合員の労働環境改善に役立てていく。なお、今回の土地(2 区画)取得にあたっては、以前の所有者により全ての杭を撤去いただい

ているため、将来的に組合員に売却する・建物を建設するといった場合にも対応でき、土地活用の自由度は高い。

(出所:助成事業者から市に提出された「事業計画書」。ただし下線は監査人が追記した。)

このような記載があったとしても、早期に売却等の助成目的以外の行為を取ることはないものと思われるが、事業計画時から売却、土地の目的外利用を想定している事については危惧を覚える。市は財産の処分の制限があることを、この事業者に対しよく周知しておく必要がある。

【意見 16】 助成事業者から徴求する書類について

高度化事業及び共同施設設置事業に対する助成事業者のうちに、委託した工事について複数から見積りを徴していることが判る書類が助成金関係綴の中に綴られていないものがあった。市は、複数から見積りを徴していることは確認しているとのことであるが、助成事業を行うにあたっては、国や地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争等により委託先や金額等を決定する等により、その財源となる助成金の効率的使用が求められる。複数から見積りを徴していることが判る資料の添付は取扱要綱等に定められているものではないが、助成事業者からこれを徴し助成金関係綴の中に保管しておくべきものと思われる。

また、高度化事業に対する助成事業者のうちに、取得した土地の売買契約書及び工事代金支払いの領収書の一部の徴求が漏れているものがあった。これらについても、取扱要綱等に定められているものではないが、助成事業において支出の妥当性を証する重要な書類であり、助成事業者からこれを徴し助成金関係綴の中に保管しておくべきものと思われる。

なお、上記の書類については監査期間中に市から提示を受け、複数から見積りを徴している事、収支精算書記載の通りの支出が行われていることを確認した。

7. マル経融資利子補給事業補助金（商工課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市小規模事業者経営改善資金利子補給金		
所管課	商工課		
交付開始年度	平成 25 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱		
主な補助対象者	八戸市内において 1 年以上継続して事業を営んでいる者（個人にあつては 1 年以上継続して市内に在住している者）であつて、八戸商工会議所及び南郷商工会（以下この項で「商工会議所等」という。）の推薦を受け、日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う小規模事業者経営改善資金融資（以下この項で「マル経融資」という。）を平成 25 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に受けた者		
補助金の目的	マル経融資の利用促進を図るとともに、資金面の負担を軽減し安定した企業経営の支援を行う。		
補助金の効果測定の方法	利子補給実績額(過去 3 年間の実績は下記「当初予算額、決算額、交付件数の推移」記載のとおりである。)		
補助対象経費	毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る利子額(返済遅延により加算された遅延利息は補助対象外)であつて、約定利息の支払の 1 回目から 36 回目までのもの。		
補助率	借入利率の 1% (借入利率が 1%未満である場合は、0%超の部分)		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	7,500	7,118	185
平成 30 年度	9,000	6,645	168
令和元年度	8,000	6,888	152

この事業の実施について、利子補給金の交付申請、請求及び受領は、商工会議所等が一括して行っている。即ち、利子補給金は市から一括して商工会議所等に支給された後、商工会議所等から個々の補助対象者に支給されることになる。商工会議所等からは市に対し、「八戸市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付結果報告書」が提出され、これには交付対

象者毎の1回目から36回目までの借入残高、返済額、利子補給額の明細等の資料が添付されている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 17】 実質的に借換えを行った場合の対応について

この補助制度の利用者の中に、利子補給期間内に期限前返済を行い同月近辺に再度借入(実質的に借換え)を行っている利用者がいる。

【図表 実質的に借換えを行っている利用者の借入状況】

(金額単位:千円)

会社名	当初借入					新規借入		
	借入			期限前返済		借入		
	借入月	種別	金額	返済月	金額	借入月	種別	金額
A 社	H29/4	運転	5,400	R1/6	3,008	R1/6	運転	7,370
	H29/4	設備	2,600	R1/6	1,440	R1/6	設備	12,630
	計		8,000		4,448			20,000
B 社	H29/2	運転	2,500	R1/7	1,320	R1/6	運転	2,000
						R1/6	設備	500
	計		2,500		1,320			2,500
C 社	H29/1	運転	4,500	R1/6	2,475	R1/5	運転	3,500
	H29/1	設備	1,500	R1/6	825	R1/5	設備	1,400
	計		6,000		3,300			4,900

(出所:市から提示を受けた資料から監査人が作成)

期限前の返済を行わず約定通り返済した場合、上記3社とも当初借入の返済は60回であり、市の利子補給は36回であるから37回目以降の市の利子補給はなくなる。しかし、期限前借換えを行った場合、当初借入の37回目以降の返済についても利子補給期間が実質的に延長されることになり、当初借入を約定通りに返済し必要な資金のみを追加で借り入れた者との間で公平性が失われることになるが、市ではこのような場合の対応について検討を行っていない。期限前借換え自体は違法ではないが、助成事業において公平性が損なわれる場合の対応について検討が必要なものと思われる。

8. 八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金（商工課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金（以下「市補助金」という。）		
所管課	商工課		
交付開始年度	令和元年度		
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	八戸市八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要綱（以下この項で「市交付要綱」という。）		
主な補助対象者	八戸港国際物流拠点化推進協議会（以下この項で「協議会」という。）		
補助金の目的	八戸港の利用促進を図る。		
補助金の効果測定の方法	コンテナ取扱量 ※1		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の貿易振興基金		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 （千円）	決算額 （千円）	交付件数
平成 29 年度	—	—	—
平成 30 年度	—	—	—
令和元年度	9,500	4,193	1

※1 令和元年度からの事業である。目標値については、市補助金設計時の平成 30 年を比較対象の基準年とし令和元年以降について設定している。具体的には、令和 8 年度までにコンテナ（全体）の取扱量 90,000TEU、コンテナ（実入り）の取扱量 57,400TEU を目標にしている。なお、「TEU」とは、20 フィートコンテナを 1 単位として、港湾が取り扱える量を表す単位である。

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

協議会は地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ定期航路の更なる利用促進を図ることを目的に、複数の事業において荷主に対し八戸港におけるコンテナ輸出入に要する経費の一部の補助（八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金（以下この項で「協議会補助金」という。）を行っており、協議会補助金の一部を市と県が負担している。市の負担分が市補助金である。ここで、複数の事業のうち市が補助対象とする事業は、新規・

増加貨物補助事業(協議会の事業名は「大口増加補助事業」である。以下、協議会補助金としての記載もあるが、「新規・増加貨物補助事業」と記載した。)、陸送費補助事業、リーファーコンテナ補助事業の 3 事業である。なお、リーファーコンテナとは冷却装置がついた特殊なコンテナであり、冷凍貨物や冷蔵貨物に使用される。

補助金の交付に関する詳細は、市交付要綱に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

	補助対象経費	補助金の額
新規・増加貨物補助事業	八戸港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主のうち、八戸港の定期航路を利用している荷主で、貨物量が補助算定期間の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日と比較して 51TEU 以上増加した荷主に対する補助に要する経費。	貨物量の増加量 1TEU 当たり 10 千円(京浜港を経由した場合は 12.5 千円)。ただし、1 荷主当たりの補助限度額は 2,500 千円とする。
陸送費補助事業	八戸港と貨物の荷送人又は荷受人との距離が直線で 50km以上離れている場合で、次のいずれかに該当する場合の輸送に要する経費。 1)補助算定期間の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日に八戸港の利用実績がないこと。 2)台湾、香港、東南アジア諸国連合向け県産農林水産物(加工品を含む。)の輸出であること。	輸送に要するトラック、トレーラー等での輸送料及び付帯する経費(荷役料、倉庫保管料等を除く。)の 1/3 以内の額。ただし、1TEU 当たりの補助限度額は 15 千円、1 荷主当たりの補助限度額は 400 千円とする。
リーファーコンテナ補助事業	リーファーコンテナの貨物量が補助算定期間の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日と比較して増加した荷主に対する補助に要する経費。	貨物量の増加量 1TEU 当たり 2.5 千円。ただし、1 荷主当たりの補助限度額は 250 千円とする。 なお、増加貨物量の累計が 61TEU 以上を対象にする。

市は、ここで算出された金額の合計額(但し、1 荷主当たりの上限額は 3,150 千円)の 1/3 と 9,500 千円のいずれか低い額を負担する。協議会補助金は、リーファーコンテナ補助事業に係る増加貨物量の累計が 60TEU 以下の分について、増加量 1TEU 当たり 2.5 千円を乗じた金額を負担する。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 18】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

協議会補助金の交付は、協議会が作成する「八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要領(以下この項で「協議会要領」という。))」によっている。この協議会要領には、陸送費補助事業(協議会要領第 2 条第 1 項第 4 号)に対する補助金(以下この項で「陸送費補助金」という。))について、「消費税及び地方消費税(以下この項で「消費税等」という。))に係る仕入控除税額(以下この項で「消費税等仕入控除税額」という。))があった場合は、その一部又は全額の返還を請求する旨の規定がある。

(消費税等仕入控除税額)

第 9 条 申請者は、第 2 条第 1 項第 4 号に定める補助事業について、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書(別記第 8 号様式)を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(出所:協議会要領)

これに対し、市交付要綱には消費税等仕入控除税額に係る規定はない。これは、申請者が課税事業者のみで、かつ、消費税等を含まない額で申請しているため返還は発生しないという認識であったということであるが、市補助金を原資とする協議会補助金について、荷主から協議会に返還される金額があるのであれば、市にも返還を求めるべきであろう。ここで、協議会補助金の額と市等の負担の内容は以下のとおりである。

【図表 協議会補助金の額と負担状況】

項目	金額(千円)
(協議会補助金の内訳)	
新規・増加貨物補助事業	11,572
陸送費補助事業	682
リーファーコンテナ補助事業	475
協議会補助金計	12,729
内、協議会負担(リーファーコンテナ事業補助金 60TEU 以下分)	150
差引※2	12,579
(負担状況)	
市負担額(市補助金 ※2 の 1/3 と 9,500 千円の少ない額)	4,193
県負担額(県補助金)	8,386
計	12,579

(出所:市資料より監査人が作成)

上記より、陸送費補助金の負担は市と県のみで行われている。この状態で協議会に返還された消費税等仕入控除税額が市に返還されないとすれば不合理である。

市は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があった場合には、速やかに市に報告することを求めること、相応の額の返還を行うこと等について市交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要がある。

9. 青森県中小企業団体中央会事業補助金（商工課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	青森県中小企業団体中央会事業補助金		
所管課	商工課		
交付開始年度	昭和 36 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	青森県中小企業団体中央会事業補助金交付要領(以下この項で「交付要領」という。)		
主な補助対象者	青森県中小企業団体中央会(以下この項で「中央会」という。)		
補助金の目的	令和元年度に中央会が行う、中小企業者の組織化等への指導事業に要する経費の一部を助成することで、八戸市における中小企業者の発展を促進する。		
補助金の効果測定の方法	巡回指導及び相談者指導回数等※1		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	2,000	2,000	1
平成 30 年度	2,000	2,000	1
令和元年度	2,000	2,000	1

※1 過去 3 年間の主な実績は以下のとおりである。

【図表 中小企業連携組織推進指導事業における実地指導及び窓口相談】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実地指導件数	3,263	3,274	2,732
窓口相談件数	3,873	3,551	3,582
合計	7,136	6,825	6,314

(出所:中央会の事業報告書より監査人が作成)

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、交付要領に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・巡回指導及び相談指導事業に係る経費
- ・組合等の指導事業に係る経費
- ・中小企業連携組織支援事業に係る経費
- ・地域産業実態調査事業に係る経費
- ・組合等への情報提供事業に係る経費
- ・原子力関連業務参入促進事業に係る経費
- ・その他中小企業の組織運営に関する事業に係る経費

イ. 補助金の額

2,000,000 円以内の額とする。

(2) 監査の結果及び意見

【結果 9】複数の自治体からの補助金の把握について

中央会の令和元年度の損益計算書によれば、補助対象事業に係る収入、支出は以下のとおりである。

【図表 令和元年度中央会の補助対象事業に係る収支】

(単位:千円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
(補助金)		(中小企業連携組織推進指導)	
県補助金		指導員及び職員設置費 ※5	131,942
指導員及び職員設置費 ※1	113,009	指導員等資質向上事業費 ※6	1,779
中小企業連携組織推進指導事業 ※2	28,892	中小企業連携組織対策指導事業設備費 ※7	4,696
原子力関連業務参入促進事業 ※3	3,137	中央会指導員等研究会開催事業費 ※8	539
市補助金		組合等の指導事業費 ※9	5,406
10 市補助金 ※4	10,954	中小企業連携組織等支援事業費 ※10	7,928
		地域産業実態調査事業費 ※11	7,996

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
		組合等への 情報提供事業費 ※12	4,607
		原子力関連業務 参入促進事業費 ※13	2,852
計	155,993	計	167,749

(出所:令和元年度中央会の損益計算書から監査人が作成)

市の補助金確定に係る決裁文書では、市の補助対象経費は、上記支出項目のうち、指導員及び職員設置費 ※5 のうち旅費 574 千円、組合等の指導事業費 ※9、中小企業連携組織等支援事業費 ※10、地域産業実態調査事業費 ※11、組合等への情報提供事業費 ※12、原子力関連業務参入促進事業費 ※13 の合計 29,365 千円であり、限度額 2,000 千円を超えるため補助金の額は 2,000 千円に確定している。

ここで、中央会は市の他に、県及び他の 9 市からの補助金を受けているが、県及び 9 市からの補助対象が何であるのか把握していない。県の補助金のうち指導員及び職員設置費に対する補助金 ※1 は、指導員及び職員設置費 ※5 に対するもの、原子力関連業務参入促進事業 ※3 は、原子力関連業務参入促進事業費 ※13 に対するものであろうが、中小企業連携組織推進指導事業に対する補助金 ※2 28,892 千円と八戸市からの補助金 2,000 千円の合計 30,892 千円は、指導員及び職員設置費 ※5 のうち旅費 574 千円(県の指導員及び職員設置費に対する補助金 ※1 113,009 千円だけでは、指導員及び職員設置費 ※5 131,942 千円をカバーできていないため、市の補助対象である旅費については市の補助金で充当されていると仮定した。)及び県又は市が補助対象とした他の経費(※6～※12)の合計額 33,528 千円を 2,636 千円下回るものの、9 市からの補助金 8,954 千円(10 市補助金 ※4 10,954 千円－八戸市の補助金 2,000 千円)のうち中央会の中小企業連携組織推進指導事業に対するものが 2,636 千円以上あった場合、2,636 千円を超える額は実質的に市の補助金が補助対象以外の事業に使用されていることになる。また、中小企業連携組織推進指導事業に対する補助金 ※2 の対象に設備費(中小企業連携組織対策指導事業設備費 ※7)が含まれていない場合には、県の当該補助事業の対象経費は 28,257 千円(※6、※8～※12 の合計額)となり、県の補助金(中小企業連携組織推進指導事業 ※2) 28,892 千円だけで事業費を上回る補助となり、この場合も実質的に市の補助金が補助対象事業以外の事業に使用されていることになる。

他自治体から補助金が出ている場合にはその内容を把握し、合計額が事業費を上回るような場合には自治体間で調整する等の対応を行う必要がある。

【結果 10】申請時における補助対象事業の明確化について

中央会からの補助金交付申請書(以下この項で「申請書」という。)の「事業計画の内容」には、以下の 11 の対象事業が記載されている。

- ① 巡回支援及び窓口相談業務
- ② 組合等の支援事業
- ③ 八戸市創業支援事業(連携機関)
- ④ 中小企業連携組織等支援事業
- ⑤ 地域産業実態調査事業
- ⑥ 組合等への情報提供事業
- ⑦ 原子力関連業務参入促進事業
- ⑧ 消費税軽減税率対策窓口相談等事業
- ⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ⑩ 2019 中小企業団体青森県大会の開催
- ⑪ その他中小企業の組織運営に関する事業

即ち、中央会は上記 11 の事業を補助対象として申請しており、市はそれを受け入れたことになるが、③ 八戸市創業支援事業(連携機関)、⑧ 消費税軽減税率対策窓口相談等事業、⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、⑩ 2019 中小企業団体青森県大会の開催 は交付要領に明記されていない事業である。これに対し市は、これら事業は交付要領の「その他中小企業の組織運営に関する事業」に該当するものとして認めているということである。なお、中央会の損益計算書では、③ 八戸市創業支援事業(連携機関)に関する記載はなく、⑧ 消費税軽減税率対策窓口相談等事業、⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る経費は全国中央会受託事業費として、⑩ 2019 中小企業団体青森県大会の開催に係る経費は中央会の単独事業の経費として、中小企業連携組織推進指導事業とは別に計上されている。

補助対象事業については対象を明確にすべきであって、市のこのような考えでは、補助事業者が行う全ての事業を際限なく補助対象にしてしまう事にもつながりかねない。市は補助対象を交付要領上明確に区分し、「その他中小企業の組織運営に関する事業に係る経費」として補助対象を認める事は控えるべきである。

【意見 19】補助金関係書類の記載内容について

市は交付要領において申請書、事業実績書(以下この項で「実績書」という。)、収支精算書(以下この項で「精算書」という。)等提出すべき書類を定めているが、中央会から提出されたそれらの書類には補助対象事業以外の事業も記載されている。

【図表 提出書類に記載されている事業】

事業名	交付要領	申請書	実績書	精算書
巡回指導及び相談指導事業	○	○※1	○※1	○※3
組合等の指導事業	○	○※2	○※2	○※4
中小企業連携組織支援事業	○	○	○	○
地域産業実態調査事業	○	○	○	○
組合等への情報提供事業	○	○	○	○
原子力関連業務参入促進事業	○	○	○	○
その他中小企業の組織運営に関する事業	○	○	○	
八戸市創業支援事業(連携機関)		○	○	
消費税軽減税率対策窓口相談等事業※5		○	○	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進※6		○	○	
2019 中小企業団体青森県大会の開催※7		○	○	
指導員等資質向上事業※8				○
中小企業連携組織対策指導事業(設備費)※9				○
中央指導員等研究会開催事業※10				○

(出所: 交付要領、申請書、実績書、精算書より監査人が作成)

※ 「○」は各書類に記載されている事業である。

※1 「巡回支援及び窓口相談業務」と記載している。

※2 「組合等の支援事業」と記載している。

※3 「指導員及び職員設置費」と記載。指導員設置事業に係る経費(指導員及び職員の人件費、旅費等)である。市は、指導員設置事業は補助対象としていないが、旅費については「巡回指導及び相談指導事業」に係る経費として認めている。

※4 「組合等の情報整備事業」と記載。中央会は平成 30 年度からこの名称にしているが、内容は「組合等の指導事業」と同じである。

上記の内、指導員等資質向上事業※8、中小企業連携組織対策指導事業(設備費)※9、中央指導員等研究会開催事業※10 について市は、補助対象事業には該当しないとして補助金の確定額の計算から除外している。消費税軽減税率対策窓口相談等事業※5、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進※6、2019 中小企業団体青森県大会の開催※7も、中央会の損益計算書を見る限り中小企業連携組織推進指導費以外の区分に記載されていることから補助対象事業には該当しないと考えられる。

これらの書類は、市の補助金の申請、補助事業の完了に係るものである。補助対象外の事業の記載を認めている場合、これら補助対象外の事業であっても市は補助対象と認めているという誤解を中央会に生じさせかねない。市は中央会に対し、これらの書類には補助対象事業のみを記載するよう指導すべきである。

10. 立地奨励金補助金（産業労政課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	立地奨励金		
所管課	産業労政課		
交付開始年度	昭和 60 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市企業立地促進条例 八戸市企業立地促進条例施行規則 八戸市企業立地促進条例等取扱要綱		
主な補助対象者	要件を満たし、工場等の用地の取得後 3 年以内に立地し、操業を開始した企業		
補助金の目的	市における高度技術産業等の企業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、産業の振興及び雇用の拡大に資すること。		
補助金の効果測定の方法	「企業誘致件数」や「製造品出荷額」といった他事業・施策と共通する指標により効果を測定している。 事業の一部を対象とした指標としては、「八戸北インター工業団地の分譲率」が設けられている。		
補助対象経費	当該工場等の用地の取得価額		
補助率	立地場所、用地の取得面積、事業の内容、投下固定資産総額、従業員数等の要件の組み合わせに応じ、用地の取得額の 25～50%を限度額 2,500 万円～4 億円で交付する。詳細は、「① 補助率及び限度額について」に記載のとおり。		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	383,775	383,775	6
平成 30 年度	316,750	316,750	5
令和元年度	118,250	118,250	2

① 補助率及び限度額について

立地場所、用地の取得面積、事業の内容、投下固定資産総額、従業員数等の要件の組み合わせに応じた、補助金の額は以下のとおりである。

<立地場所>	<事業の内容>	<要件>	<奨励金の額等>												
重点産業集積地域 (八戸北インター工業団地、 桔梗野工業団地、 中野工業団地)	高度技術産業等、製造業、 環境・エネルギー関連産業、 物流関連業、研究開発型企業	③	<table><tr><th>取得面積(㎡)</th><th>用地取得額の</th><th>限度額</th></tr><tr><td>1500以上～5000未満</td><td>25%</td><td>2500万円</td></tr><tr><td>5000以上～10000未満</td><td>35%</td><td>8000万円</td></tr><tr><td>10000以上</td><td>50%</td><td>4億円</td></tr></table>	取得面積(㎡)	用地取得額の	限度額	1500以上～5000未満	25%	2500万円	5000以上～10000未満	35%	8000万円	10000以上	50%	4億円
取得面積(㎡)	用地取得額の	限度額													
1500以上～5000未満	25%	2500万円													
5000以上～10000未満	35%	8000万円													
10000以上	50%	4億円													
重点産業集積地域 (民地購入の場合)	高度技術産業等(※1)	①②③	用地取得額の50%、限度額4億円												
指定地域 (工業、工専地域等)		①②	用地取得額の25%、限度額2億円												

(出所:産業労政課作成資料「八戸市企業立地促進条例の概要」)

・交付要件

全体:用地取得後(または事業団との割賦契約後)3年以内の立地(工場等の新設又は増設)・操業開始

- ① 投下固定資産総額(操業までに取得した用地、家屋及び償却資産)2億円以上(中小企業1億円以上)
- ② 八戸圏域(※2)に住所を有する従業員(新規・異動ともに可、雇用期間3ヶ月以上)10人以上(中小企業5人以上)
- ③ 県、事業団、市から新たに取得した用地で、その面積が1,500㎡以上

※1 高度技術産業等:高度技術工業、頭脳立地法の特定事業

※2 八戸圏域:八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(2) 監査の結果及び意見

【意見20】補助金の効果測定指標の追加について

補助金の効果測定指標として、「企業誘致件数」や「製造品出荷額」といった他事業・施策と共通する指標や、「八戸北インター工業団地の分譲率」という事業の一部のみを対象とした指標が設定されている。しかし、この補助金単独の指標は特に設定されていないのが現状である。

産業の振興及び雇用の拡大に資するという補助金の目的に照らせば、補助金の交付件数、補助対象企業の投下固定資産総額、八戸圏域内の新規雇用創出数等を指標とすることが考えられる。指標を設定し、雇用創出1人あたりの補助金額や、補助金1円当たり投下固定資産総額といった関連指標を算出することで、他の補助金との効率性比較や、過去からの効率性の推移分析が可能になるといったメリットも期待できる。

事業の性質上補助金額は多額であり、事業内容等の要件は限定されているため、公平性に関する議論が生じやすい補助金であると思われる。したがって、この補助金が産業の振興及び雇用の拡大という目的に合致している根拠となる補助金固有の指標を設定することは、補助金の有効性についてより説得力を高めることを可能にすると考える。以上の理由により、補助金単独での効果測定を目的とした効果測定指標の追加を検討することが望ましいと考える。

1 1. 操業奨励金補助金（産業労政課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	操業奨励金		
所管課	産業労政課		
交付開始年度	昭和 61 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市企業立地促進条例 八戸市企業立地促進条例施行規則 八戸市企業立地促進条例等取扱要綱		
主な補助対象者	要件を満たして立地し、操業している企業		
補助金の目的	市における高度技術産業等の企業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、産業の振興及び雇用の拡大に資すること		
補助金の効果測定の方法	「企業誘致件数」や「製造品出荷額」といった他事業・施策と共通する指標により効果を測定している。		
補助対象経費	工場等の用地、家屋及び償却資産に対して課される固定資産税の税額		
補助率	工場等の用地、家屋及び償却資産に対して課される固定資産税の税額の 50%を 3 年間にわたり、立地場所、事業の内容、投下固定資産総額、従業員数等の要件の組み合わせに応じ、1 年あたり限度額 3,000 万円～4 億円で交付する。詳細は、「① 補助率及び限度額について」に記載のとおり。		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	—	13,983	9
平成 30 年度	—	19,202	9
令和元年度	—	15,118	8

平成 29 年度から令和元年度のそれぞれの年度において当初予算額はゼロだが、12 月補正でそれぞれ予算化されている。

① 補助率及び限度額について

<立地場所>	<事業の内容>	<要件>	<奨励金の額等>
重点産業集積地域 (八戸北インター工業団地、 桔梗野工業団地、 中野工業団地)	高度技術産業等、製造業、 環境・エネルギー関連産業、 物流関連業、研究開発型企業	①	固定資産税額の50%、 限度額3,000万円／年 を3年間交付
指定地域 (工業、工専地域等)		①②	
上記2地域		②③	固定資産税額の50%、 限度額4億円／年を3年間交付

(出所:産業労政課作成資料「八戸市企業立地促進条例の概要」)

・交付要件

全体:立地(工場等の新設又は増設)・操業開始

①投下固定資産総額(操業までに取得した用地、家屋及び償却資産)2億円以上(中小企業1億円以上)

②八戸圏域(※1)に住所を有する従業員(新規・異動ともに可、雇用期間3ヶ月以上)10人以上(中小企業5人以上)

③投下固定資産総額100億円以上

※1 八戸圏域:八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(2) 監査の結果及び意見

【意見21】申請書添付資料(固定資産税の納税証明書)の規定について

操業奨励金の交付を受ける企業は、補助金の交付を受けるために申請書を市に提出する必要があり、八戸市企業立地促進条例施行規則では以下のように定められている。

(奨励金の交付申請等)

第3条 条例第9条第1項の規定により奨励金の交付申請をしようとする者は、奨励金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限及び添付書類は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合にあっては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(出所:八戸市企業立地促進条例施行規則)

さらに、同規則別表(第 3 条関係)では、操業奨励金補助金の申請書添付書類の一つとして、「固定資産税の納税証明書」が挙げられている。しかし、令和元年度の交付実績 8 件のすべてにおいて、「固定資産税の納税証明書」は提出されていなかった。

一方、八戸市企業立地促進条例等取扱要綱には、以下の定めがあり、奨励金の交付の対象は、市税を滞納していないことが条件として定められている。

(奨励金の対象企業)

第 8 条例第 4 条第 1 項各号の奨励金の交付の対象となる企業は、市税(過去 3 年度において納付すべき法人市民税及び固定資産税)を滞納していない者とする。

(出所:八戸市企業立地促進条例等取扱要綱)

市税の滞納状況について所管課では、申請する企業より対象税目について納付状況を確認することについての「同意書」を受領したうえで、収納課へ「市税納付状況確認依頼」をすることにより滞納がないことを確認している。

確かに、市長が特に認める場合にあっては、添付書類の全部又は一部を省略することができる旨が前掲の施行規則第 3 条第 2 項に規定されており、「固定資産税の納税証明書」の提出は必ずしも必要とはされていない。また、「固定資産税の納税証明書」の提出により確認されるべき事項(納付額及び滞納がない旨)は、市税納付状況確認事務を含む補助金交付の決定事務により確認されるため、実質的に「固定資産税の納税証明書」の提出を求める必要はないものと思われる。

事務手続の明確化を図るため、施行規則上申請書とともに提出すべき添付書類の一覧から「固定資産税の納税証明書」を削除するか、もしくは、所管課に対する市税納付状況確認への同意書提出で代替できる旨を明記することを検討すべきであろう。

12. シルバー人材センター補助金（産業労政課）

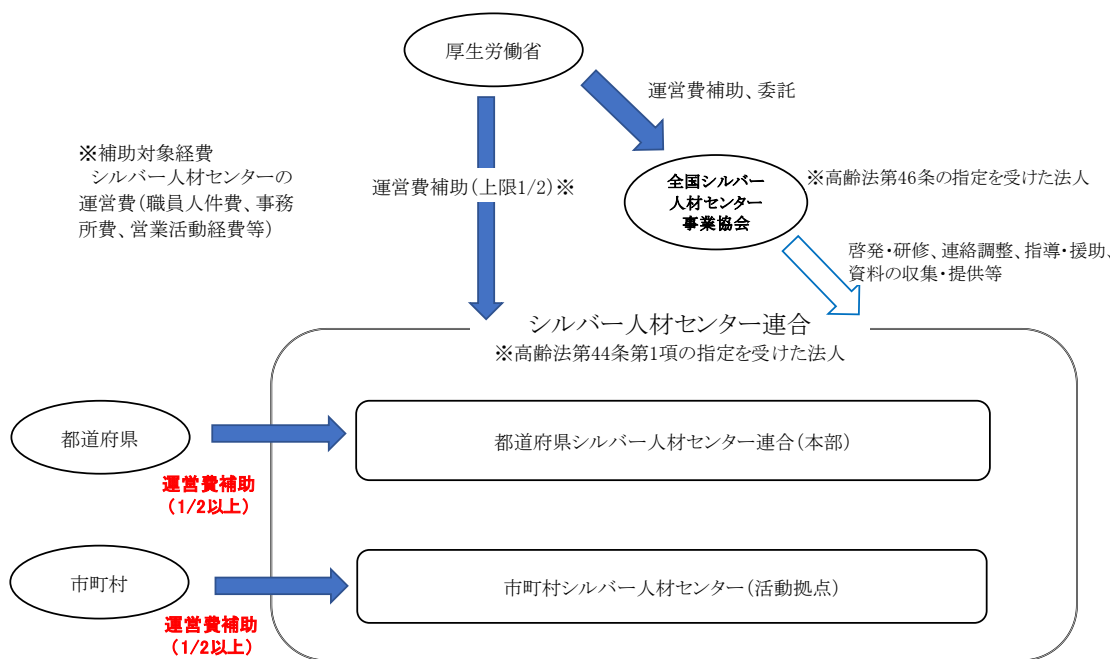
（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市シルバー人材センター運営補助金		
所管課	産業労政課		
交付開始年度	昭和 55 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 八戸市シルバー人材センター運営補助金交付要領		
主な補助対象者	公益社団法人八戸市シルバー人材センター		
補助金の目的	臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益社団法人八戸市シルバー人材センターの事業に要する経費の支援を行うため。		
補助金の効果測定の方法	第 6 次八戸市総合計画の中では、八戸公共職業安定所管内の有効求人倍率を効果測定指標としているが、補助金固有の効果測定指標は設定されていない。		
補助対象経費	・運営費(人件費、管理費) ・事業費(高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)		
補助率	補助対象となる経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は国の補助金の交付額のいずれか低い額		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	13,038	13,038	1
平成 30 年度	13,048	13,048	1
令和元年度	13,048	13,048	1

① シルバー人材センターについて

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき都道府県知事が指定する。八戸市シルバー人材センターは、都道府県に設置されたシルバー人材センター連合の一部(活動拠点)として、市町村に設置された市町村シルバー人材センターである。

なお、国においても、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点に対する補助金が交付される制度が設けられており、実質的には国と協調した補助が行われている。



(出所:産業労政課作成資料を基に監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 11】実績報告書に収受印がないことについて

市は、補助対象者から提出を受けた実績報告書に収受印を押印していない。市は実績報告書の提出期限である 3 月 31 日付の報告書を同日に受領したとのことだが、収受印がないので、実際にいつ受領したのかは不明である。実績報告書が提出期限までに提出されていることを明らかにするため、実績報告書の収受印は必ず押印するべきである。

【意見 22】概算払いの理由明確化について

補助金の交付決定に関する決裁書において、交付時期について「交付要領第 9 条の規定により概算払いとしたい」との起案が決裁され、補助金の全額が 6 月 28 日に概算払いされている。概算払いについて、シルバー人材センター運営補助金交付要領には、以下のとおり定められている。

(交付時期)

第 9 条 補助金は、規則第 13 条の規定によりその額の確定した後、補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

(出所:シルバー人材センター運営補助金交付要領)

交付要領の規定によれば、実績報告書の審査を経て確定した後、補助事業者からの請求に基づき一括交付することが原則とされており、概算払いは例外であると解釈すべきであろう。ところが、概算払いを決裁している決裁書には、概算払いとする理由の明示はなく、また、そもそも決裁の前に補助事業者から概算払いに関する請求・依頼等があった事実は確認できない。実態としては、補助対象者は公益社団法人八戸市シルバー人材センターという公益を目的とする組織であり、また、運営費の補助であることを考えると、概算払いは事業者の資金繰り等の観点からも適切であるとは考えられる。補助金交付事務の公正さを確保する観点から、概算払いをする理由を決裁書において明示すべきであろう。

【意見 23】 実績報告書添付資料の明確化について

補助対象者が実績報告書に添付して市に対して提出する資料について、補助金の交付要領には以下のとおり定められている。

(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 3 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(出所:シルバー人材センター運営補助金交付要領)

これに対し、実際に補助対象者から提出された資料は以下のとおりであった。

事業報告

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

(別紙 1) 国庫補助金精算額調書

(別紙 2) 支出済額内訳書

令和元年度運営補助金科目別整理簿・証憑①(*1)

*1: (別紙 2) 支出済額内訳書の一部の経費区分の根拠資料

上記の提出資料を交付要領の定めに当てはめると、「事業報告」が交付要領に定める「事業実績書」にあたることは明らかである。その一方で、交付要領に定める「収支精算書」とは何を示しているのかは明らかでなく、交付要領に定められた資料がもれなく提出されたかどうかについては明確に判断できない。補助対象者が一者であること及び事務手続の明確化の観

点から、交付要領における提出資料はより具体的に定めることが望ましい。

【意見 24】実績報告の期限について

実績報告の期限について、補助金の交付要領には以下のとおり定められている。

(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 3 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の書類は、補助金の交付の対象となる事業の完了の日から起算して 30 日以内又は令和 2 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(出所:シルバー人材センター運営補助金交付要領)

実績報告について、補助対象者からは令和 2 年 3 月 31 日付の実績報告書が提出されている。ただし【結果 11】に記載したとおり収受印がないため、市が収受した日は確認できない。実績報告書に添付されている資料には貸借対照表や正味財産増減計算書等のいわゆる決算書も含まれるが、令和 2 年 3 月 31 日に事業年度が終了する団体の決算書を、決算日である同日に提出することは、一般的に言って実務上大変困難であり現実的ではない。通常の実績報告作成事務を仮定すると、決算日である 3 月 31 日に提出される決算書が適正に財政状態及び経営成績を表示していると想定することのほうがむしろ難しい。

国の交付要綱(「高齢者就業機会確保事業費補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」)では、実績報告の期限として「翌年度の 4 月 10 日(中略)まで」との規定があり、市の交付要領と比較すると現実的である。市も、国と同様に、交付要領において実績報告書の提出期限を 4 月以降の現実的な日に定めることが望ましいと考える。

【意見 25】交付要領における消費税等の定めについて

補助金の交付事務において、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等」という。)は補助対象経費から除く取扱いがなされている。しかし補助金の交付要領には、補助対象経費に消費税等が含まれるかどうかは明記されていない。消費税等の取扱いを明確にするため、交付要領において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが望ましい。

13. 八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金（産業労政課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金		
所管課	産業労政課		
交付開始年度	平成 14 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金交付要領		
主な補助対象者	誘致企業		
補助金の目的	テレマーケティング等関連企業の立地及び定着を促進することにより、市内におけるテレマーケティング等関連産業の振興及び圏域住民の雇用機会の拡大を図る。		
補助金の効果測定の方法	関連企業の従業者数 (八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン H29.3.22 策定に掲載)		
補助対象経費	賃料補助金： 貸しオフィス等の賃借に要した賃料及び共益費 雇用奨励金： 6 か月以上雇用されている一般被保険者の人数		
補助率	「① 補助率について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	42,000	28,415	8
平成 30 年度	34,000	6,106	5
令和元年度	7,731	20,489	5

① 補助率について

ア 新規立地支援

賃料補助金 補助率:1/4 限度額:700 万円／年度(対象期間総額 2,100 万円)
雇用奨励金 補助率:新規雇用された一般被保険者、又は、異動等で市内事業所に配属された一般被保険者(※)で、圏域住民である者のうち 11 人目から 1 人につき 30 万円 ※企業が転居費用の補助を行った場合に 1 人につき 10 万円加算 限度額:対象期間総額 1 億円

イ 業務拡大支援

賃料補助金 補助率:1/4(増床分に限る) 限度額:700 万円／年度(対象期間総額 1,400 万円)
雇用奨励金 補助率:新規雇用された一般被保険者、又は、異動等で市内事業所に配属された一般被保険者(※)で、圏域住民である者のうち 1 人につき 30 万円 ※企業が転居費用の補助を行った場合に 1 人につき 10 万円加算 限度額:対象期間総額 1 億円

(2) 監査の結果及び意見

【意見 26】 交付申請書及び実績報告書の添付書類について

補助金の交付要領において、交付申請書の添付資料として「従業員名簿及び当該従業員との雇用関係等を証する書類の写し」の提出が定められている(交付要領第 7 第 2 項(4))。同様に、実績報告書の添付資料としても同様の資料の提出が定められている(交付要領第 10(1))。しかし、令和元年度における補助対象先から提出された資料を閲覧した結果、すべての補助対象先について、上記のうち「当該従業員との雇用関係等を証する書類の写し」(以下「雇用関係資料」という。)が添付されていなかった。市の担当者によると、従来は公共職業安定所より事業者が取得した「事業所別被保険者台帳照会」を「雇用関係資料」として提出してもらい、雇用関係の有無やその期間を確認する資料として使用していた。また、「雇用関係資料」と従業員名簿と突き合わせることで、補助金の交付要件に該当するかどうかを確認していたとのことである。

ところが令和元年度において、厚生労働省、労働局及び公共職業安定所における当該「雇用関係資料」の提供方法・取扱いが変更になり、事実上、事業者が市に対して提出することが認められなくなった。ただし、事業者が当該「雇用関係資料」を取得すること自体は認められているため、実際には、市の担当者が事業所に赴き、「雇用関係資料」を閲覧した上で、提出された従業員名簿との整合性を確認したとのことである。従業員名簿には、要件を満たしていることを確認する際に付されたと思われる複数のチェックマークや要件を満たす従業員数をカウントするための数字の書き込み等があるが、当該「雇用関係資料」と突合した証跡がそのうちのどれなのかは明らかでなく、また、現地確認を行った職員名やその日時等の記載もない。

雇用奨励金は従業員 1 人あたりの交付額は 30 万円であり、対象期間の雇用関係を確認する事務は重要である。市の補助金交付事務として、いつだれがどのような確認作業を実施したのかという記録は、明らかにしておくべきである。また、「雇用関係資料」を補助対象者が提出することができない以上、交付要領の規定も見直す必要がある。

14. 成長産業立地等支援事業補助金（産業労政課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	成長産業立地等支援事業補助金		
所管課	産業労政課		
交付開始年度	平成 27 年度		
根拠法令等の名称(法律、 条例、要綱等)	八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領 八戸圏域成長産業認証取得補助金交付要領		
主な補助対象者	成長産業関連企業		
補助金の目的	今後拡大する可能性の高い成長産業(環境エネルギー、医療、福祉、食品、自動車、航空宇宙産業等)関連企業の新規立地及び地元企業の新規参入を図り、産業拡大の相乗的な経済活性化及び雇用機会の拡大につなげる。		
補助金の効果測定の方法	成長産業参入企業数 (八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン H29.3.22 策定に掲載)		
補助対象経費	「① 補助対象及び補助率について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象及び補助率について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ (八戸市と連携協約を締結している町村内に所在する事業者に補助した場合は、当該町村より交付額と同額の負担金を徴取する)		
当初予算額、決算額、交付 件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	14,000	25,638	7
平成 30 年度	15,300	8,087	3
令和元年度	16,056	5,150	3

① 補助対象及び補助率について

対象事業	補助率	限度額
拠点開設	1/2	2,100 千円
認証取得	1/2	2,000 千円
展示会出展	1/2	200 千円
設備投資	1/4	5,000 千円
産学共同研究	1 年目:1/2 2 年目:1/3 3 年目:1/4	3,000 千円
試作開発	1/2	3,000 千円

(2) 監査の結果及び意見

【結果 12】 補助金交付要領の文言誤りについて

八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領には以下のとおり定められている。

(実績報告)

第 10 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書(別記第 10 号様式)

(2) 収支精算書(別記第 3 号様式)

(以下、省略)

(出所:八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領)

上記のとおり、交付要領第 10 第 2 項には「(1) 実績報告書」とあるが、別記第 10 号様式は「事業実績書」であり、正しくは、「(1) 事業実績書」とすべきである。交付要領の文言を修正する必要がある。

【意見 27】 事業完了日の定義明確化と実績報告書提出期限の定めについて

八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領には以下のとおり定められている。

(実績報告)

第 10 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとする。

(中略)

3 第 1 項の実績報告書は、当該事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は平成 32 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(出所:八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領)

上記のとおり、実績報告書は事業完了日から 30 日以内に提出しなければならないと定められているが、実際には以下のような事例があった。

事例 1(交付対象事業:設備投資等に係る事業)

項目	内容	根拠資料
期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで	補助金交付申請書(令和元年 6 月 3 日付)
着手日	令和元年 5 月 16 日	事業着手届(令和元年 7 月 1 日付)
完了予定	令和元年 10 月 25 日	事業着手届(令和元年 7 月 1 日付)
支払債務の発生日	令和元年 10 月 25 日	支払記録
支払日	令和 2 年 1 月 23 日	支払記録
実績報告書の日付	令和 2 年 3 月 5 日	実績報告書
実績報告書の受領日	令和 2 年 3 月 13 日	実績報告書

事例 2(交付対象事業:展示会出展)

項目	内容	根拠資料
期間	令和元年 11 月 6 日から令和元年 11 月 9 日まで	補助金交付申請書(令和元年 11 月 5 日付)
着手年月日	令和元年 11 月 6 日	事業着手届(令和元年 11 月 11 日付)
完了年月日	令和元年 11 月 9 日	事業着手届(令和元年 11 月 11 日付)
請求書の日付	令和元年 11 月 15 日	請求書
支払日	令和元年 11 月 19 日	支払記録
実績報告書の日付	令和元年 12 月 13 日	実績報告書
実績報告書の受領日	令和元年 12 月 13 日	実績報告書

事例 1 では、設備の納品が完了し補助対象企業の支払債務が確定した日が 10 月 25 日であり、その債務を履行した(支払った)日は 1 月 23 日である。事業完了日の定義があいまいではあるが、どちらを事業完了日としても、実績報告書を市が受領した日(3 月 13 日)は、そこから 30 日以上が経過した日となっている。

また事例 2 では、事業完了日は事業着手届の記載によると 11 月 9 日とされているが、実績報告書が提出されたのは 12 月 13 日であり、30 日以上が経過している。

どちらの事例も、補助金交付要領の定めには違反している可能性が高いが、所管課より補助対象者に対して実績報告書の督促等の指導を行った事実は確認できない。実態としては、事

業完了日から 30 日以内に実績報告書を提出するという規定は軽視されており、年度末(3 月 31 日)までに提出されれば問題なしとされていたと推察される。

原則的には、事業完了日を交付要領等において明確に定義した上で、事業完了日から何日以内という実績報告書の提出期限を厳守するよう補助対象者に指導すべきであると考ええる。ただし、対象事業が「拠点開設」、「展示会出展」、「設備投資」等と多岐にわたるため、事業完了日は一律に定義するのではなく、それぞれ定義することが望ましい。また、実績報告書に支払記録を添付する必要があることを勘案すると、事業完了日から 30 日以内の実績報告は困難な場合があることを留意する必要がある。

【意見 28】事業着手（完了）届の提出について

事業着手(完了)届の提出について、八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領には以下のとおり定められている。

(補助金交付の条件)

第 8 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 交付対象者は、交付対象事業に着手したとき又は交付対象事業が完了したときは、それぞれ遅滞なく八戸圏域成長産業立地等支援事業着手(完了)届(別記第 7 号様式)を市長に提出するものとする。

(出所:八戸圏域成長産業立地等支援事業補助金交付要領)

市の担当者の説明によると、この規定は拠点開設や産学共同研究など長期間にわたる事業において、交付決定後の事業の進捗状況を把握する趣旨で定められたものであるとのことである。しかし、着手時と完了時のどちらか 1 回提出すれば足りるのか、あるいは、着手時と完了時の 2 回提出しなければならないのかは曖昧である。また、補助金交付の対象事業が展示会出展である場合など、交付申請から実績報告までの期間が短い(1 か月程度)場合まで、その間に「事業着手(完了)届」を提出することは必ずしも必要ではなく、補助対象事業者にとっては煩雑な印象を受ける。

事務手続の簡略化を図る観点からは、「事業着手(完了)届」の取扱いについて補助対象事業の事業内容によって異なった規定を設ける等、見直しを検討する余地があると考ええる。

【意見 29】交付要領における消費税等の定めについて

補助金の交付事務において、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等」という。)は補助対象経費から除く取扱いがなされている。しかし補助金の交付要領には、補助対象経費に消費税等が含まれるかどうかは明記されていない。消費税等の取扱いを明確にするため、交付要領において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが望ましい。

15. DMO推進補助金（観光課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	一般財団法人 VISIT はちのへ補助金		
所管課	観光課		
交付開始年度	令和元年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	一般財団法人 VISIT はちのへ補助金交付要領 (令和2年度では一般財団法人 VISIT はちのへ補助金(地方創生推進事業)交付要領も別途制定)		
主な補助対象者	一般財団法人 VISIT はちのへ(以下「VISIT はちのへ」という。) (公益社団法人八戸市物産協会、公益社団法人八戸観光コンベンション協会、一般財団法人八戸地域地場産業振興センターを統合し、市観光課の移管事業、八戸広域観光推進協議会の業務を集約し、平成31年4月1日に設立。令和元年8月7日に日本版 DMO 法人登録。)		
補助金の目的	八戸圏域における観光地域づくりの舵取り役であり、地域事業者の伴走者として、継続的なマーケティングとその結果に基づくプロモーション、商流づくりや観光客の呼び込みにつながるルートづくりといったプラットフォームを構築し、地域産業の活性化を目的とする VISIT はちのへに対し補助金を交付することで、八戸圏域の誘客推進と物産振興を図る。		
補助金の効果測定の方法	「② 補助金の効果測定の方法について」に記載のとおり		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	一部の地方創生推進交付金対象事業については国の地方創生推進交付金が2分の1、市の一般財源が2分の1。それ以外は補助対象経費の全額を市の一般財源。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成29年度	—	—	—
平成30年度	—	—	—
令和元年度	199,708	180,880	1

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和元年度一般財団法人 VISIT はちのへ補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

補助対象 区分	対象事業	対象経費	補助金額
誘客推進事業費	南郷観光推進関連事業 種差海岸 PR 関連事業 三陸ジオパーク関連事業 パンフレット等作成関連事業 デジタルマーケティング関連事業 観光資源撮影関連事業 情報発信関連事業 八戸三社大祭関連事業 八戸えんぶり関連事業 観光ガイド育成・推進関連事業 インバウンド関連事業 大型バナー掲出関連事業 観光タクシー運行関連事業 二次交通関連事業 大型客船誘致関連事業 DMO 経営戦略マーケティング推進事業 MICE 関連事業 旅行商品造成支援事業 年中行催事支援関連事業 観光バス駐車場管理運営事業 義経北行紀行案内板補修事業	賃金、謝礼、報酬、旅費、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、修繕料、保険料、委託料、手数料、印刷製本費、賃借料、会場借上料、複写機使用料、翻訳料、取材協力費、会議費、補助金、負担金、その他事業の遂行に係る経費	108,815,000 円以内
物産振興事業費	物産販売促進関連事業 物産展・商品見本市・商談会関連事業 開発商品企画作成販売関連事業 食文化等普及活動支援関連事業 「食」ブランドプロモーション関連事業 地域商社関連事業		19,939,000 円以内

補助対象 区分	対象事業	対象経費	補助金額
関連団体及 び行事支援 事業費	南郷物産協会補助金 南郷観光協会補助金 鮫観光協会補助金 種差観光協会補助金 種差海岸遊覧バス負担金 日曜朝市循環バス負担金 燕嶋まつり補助金 種差海岸観光まつり補助金 八戸七夕まつり補助金 八戸小唄流し踊り補助金 八戸納涼盆踊り補助金 史跡根城まつり補助金 八戸花火大会補助金 おまつり広場運営費補助金 民俗行事行列支援事業補助金 広域観光推進負担金(旧広域観光推進協議 会負担分)	補助金、負担金	250,000 円以内 1,100,000 円以内 120,000 円以内 70,000 円以内 7,400,000 円以内 300,000 円以内 600,000 円以内 800,000 円以内 50,000 円以内 100,000 円以内 40,000 円以内 300,000 円以内 2,000,000 円以内 450,000 円以内 1,200,000 円以内 2,100,000 円以内
観光開発事 業費	観光開発に資する事業	賃金、謝礼、報 酬、旅費、費用弁 償、消耗品費、通 信運搬費、修繕 料、保険料、委託 料、手数料、印刷 製本費、賃借料、 会場借上料、複 写機使用料、翻 訳料、取材協力 費、会議費、補助 金、負担金、積立 金、その他事業 の遂行に係る経 費	14,889,376 円以内

補助対象 区分	対象事業	対象経費	補助金額
運営事業費	旧八戸観光コンベンション協会補助金分 旧八戸市物産協会補助金分	人件費（専務理事・職員）、福利厚生費、光熱水費	35,889,000 円以内 3,295,000 円以内
合計			199,707,376 円以内

（出所：令和元年度一般財団法人 VISIT はちのへ補助金交付要領）

② 補助金の効果測定の方法について

補助金の効果測定の方法については、VISIT はちのへで目標 (KGI) を以下のとおりに設定している。

【図表 VISIT はちのへ KGI 数値】

KGI 項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ宿泊者数	（国内外宿泊者数）	796,541 人	883,216 人	846,407 人
旅行消費額	日帰り客	3,865 円	4,816 円	6,460 円
	宿泊客	20,810 円	22,585 円	25,260 円
圏域波及効果	圏域町村宿泊者数	17,926 人	20,795 人	19,968 人
	町村主要施設入込数	1,136,366 人	946,226 人	1,523,258 人
VISIT 取引額	おみやげショップ仕入額	246,908 千円	246,698 千円	235,704 千円
	地域商社事業仕入額	未実施	未実施	356 千円
ユートリー宿泊者数	（国内外宿泊者数）	6,022 人	7,542 人	6,838 人

（出所：観光課提出資料）

（２）監査の結果及び意見

【意見 30】当初予算内での事業変更時の観光課との議事要旨等の作成について

VISIT はちのへ補助金申請時には、大事業項目の誘客推進事業や物産振興事業内に小事業として各事業の補助金申請をしている。交付要領では大事業での上限金額は設定されているが、その中の小事業間の予算の融通をすることができる。VISIT はちのへと市観光課とも月に 1 回打合せを実施しており、予算の大幅な変更について協議はされているとのことであるが、その議事要旨等が残っていない。VISIT はちのへ設立初年度であり、当初の申請時から細かな事業変更があったため、やむを得ない面があった。しかし、翌年度以降の予算要望にも反映しやすくするために、小事業間の予算の大幅な修正の際には VISIT はちのへと観光課

との協議内容も議事要旨等に残すことが望ましい。

【意見 31】 VISIT はちのへの勘定科目の適切な使用について

VISIT はちのへは、実績報告の添付書類として、「令和元年度 VISIT はちのへ補助金事業経費内訳書(以下「内訳書」という。)」を提出している。内訳書には、支出科目で交際費の科目を使用しているものが散見され、交際費の内容を確認したところ、実際には取材対応費や消耗品費、広告宣伝費、協賛金等であった。

「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」では、公益事業との関連性が一般的に明確化しにくい経費である交際費は、原則として補助対象経費としないこととしている。

そのため、本補助金においても公益事業との関連性が一般的に明確化しにくい経費は補助対象経費としないことを明確にすべきである。実績報告の書類としての内訳書においても、「交際費」の科目を使用せず、実際の内容に沿った支出科目で報告をさせるように指導すべきである。

(実績報告)	
第 7 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 4 号様式のとおりとする。	
2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。	
(1) 事業実績書	
(2) 収支精算書	
(3) その他市長が必要と認める書類	

(出所:令和元年度一般財団法人 VISIT はちのへ補助金交付要領)

項目	説明
【交付基準 3】 補助対象経費の範囲、補助率、金額の算定等に関する基準	
補助金の算定にあたっては、補助対象経費の範囲、補助率、補助単価等の数値基準等を、個々の補助金交付要領に明記し、適切に補助額を算定するものとする。	
(1)補助対象経費明確化の原則	①補助金の交付にあたっては、予め、補助対象経費を明確に区分すること。なお、補助対象外経費は下記(2)に掲げる経費とする。
	②収入を伴う補助事業等の場合は、補助対象経費の総額から当該収入額を控除して得られた額を補助対象事業費として扱うものとする。(収入の例:入場料、物品の販売・飲食物の売上等)
(2)補助対象外経費	公益事業との関連性が一般的に明確化しにくい下記の経費は、原則として補助対象経費としないこと。
(公金使途の適正性の確)	ア 交際費、慶弔費
	イ 会議、研修、懇談会等での食糧費
	ウ その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの、又は直接的に公

保)	益事業に結びつかないと考えられる経費
----	--------------------

(出所:八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準)

【意見 32】 補助金事業経費内訳書に関する科目明細作成依頼について

本補助金の実績報告書類を確認したところ、内訳書の支出科目について、証憑書類として領収書等の写しが複数添付されているのみであり、支出科目の明細はなかった。

添付されている複数の領収書等を全て足し合わさなければ、内訳書の金額を確認することができず、市担当者が実績報告を確認するための作業時間も多く費やされている。実際に実績報告の確認において、内訳書の支出額が誤っているものがあり、VISIT はちのへに修正依頼を行っていたとのことであった。

VISIT はちのへでも報告誤りをなくし、市担当者の確認も容易となるように各科目の明細を作成するように指導すべきである。各科目明細を作成することにより、VISIT はちのへでも支出金額の誤りを削減することができ、市担当者の実績報告確認においても負担が軽減し、効率的に行うことができると考える。

【意見 33】 年中業催事支援関連事業の補助金額について

VISIT はちのへは、実績報告の添付書類として、「令和元年度 VISIT はちのへ補助金収支精算書(以下「収支精算書」という。)」を提出している。収支精算書を確認したところ、誘客推進事業費の内、年中業催事支援関連事業において、旧八戸コンベンション協会 2 名の人件費 540,000 円が補助金申請額及び補助金決算額で計上されていた。しかし、実際には交付要領別表の運営事業費の内、旧八戸コンベンション協会補助金分で負担すべきであった。

本来であれば、交付要領を作成する段階で、補助金の内容を十分に精査し、補助対象となる区分、事業、経費及び補助金の額に反映すべきであった。

VISIT はちのへは、平成 31 年 4 月 1 日設立のため、初年度であり、補助金の内容を十分に精査することが厳しかったこともあったかと思うが、今後は交付要領を制定する段階で補助金の内容を十分に精査し、交付要領に適切に反映すべきである。

【意見 34】 広域観光推進負担金（旧広域観光推進協議会負担分）の補助金額について

交付要領別表では、関連団体及び行事支援事業の内、「広域観光推進負担金(旧広域観光推進協議会負担分)」2,100,000 円が計上されていた。しかし、八戸広域観光推進協議会の業務についても、平成 31 年 4 月 1 日からは、VISIT はちのへが承継している。この補助金について、交付要領上、八戸市から VISIT はちのへに交付され、旧広域観光推進協議会に交付されるものであるが、旧広域観光推進協議会の業務を VISIT はちのへが承継しているため、VISIT はちのへが実施する旧広域観光推進協議会の業務に充当されるべきものである。そのため、実際には交付要領別表の誘客推進事業費中に広域観光推進事業で設定すべきであった。実績報告の収支精算書及び内訳書を確認したところ、情報発信関連事業、DMO 経営

戦略マーケティング推進事業等に充当されていた。

本来であれば、交付要領を作成する段階で、補助金の内容を十分に精査し、補助対象となる区分、事業、経費及び補助金の額に反映すべきであった。

VISIT はちのへは、平成 31 年 4 月 1 日設立のため、初年度であり、補助金の内容を十分に精査することが厳しかったこともあったかと思うが、今後は交付要領を制定する段階で補助金の内容を十分に精査し、交付要領に適切に反映すべきである。

【意見 35】南郷物産協会、南郷観光協会、鮫観光協会、種差観光協会との将来の在り方検討について

市には、南郷物産協会、南郷観光協会、鮫観光協会、種差観光協会が存在しており、本補助金の対象事業として、交付要領別表で計上されている。地場密着の良さもあるが、各協会の業務を担っている方々の高齢化も進んでいるとのことであった。将来的にはそれぞれの業務の担い手等の問題もあり、将来を見据えた長期での役割分担、事業集約等のそれぞれの団体の在り方について検討を徐々に進めることが望ましい。

【意見 36】今後の補助率見直しの検討について

VISIT はちのへは、平成 31 年 4 月 1 日設立であり、従来、市が担当していた業務移管もあり、初年度であったため、補助率を 100%としていた。

「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」では、「事業費に対する割合で補助する場合は、補助率 1/2 以内を原則とする。」と定めている。そのため、VISIT はちのへでも今後の世界水準の DMO 推進を実施することにより、自主財源が増加し、経営が安定してきた場合には、補助率の見直しも検討する必要があるだろう。

項目		説明	
【交付基準 3】 補助対象経費の範囲、補助率、金額の算定等に関する基準			
補助金の算定にあたっては、補助対象経費の範囲、補助率、補助単価等の数値基準等を、個々の補助金交付要領に明記し、適切に補助額を算定するものとする。			
(3)補助金 額算定に あたって の補助率 等の考え 方	① 国・県の制度に基づく補助は、当該国・県の制度に応じた市の負担額の範囲内とする。		
	② 事業費に対する割合で補助する場合は、補助率 1/2 以内を原則とする。 (下表 1「補助率の考え方」参照)また、この場合、補助額の上限を設定すること。		
	③ 交付基準 2 の(2)に基づく団体運営費補助は、団体の活動内容、性格、財務上の収支状況を踏まえ決定する。この場合も補助額の上限を設定すること。		
	【表 1 補助率の考え方】		
	区分	補助率	考え方

	国 県 補 助 を 伴う補助金		国・県の制度に基づく市の負担額の範囲内(基準 3 の(6)に留意)
	市 単 独 補 助 金	1/2 以内	行政側と相手方とで、同等の負担が適当であるもの
		1/3、1/4 以内	行政援助を必要とするものの、あくまで相手方が主体であるべきもの
		国又は県 と協調し て補助す る場合	補助事業者が国又は県の補助金の交付を直接受ける場合で、市が国又は県に協調して補助を行う場合は、当該国又は県の補助率の 1/2 以内とする。(例:県の補助率が 1/2 の場合、市の補助率は 1/4 以内)
		その他	上記以外のものは個別に決定

(出所:八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準)

16. 八戸市除間伐等実施事業補助金（農林畜産課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市除間伐等実施事業補助金		
所管課	農林畜産課		
交付開始年度	平成 10 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市除間伐等実施事業補助金交付要領 県:青森県民有林野造林補助金交付要綱 林野庁:森林環境保全整備事業実施要綱		
主な補助対象者	八戸市森林組合、三八地方森林組合(二者)		
補助金の目的	森林の有する多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等)を高度に発揮させるため、適切な森林整備を推進する。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	1,980	1,461	2
平成 30 年度	2,476	2,386	2
令和元年度	2,476	1,814	2

① 補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市除間伐等実施事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

県の補助事業(※)に採択された事業であって、事業実施主体が事業計画に基づいて行う森林整備作業等に要する経費

※ 森林環境保全直接支援事業

※ 特定森林再生事業

イ. 補助金の額

補助対象経費の 100 分の 5 に相当する額以内の額(ただし、100 分の 5 に相当する額の 1,000 円未満を切り捨てた額とする)

算定方法:標準単価(※)×施業面積＝補助対象経費

※森林整備事業標準単価表(青森県作成)による

令和元年度における交付先ごとの交付額は次のとおりである。

	八戸市森林組合 (千円)	三八地方森林組合 (千円)	合計(千円)
交付実績額	1,655	159	1,814

交付先が実施する森林整備事業に関して、市内の森林面積は次のとおりである。令和元年度の施業面積は、組合所管の私有林のうち 115.04ha であった。

種類	総森林面積	公有林 (県有林)	組合所管の 私有林	組合所管外の 私有林
面積(ha)	10,111	784(612)	1,603	7,724

(2) 監査の結果及び意見

【意見 37】事業実績書と事業内訳書の表記について

本補助金の交付先は八戸市森林組合と三八地方森林組合の 2 団体、各 1 件である。両者は青森県からも、青森県民有林野造林補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている。

両者から交付要領に基づき、市に実績報告書が提出されている。実績報告書には事業実績書、事業内訳書、収支精算書が添付されており、これらを閲覧したところ、三八地方森林組合の施行方法の表記について次のように一部不整合な点がみられた。

内訳 No.	種別	件数	事業実績書上の表記	事業内訳書上の表記
1	下刈	2	1,2 とも委託	1,2 とも請負
2	下刈	13	すべて委託	請負 9 件、受託 4 件
3	保育間伐	1	委託	請負
4	枝打ち	1	委託	請負

補助対象経費の算定方法は標準単価×施業面積であって、森林整備事業標準単価表(青森県作成)に掲載されている標準単価は施行方法・作業種別・作業内容・樹種・林齢等により細分化されていることから、施行方法は正確に把握されていなければならない。所管課の説明によると、三八地方森林組合の事業実績書は八戸市の様式、事業内訳書は青森県の様式で作成されていたため、表記が異なっているが、実態に矛盾はないとのことである。事業内

訳書は交付先が任意の様式で作成する書類であるところ、三八地方森林組合では青森県の様式を使用して作成しているとの説明を受けた。

市は、事業内訳書について参考資料として位置づけているが、事業実績書の添付資料であることからすると、施行方法の実態に矛盾がないのであれば、事業実績書と事業内訳書との間で表記について不整合が生じないよう、必要に応じ、三八地方森林組合に対して指導を行うことが望ましい。

【意見 38】 実績報告書の添付書類について

本補助金の交付先である森林組合は、構成員である森林所有者から多数の除間伐の計画・実績を取りまとめて市に補助金を申請し、実績を報告している。実質的な受益者は当該年度に除間伐を実施する個々の森林所有者である。所管課の説明によると、具体的には、市から森林組合へ交付された補助金は、森林組合から森林所有者に対して支給されるのではなく、森林組合が森林所有者に対して除間伐作業を実施する対価を、補助金の額の分だけ減額して請求するという形がとられているとのことである。これにより、森林所有者の自己負担が軽減されていることになる。

しかし現状の事務手続きでは、市から交付された補助金が森林所有者の負担軽減につながっていることを、市が直接的に確認することができない。市は、交付要領に定める実績報告に関して、「その他市長が必要と認める書類」として例えば森林組合から森林所有者に対して発行された請求書（補助金相当額が減額されていることが明記されたもの）を徴するなど、受益者の負担軽減が明確に把握できるような手続きをとることが必要である。

（実績報告）

第 6 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第 2 号様式）
- (2) 収支精算書（別記第 3 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（出所：交付要領）

17. 漁業用海岸局事業補助金（水産事務所）

（1）補助金の概要

補助金の名称	漁業用海岸局事業補助金		
所管課	水産事務所		
交付開始年度	昭和 61 年度		
根拠法令等の名称(法律、 条例、要綱等)	八戸漁業用海岸局事業補助金交付要領 八戸漁業用海岸局業務協定書(青森県・八戸市) 電波法		
主な補助対象者	青森県無線利用漁業協同組合(一者)		
補助金の目的	水産業の振興及び漁業無線の効率的な運用を図り、もって海上における漁業従事者の人命と航行の安全、財産の保全、海難の防止並びに漁業経営の安定に資する。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付 件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	6,333	6,333	1
平成 30 年度	6,333	6,333	1
令和元年度	6,333	6,333	1

① 補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和元年度八戸漁業用海岸局事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・給料手当
- ・法定福利費
- ・旅費交通費
- ・通信費
- ・印刷消耗品費
- ・保守修繕費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・賃借料

- ・消耗備品費
- ・施設管理費
- ・雑費

イ. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費のうち、県と青森県無線利用漁業協同組合（以下「組合」という。）との共通経費から県負担額分を減じた組合負担額の1/2以内の金額とし、上限を6,333,000円とする。

② 補助対象事業及び交付先について

補助対象事業は、八戸漁業用海岸局の運営である。

「海岸局」とは、船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう（電波法第62条第2項）。「船舶局」とは、船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのもの以外のものをいう（電波法施行規則第4条第9号）。

八戸漁業用海岸局は、日本で3番目の海岸局として大正14年5月に八戸市に設立された。組合は、青森県内漁船と漁業無線により人命の安全、財産の保全並びに漁業経営の安定を目的として昭和26年に設立され、同時に郵政省（当時）の免許を受けて、八戸漁業用海岸局を運営している。八戸漁業用海岸局は、昭和57年に青森漁業用海岸局を、平成6年に大畑漁業用海岸局を、平成7年に鰯ヶ沢漁業用海岸局をそれぞれ統合して現在に至っている。通信所を八戸市白銀町に、送信所をおいらせ町に、受信所を階上町に有し、青森県沿岸はもとより太平洋、大西洋、インド洋等をカバーしている。

【図表 日本の海岸局】

無線局の目的	無線設備の設置場所等	免許人
電気通信業務用/一般業務用	八戸他、全国で10カ所	青森県無線利用漁業協同組合 他
一般業務用	多数	主に漁業協同組合

（出所：総務省 HP）

（２）監査の結果及び意見

【結果13】 補助金額の算定について

交付先から実績報告書とともに提出された科目別補助事業収入支出実績書は、交付申請時の科目別収入支出計画書と対比可能な様式で作成され、その内容は組合の令和元年度事業報告書・決算書とおおむね整合していた。これによると、補助金額の内訳金額は次のとおりである。科目ごとの精算額のうち、県と組合との共通経費の金額(A)が補助金額算定の基礎となる。交付要領に従い、共通経費(A)から県負担額分(B)を減じた組合負担額(C)の1/2以

内が補助金額となっている(1 円単位での端数処理を除く)。

【図表 補助金額の内訳金額】

(単位:円)

科目	精算額	左のうち共通 経費(A)	県負担 (B)	組合負担 (C)=(A)-(B)	市補助金 (C)×1/2
給料手当	12,321,528	5,000,000	0	5,000,000	2,500,000
法定福利費	1,604,016	646,800	0	646,800	323,398
旅費交通費	816,960	0	0	0	0
通信費	2,679,960	2,659,063	1,329,532	1,329,531	664,766
印刷消耗品費	272,597	252,568	126,284	126,284	63,142
保守修繕費	3,589,573	3,459,582	1,729,791	1,729,791	864,896
保険料	394,810	332,940	166,470	166,470	83,235
水道光熱費	4,542,748	3,399,402	1,699,701	1,699,701	849,851
賃借料	1,360,934	875,134	437,567	437,567	218,784
消耗備品費	321,816	15,000	7,500	7,500	3,750
施設管理費	3,011,409	2,961,409	1,480,704	1,480,705	740,352
雑費	553,926	83,302	41,651	41,651	20,826
合計	31,470,277	19,685,200	7,019,200	12,666,000	6,333,000

(出所:科目別補助事業収入支出実績書)

補助金額の算定に当たり、精算額のうちどの部分が県と組合との共通経費になるかが重要であるが、科目別補助事業収入支出実績書上、通信費以下雑費までの各科目については内容によって共通経費部分が明記されている。例えば印刷消耗品費の場合、コピー代・文具類が共通経費、用紙・封筒その他が共通経費以外となっている。施設管理費の場合は、組合の入居している水産会館の管理負担金・維持管理費、送受信所敷地草刈りが共通経費、その他が共通経費以外である。

しかし、何を共通経費とするかの考え方や基準は科目別補助事業収入支出実績書でも、交付申請時の科目別収入支出計画書でも明らかにされていない。特に、給料手当と法定福利費(計 13,925,544 円)については、精算額のうちなぜ計 5,646,800 円が共通経費となるのか、さらに共通経費としながらなぜ県負担額が 0 円であるのかについても、何ら説明がない。

所管課によると、共通経費については県と組合の間で取り決めており、市は関与していないとのことである。県と組合の間で取り交わされた八戸漁業用海岸局業務協定書において、共通経費について次のとおり定められているのみである。ただし【図表 補助金額の内訳金額】の給料手当と法定福利費については、この取り決めに従っておらず、県負担額が 0 となっている。

(共通経費の負担)

第 4 条 甲及び乙は、海岸局の運営に要する経費のうち、共通経費については、2 分の 1 ずつ負担するものとする。

但し、共通経費の内容及び額については、毎年度、甲乙協議して定めるものとする。

(注) 甲：青森県、乙：組合

(出所：八戸漁業用海岸局業務協定書(昭和 61 年 5 月 31 日))

市の補助金額の算定過程が市にとって明確でないことは、公金の支出について市が説明責任を果たす点で妥当ではない。

組合は、新しい情報発信システムを平成 30 年度に水産庁補助事業で導入し、平成 31 年 4 月 1 日から運用している。これは、北朝鮮からミサイルが発射された際に内閣官房から発信されるミサイル発射情報を、早急に漁船に伝達できるよう、漁業無線局の情報端末で音声に変換し、漁業無線局に設置されている無線機から自動で漁船に情報発信するものである。また、現有の無線機器等の老朽化及び電波法の改正に伴って無線施設等の更新が必要となっており、令和 2 年度に整備更新のための設計業務委託を開始するとしている。これらにより組合の財産・損益・収支の状況は大きく変化することが予想される。この機会に、共通経費の考え方と算定基準について県及び組合と協議して必要な見直しを行い、明文化する必要がある。

18. 社会福祉協議会事業補助金（福祉政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	社会福祉協議会事業補助金		
所管課	福祉政策課		
交付開始年度	昭和 42 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事業補助金交付要領 八戸市社会福祉法人の助成に関する条例 社会福祉法		
主な補助対象者	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(一者)		
補助金の目的	民間主体による地域社会の福祉増進を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	29,962	29,954	1
平成 30 年度	30,037	30,029	1
令和元年度	30,240	30,239	1

① 補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、平成 31 年度社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

項目	補助率	上限(円)	金額(円)
(1) 地域福祉活動費	10/10	－	22,498,102
(2) 八戸市社会福祉大会	1/4 以内	180,000	180,000
(3) 青森県社会福祉大会	1/4 以内	76,000	19,375
(4) 社会福祉活動専門員設置費	10/10	－	7,542,342
合計			30,239,819

（２）監査の結果及び意見

【結果 14】 交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会が行う事業(以下「事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和 51 年八戸市条例第 16 号)及び同施行規則(昭和 61 年八戸市規則第 1 号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(出所:交付要領)

「(1)補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料から転記したものである。所管課において、補助の目的は交付要領に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。

【結果 15】 補助対象経費について

「(1)補助金の概要①補助対象経費、補助金の額について」に記載した補助対象経費の項目について、交付先である社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の計算書類との対応を検討した。当該計算書類は、WAMNET(独立行政法人福祉医療機構が運営する、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム)に掲載されたものである。その結果、計算書類のうち事業区分資金収支内訳表と対応する項目は八戸市社会福祉大会のみであって、その他の 3 項目(地域福祉活動費、青森県社会福祉大会、社会福祉活動専門員設置費)については該当する事業名がなかった。

市社協からの実績報告書には、地域福祉活動費 22,498,102 円の内容として 4 人分の人件費(常務理事 1 名、職員 3 名)が記載されていた。所管課の説明では 4 名とも特定の事業に従事するのではなく市社協全体の事業の円滑化を図っているとのことであった。以上より、本補助金の実態は事業補助でなく運営費補助とみられる。あえて市社協の事業区分と対応させるなら「法人本部」である。

したがって、市は本補助金を事業補助でなく運営費補助と捉え直した上で、名称を変更し、「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」の適用にあたっては団体運営費補助として取り扱うべきである。

19. 地域集会所整備費補助金（福祉政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	地域集会所整備費補助金		
所管課	福祉政策課		
交付開始年度	平成5年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	地域集会所整備費補助金交付要領		
主な補助対象者	地域集会所の新築、建替え、改修、トイレ水洗化及び洋式化を行う町会		
補助金の目的	地域住民のコミュニティ活動の拠点施設である地域集会所の整備に要する経費を補助することにより、地域福祉の向上と地域コミュニティ活動の支援を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	地域集会所の新築、建替え、改修、トイレ水洗化及び洋式化に要する経費		
補助率	1/2		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成29年度	3,756	3,237	3
平成30年度	7,865	7,864	5
令和元年度	7,064	7,063	3

令和元年度における交付件数3件の内容は次のとおりである。

	名称	区分	実施主体	補助金額(円)
①	多賀集会所	新築	市川上町内会、市川下町内会、中平町内会	5,565,000
②	是川東部生活館	改修	母袋子町内会、水野町内会、西山町内会	703,782
③	千田生活館	改修	千田町内会	795,082

（2）監査の結果及び意見

【結果16】交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領

においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、住民自らが地域集会所の新築、建替え等の整備(以下「事業」という。)を行う場合に要する経費について、予算の範囲内で地域集会所整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和 61 年 1 月 7 日規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(出所:交付要領)

「(1)補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料から転記したものである。所管課において、補助の目的は交付要領に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。

【意見 39】設計図書の徴取について

補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める書類を添えて提出しなければならない。市長が定める書類は交付要領の第 5 条に定められている。

(交付申請)

第 5 条 規則第 3 条の補助金交付申請書は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 規則第 3 条の市長が定める書類は、次のとおりとする。ただし、改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修の場合は、第 5 号から第 7 号までの書類を除く。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計図書
- (4) 工事見積書
- (5) 建築確認通知書の写し
- (6) 土地に係る登記事項証明書
- (7) 土地貸借契約書
- (8) 地域集会所を新築、建替え、改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修をすることについて、申請団体の総会等で議決したことを証する書類
- (9) 現況写真

3 補助金の交付を受けようとする者は、前 2 項に定める書類を、当該工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(出所:交付要領)

令和元年度における交付実績 3 件について申請書類・添付書類の提出状況を確認したところ、②是川東部生活館と③千田生活館において、添付書類(3)設計図書が提出されていなかった。所管課によれば、これら 2 件はいずれも小規模の改修であり、工事を請け負った業者が設計図書を作成していなかったため、工事内容については見積書で確認しているとのことである。ただし、見積書で代替することについて起案書等、所管課内で承認された事跡はなかった。

確かに、小規模の改修であって見積書、現況写真等により工事内容を把握できるような場合にまで必ず設計図書を徴取すべきとすると、請負業者の負担をいわずらに増やす結果となりかねない。その意味では、設計図書の徴取を省略することに合理性が認められる。しかし交付要領上は、どのような場合に設計図書の徴取を省略できるかの定めがないため、現状では交付要領に準拠した事務となっていない。

設計図書の徴取を省略できる場合について、交付要領に明文で定めておく必要がある。それが難しいのであれば、個々の案件につき個別に判断し、省略を認める旨起案書に明記して決裁すべきである。

20. 八戸市民生委員児童委員協議会補助金（福祉政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市民生委員児童委員協議会補助金		
所管課	福祉政策課		
交付開始年度	不明(昭和時代)		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市民生委員児童委員協議会補助金交付要領		
主な補助対象者	八戸市民生委員児童委員協議会(一者)		
補助金の目的	八戸市民生委員児童委員協議会の取組みを通して、民生委員・児童委員の活動を推進する。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	会議費、事務費、地区民児協運営費、事業費		
補助率	10/10		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,635	3,635	1
平成 30 年度	3,536	5,332	1
令和元年度	3,592	4,960	1

（2）監査の結果及び意見

【結果 17】 交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、八戸市民生委員児童委員協議会が行う事業(以下「事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和 61 年 1 月 7 日規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(出所:交付要領)

「(1)補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料から転記したものである。所管課において、補助の目的は交付要領

に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。

現状では、後述する「**21. 八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金**」の補助金の目的と同一になっており、同一の目的で 2 つの補助金を設定することは妥当でないため整理が必要である。

【結果 18】補助金額の算定の基準日について

交付要領の別表に、補助金額算出式が定められている。

【図表 補助金額算出式】

項目	基準額(円)	数量	金額(円)
協議会割	60,000	25 団体	1,500,000
定数割	4,000	530 人	2,120,000
活動費(欠員地区負担分)	60,000	20 人×12/12	1,200,000
	60,000	7 人×4/12	140,000
合計			4,960,000

(出所:交付要領)

平成 31 年 4 月 1 日時点で、民生委員児童委員の定数は 523 人、実数は 503 人であった。活動費(欠員地区負担分)は、欠員 20 人分(=定数 523 人－実数 503 人)1,200,000 円を、欠員の生じている地区に協議会を通じて交付するものである。当該地区では欠員分を現員でカバーしていると考えての計算である。定数は、八戸市民生委員定数条例の改正(平成 31 年 3 月)により、令和元年 12 月 1 日から 530 人に改定された。そのため、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月まで 4 ヶ月間の増員 7 人分(=530 人－523 人)も活動費として交付された。

定数割の金額を算出するにあたっては、令和元年 12 月 1 日の定数である 530 人を基に計算されている。所管課の説明によれば、上記のとおり、条例改正によって定数が 530 人に増加することが平成 31 年 4 月 1 日時点で判明していたためとのことである。しかし、4 月から 11 月まで一年度のうち 8 ヶ月間における定数は改定前の定数であるから、年間を通しての活動を前提とすれば 4 月 1 日時点での定数を基に計算することが合理的と考えられる。この点、どの時点の定数を用いて定数割を計算するかが交付要領上明確になっていない。市は、定数割の算定の基準日をいつにするか、考え方を整理した上で交付要領に明記しておく必要がある。

2 1. 八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金（福祉政策課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金		
所管課	福祉政策課		
交付開始年度	平成 20 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要領		
主な補助対象者	八戸市民生委員児童委員協議会(一者)		
補助金の目的	八戸市民生委員児童委員協議会の取組みを通して、民生委員・児童委員の活動を推進する。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	八戸市民生委員児童委員協議会事業費のうち、事務局の運営費		
補助率	10/10		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,000	3,000	1
平成 30 年度	3,000	3,000	1
令和元年度	3,000	3,000	1

① 補助対象経費について

令和元年度八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)別表に定められている補助対象経費は「八戸市民生委員児童委員協議会事業費のうち、事務局の運営費」である。

八戸市民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)は、事務局の業務を八戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に委託している。この委託費(年間 3,000 千円)が、補助対象経費である。

(名称・事務所)

第 1 条 本会は、八戸市民生委員児童委員協議会と称し、事務局を八戸市根城八丁目 8 番 155 号(事務局受託者:八戸市社会福祉協議会)に置く。

(出所:八戸市民生委員児童委員協議会規約)

かつては、民児協の事務局を市が運営していたが、現在では民児協から市社協への委託

となっている。

民児協、市社協とも八戸市総合福祉会館内に所在し、市社協は八戸市総合福祉会館の指定管理者である。

（２）監査の結果及び意見

【結果 19】 交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

（趣旨）

第1条 この要領は、令和元年度八戸市民生委員児童委員協議会の事務局運営に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年 1 月 7 日規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（出所：交付要領）

「（1）補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料から転記したものである。所管課において、補助の目的は交付要領に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。現状では、「**20. 八戸市民生委員児童委員協議会補助金**」の補助金の目的と同一になっており、同一の目的で 2 つの補助金を設定することは妥当でないため整理が必要である。

2 2. 地区社会福祉協議会活動事業補助金（福祉政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	地区社会福祉協議会活動事業補助金		
所管課	福祉政策課		
交付開始年度	平成 10 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	地区社会福祉協議会活動事業補助金交付要領 八戸市社会福祉法人の助成に関する条例 社会福祉法		
主な補助対象者	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(一者)		
補助金の目的	地区社会福祉協議会の組織化やネットワーク構築の推進による地域社会の福祉活動の増進を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	10/10		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	1,080	1,040	1
平成 30 年度	1,080	1,040	1
令和元年度	1,080	1,040	1

① 補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、平成 31 年度地区社会福祉協議会活動事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費(地区社会福祉協議会が行う下記の活動のうち、3 以上の項目に該当すること。)

- ・ボランティア活動
- ・ニーズ調査
- ・ふれあい友愛訪問
- ・ふれあい会食
- ・当事者組織化事業
- ・ボランティア養成事業
- ・ふれあい宅配事業
- ・その他

イ. 補助金の額

補助金の額は、1 地区につき 40,000 円以内とする。ただし、運営経費等について変更がある場合は、この限りでない。

② 補助対象事業及び交付先について

補助対象事業は、「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおりである。

交付先は社会福祉法人八戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）であり、市社協へ交付した補助金の全額が、市内 26 の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に 40,000 円ずつ配布される。

（２）監査の結果及び意見

【意見 40】地区社協の繰越金について

地区社協の収入は、本補助金以外に町内会負担金、市社協からの補助金、市からの敬老会補助金等複数がある。市社協からの実績報告書に添付された、各地区社協の令和元年度収支決算書を閲覧したところ、17 の地区社協において、当年度繰越金の額が前年度繰越金の額を上回っていた。これは、当年度予算の執行残が多く、活動実績が事業計画を下回ったことを反映していると推測される。

一方で、地区社協は年間を通して活動するところ、市社協から地区社協への交付時期は例年 8 月であるので、4 月から 8 月までの活動に要する経費の分だけは繰越金が必要とも考えられる。そこで、次の算式を用いて所要繰越金の概算額を試算し、当年度繰越金の実際の金額と比較すると、後者が前者を上回る地区社協が 2 団体あった。

所要繰越金＝当年度収入÷12(ヶ月)×5(ヶ月)(4 月から 8 月まで)

【図表 繰越金の多額な地区社協】

地区社協	所要繰越金の概算額(円)	当年度繰越金の実際の金額(円)
是川	406,323 円	515,291 円
東	1,159,742 円	1,340,700 円

また、この 2 団体以外に根岸地区社協においては積立金支出(350 千円)があり、財政的余裕のあることがうかがえた。

このように繰越金の多額な地区社協や財政的余裕のある地区社協については、補助の必要性は低いとみるべきである。まずは、活動をより活発化する方向へ支援することを検討されたい。ただし、新型コロナウイルス対策の影響で各地区社協の活動を控えなければならない状況を鑑みると、令和 2 年度においてはより多くの地区社協で繰越金が増加してしまうことが予測される。その場合には、繰越金の残高に応じて補助金額を見直すことも必要である。

23. 保育環境改善等事業補助金（こども未来課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市保育環境改善等事業補助金		
所管課	こども未来課		
交付開始年度	令和元年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市保育環境改善等事業補助金交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(厚生労働省)		
主な補助対象者	市内の保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園、幼稚園型認定こども園		
補助金の目的	新型コロナウイルスへの感染を予防し、児童及び保育士・教諭等の安全確保を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は行われていない。		
補助対象経費	新型コロナウイルス感染防止のため次に掲げる物品等を購入した場合の購入経費。ただし、令和2年1月16日から令和2年3月13日までの間に購入したものに限る。 ・マスク、消毒液、手袋、液体石鹸等の消耗品(食料品は除く。) ・体温計、空気清浄機、加湿器等の備品		
補助率	10/10(千円未満切り捨て) 補助基準額は1施設あたり500千円。		
財源	国庫補助金。国庫補助金対象外分22千円については、市の一般財源。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成29年度	—	—	—
平成30年度	—	—	—
令和元年度	—	7,300	52

国内1例目となる新型コロナウイルス感染者が報告された令和2年1月16日以降、施設が感染症対策のために購入したマスク、消毒液、体温計、空気清浄機等の物品について、申請のあった52施設に対し、その購入費を補助したものである。

（2）監査の結果及び意見

【結果20】実績報告書に添付される書類の深度ある検証について

市の交付要綱において、実績報告書の添付書類について、以下のとおり定められている。

(交付申請等)

第5条

2 規則第3条の規定により前項の補助金交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 申請額内訳表(別記第2号様式)

(2) 当該補助金に係る収支決算(見込)書抄本

(3) 対象経費に係る領収証の原本、コピー又は支払いを証明できるもの。(以下「領収証等」という。)ただし、物品等の名称が明記されたものであること。また、経理上の都合により交付申請時点において支払いが完了していないものについては、納品書又は請求書を添付し、令和2年3月31日までに支払いを完了の上、速やかに領収証等を提出すること。

(出所:令和元年度八戸市保育環境改善等事業補助金交付要綱)

実績報告時の提出資料を閲覧したところ、以下の事例が認められた。

① 支払いを確認できる書類として、銀行への振込受付書が提出されているが、購入先からの領収証が補助金の交付後(令和2年9月)に提出されていた。

② 購入期限後に発行された領収証が提出されているが、当該領収証には購入物品の購入日が記載されていなかった。口頭で購入日を確認しているとのことであったが、その口頭で確認した購入日は領収証等にメモされてない。

③ 提出資料として納品書が提出されているが、領収証は提出されていなかった。

①については、銀行への振込受付書には購入物品の名称が明記されておらず、補助対象経費の確認の観点から、購入物品名が明記された領収証等を速やかに入手することが必要である。②については、今回の補助金の補助対象経費の購入期間が、市の交付要綱において「令和2年1月16日から令和2年3月13日までの間に購入したものに限り」と定められているため、購入日を詳細に確認する必要がある。入手した領収証には、購入期間として「2020年1月～2月」と記載されているのみで、詳細な購入日が確認できない以上、本来であれば納品書等で購入日を確認すべきであるが、口頭で購入日を確認することを認める場合には、入手した領収証等に口頭で確認した購入日、施設の問い合わせ担当者等をメモ書きすべきである。③については、納品書で納品の事実を確認していても、支払いをせずに購入物品を返品している場合もあり得るため、領収証等を速やかに入手し、簿冊に綴じておく必要がある。③に関しては、監査の過程で領収証を閲覧し、支払の事実は確認できている。

今後は、補助対象経費であることを確認するために留意すべきポイントに注意を払い、実績報告時の提出資料に不備がないように努められたい。

2 4. 保育所等業務効率化推進事業補助金（こども未来課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	八戸市保育所等業務効率化推進事業補助金		
所管課	こども未来課		
交付開始年度	平成 27 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(厚生労働省)		
主な補助対象者	保育所又は幼保連携型認定こども園		
補助金の目的	保育業務のICT化により、保育士の業務負担の軽減を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。		
補助金の効果測定の方法	事業実績報告書に記載されている事業実施の効果により把握。		
補助対象経費	事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、備品購入費等		
補助率	3/4(千円未満切り捨て) 補助基準額は 1,000 千円。		
財源	国:市=2:1		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	—	21,969	28
平成 30 年度	—	8,228	21
令和元年度	7,500	3,934	6

平成 29 年度は 3 月補正で 40,182 千円、平成 30 年度は 12 月補正で 12,721 千円、それぞれ予算措置されている。また、平成 30 年度までは保育業務の ICT 化の他に、事故防止推進のための機器導入経費の補助も本事業で行われていたが、令和元年度は市において事故防止推進のための機器導入経費の補助が行われなかったため、令和元年度の決算額、交付件数は、平成 29 年度、30 年度と比較して減少している。

（２）監査の結果及び意見

【結果 21】消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告について

市の交付要綱において、補助事業者は補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならないことが定められている。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(7)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(仕入控除額が0円の場合も含む。)が確定した場合には、別記第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに市長に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除額が確定した場合には、当該仕入控除額を市に返納しなければならない。

(出所:令和元年度八戸市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱)

この報告について、報告状況を所管課の担当者に確認したところ、全ての補助事業者から報告は行われておらず、全ての補助事業者が社会福祉法人であり、間接補助金に係る仕入控除額が発生しないと思われるためとの回答であった。しかし、交付要綱には、仕入控除額が0円の場合も含めて、「報告しなければならない」と定められていること、また、間接補助金に係る仕入控除額が発生しているにもかかわらず報告が行われないことにより、返還されるべき補助金が返還されないことを未然に防ぐためにも、全ての補助事業者に原則どおり報告をさせる必要があるだろう。また、消費税の免税事業者である場合や、課税事業者で簡易課税を選択している場合は補助金の返還の可能性がないため、補助事業者の事務負担の観点から、補助金を返還する必要があるか否かについて、簡単なフローチャート等により補助事業者に補助金を返還する必要があるか否かを判断させた上で報告させるといった対応も検討の余地があるだろう。

25. 軽費老人ホーム事務費補助金（高齢福祉課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	軽費老人ホーム事務費補助金		
所管課	高齢福祉課		
交付開始年度	平成 29 年 1 月（中核市移行時）		
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	老人福祉法第 24 条 八戸市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱		
主な補助対象者	「① 補助対象軽費老人ホーム一覧」に記載のとおり		
補助金の目的	高齢者福祉の向上を図るため、市内の軽費老人ホーム（一般の有料老人ホームよりも比較的低い利用料でサービスを提供し、主に生活に対する不安のある自立あるいは要支援の高齢者を受け入れる施設）の運営に要する経費について補助をすること。		
補助金の効果測定の方法	軽費老人ホームの入居率。 実績は「① 補助対象軽費老人ホーム一覧」に記載のとおり、ほぼ 100%に近い水準で稼働を続けている。		
補助対象経費	「② 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「② 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ（普通交付税措置あり）		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 （千円）	決算額 （千円）	交付件数
平成 29 年度	125,804	114,321	5 法人
平成 30 年度	125,167	112,079	5 法人
令和元年度	125,010	115,226	5 法人

① 補助対象軽費老人ホーム一覧

軽費老人ホームを運営する補助対象法人は、下表のとおりである。

【図表 補助対象法人一覧】

No	社会福祉法人名	軽費老人ホーム名	令和 2 年 3 月 1 日		
			入居者数	入居定員	入居率
1	社会福祉法人 白銀会	八戸グリーンハイツ	50 名	50 名	100%
2	社会福祉法人 平成会	ケアハウス青い鳥	29 名	30 名	97%

No	社会福祉法人名	軽費老人ホーム名	令和2年3月1日		
			入居者数	入居定員	入居率
3	社会福祉法人 まほろば	ケアハウスこなかの	28名	30名	93%
4	社会福祉法人 八重福社会	ケアハウス根城エレンシア	30名	30名	100%
5	社会福祉法人 杏林会	ケアハウス華物語	30名	30名	100%

(出所:担当課作成資料から監査人作成)

② 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定められており、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

軽費老人ホームの運営に必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、諸会費、利用者保健衛生費及び備品購入費等、並びに人件費積立金、施設整備等積立金(修繕積立金及び備品等購入積立金に係るものに限る。)に要する経費

イ. 補助金の額

事務費実支出額と事務費基準額とを比較し、いずれか少ない額から利用者本人からの徴収額を控除して得た額から、事務費に充当すべき寄附金その他の収入額を控除した後の額の10分の10以内の額。なお、事務費基準額は、施設毎の定員や職員の平均勤続年数等によって異なり、それぞれの施設の事務費基準額は以下のとおりである。

【図表 施設毎の事務費基準額】

No	軽費老人ホーム名	令和元年度事務費基準額(①②の合計)
1	八戸グリーンハイツ	①事務費 (月額)67,300 円×年間延利用人員 ②民間施設給与等改善費 (月額)1,346 円×年間延利用人員※
2	ケアハウス青い鳥	①事務費 (月額)61,400 円×年間延利用人員 ②民間施設給与等改善費 (月額)1,228 円×年間延利用人員※
3	ケアハウスこなかの	①事務費 (月額)86,400 円×年間延利用人員 ②民間施設給与等改善費 (月額)2,592 円×年間延利用人員※
4	ケアハウス根城エレンシア	①事務費 (月額)86,400 円×年間延利用人員
5	ケアハウス華物語	②民間施設給与等改善費 (月額)864 円×年間延利用人員※

※ ②民間施設給与等改善費については、高額繰越金等を有する施設については、加算が停止される。

(出所:八戸市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 22】実績報告時の地域貢献報告の網羅的な入手について

交付要綱第 8 条において、実績報告時に補助先より「地域貢献に関する報告書(以下「地域貢献報告」という。)」の提出を受ける旨が定められているものの、地域貢献報告の提出がない法人が 3 先あった。

地域貢献報告の提出を求める趣旨は、補助先が社会福祉法にて責務化されている「地域における公益的な取組」を行っているか否かを市として毎年度確認することによって、補助金確定の参考資料とすることや、次年度の補助金交付の際の参考とするものである。市は、交付要綱に基づき、地域貢献報告を適切に徴取する必要がある。

26. 地区敬老会補助金（高齢福祉課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	地区敬老会補助金		
所管課	高齢福祉課		
交付開始年度	昭和 42 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	地区敬老会補助金交付要領		
主な補助対象者	市内における各地区の民生委員児童委員協議会		
補助金の目的	高齢者の長寿を祝福し、その功労をねぎらうために各地区において開催される敬老会開催を支援する補助金である。敬老会は 9 月の敬老の日前後に開催され、記念品の贈呈や、高齢者による演奏や舞踊等の披露、子どもとの世代を超えた交流、趣向を凝らした記念品の贈呈等の様々な企画が催されている。		
補助金の効果測定の方法	各地区敬老会の開催の事実		
補助対象経費	酒類を除く地区敬老会の開催経費		
補助率	「地区の対象者×1,100 円」もしくは「各地区敬老会の補助対象経費の合計」のいずれか低い額が支給される。 「地区の対象者」とは、当年 6 月 1 日現在において住民基本台帳に登録されている当該地区の 75 歳の者(同年 12 月 31 日までに 75 歳に達する者も含む)をいう。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数 (地区の対象者)
平成 29 年度	37,130	36,714	25 地区(33,377 人)
平成 30 年度	38,290	37,897	25 地区(34,452 人)
令和元年度	39,143	38,660	25 地区(35,165 人)

（2）監査の結果及び意見

敬老会は、高齢者の長寿を祝い、功労をねぎらうための社会福祉行事であり、その必要性は多分に認められるところである。一方で、高齢社会の進行によって交付対象者及び決算額は増加しており(「(1)補助金の概要」の「当初予算額、決算額、交付件数の推移」参照)、厳しい地方財政と相俟って、将来的に現状ベースでの事業継続は困難なことが予想される。

そこで、市には、財政負担増を避けつつも敬老事業を継続するための対応が求められている。以下、本事業の今後の方向性に関する提言を二点述べたい。

【意見 41】 補助対象年齢の引き上げの検討について

八戸市では 75 歳以上の高齢者人数に応じて補助金交付を行っているが、他市事例を見る限り、77 歳以上や 80 歳以上の高齢者人数を交付対象とする自治体が複数見られる。また、近年において 80 歳以上を交付対象とするよう対象年齢を引き上げている自治体も複数見られる。八戸市においても補助対象年齢を引き上げることによって財政負担軽減を図ることを検討すべきと考える。

また、青森県の平均寿命は、平成 12 年の男性:75.67 歳・女性:83.69 歳から、平成 27 年の男性:78.67 歳・女性:85.93 歳(平成 30 年青森県保健統計年報より)へと延伸しており、高齢であっても仕事・趣味等に意欲的なアクティブシニアは増加していることが思料される。八戸市では、平成 8 年度より対象年齢を 75 歳以上と設定しているが、こうした時代の変遷を鑑みた場合に敬老会補助金の対象年齢を引き上げることが必要であろう。

【意見 42】 記念品支出の削減検討について

敬老会では、各地区で趣向を凝らし、記念品としてハンカチ・タオル・掛時計・商品券・菓子等を高齢者へ贈呈している。令和元年度の記念品代は 25 地区で合計 23,271 千円であり、市の補助金額 38,660 千円の過半を占め、このことは敬老会にて記念品の贈呈を行わない場合に、1 年間で補助金交付額を 23,271 千円削減できることを意味する。

確かに、記念品を楽しみ(生きがい)にしている高齢者の存在も十分に理解できる。しかし、敬老会の本来の趣旨からすれば、高齢者を敬う気持ちさえあれば必ずしも記念品の贈呈は必須ではないものと考えられるし、市では別事業で長寿お祝い金(88 歳の方へ 1 万円、100 歳の方へ 10 万円)も支給している。今後の超高齢化社会を見据えたときに、一過性とも考えられる「個人」を対象にした記念品贈呈に相応の予算を利用するよりも、一人暮らし高齢者に対する支援サービス拡充や、まちのバリアフリー化、健康寿命の延伸施策等の長期的な視点に基づく市全体の高齢者施策の充実を図ることが必要ではないだろうか。

27. 老人クラブ補助金（高齢福祉課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	老人クラブ補助金		
所管課	高齢福祉課		
交付開始年度	昭和 38 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市老人クラブ補助金交付要領		
主な補助対象者	市内の老人クラブ		
補助金の目的	老人クラブとは市内各地域を基盤とする高齢者の団体であり、社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業等を実施している。本補助金は老人クラブの育成を図り、高齢者の生きがい活動を支援することを目的としている。		
補助金の効果測定の方法	補助金交付件数		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源 2/3、国庫 1/3		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	7,987	7,635	164 クラブ
平成 30 年度	7,708	7,263	156 クラブ
令和元年度	7,335	7,077	152 クラブ

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市老人クラブ補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められており、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座開催及び健康増進事業に要した経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料とする。ただし、娯楽事業に係る旅費、飲食費等、社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられる経費は除く。

イ. 補助金の額

区分	補助金の額
i 青森県老人クラブ補助金 交付要綱により対象となる老人クラブ	3,880 円に活動月数を乗じた額
ii 「i」以外の老人クラブ	1,300 円に活動月数を乗じた額 (当区分の交付実績は、平成 28 年度～令和元年度において該当しない)

(2) 監査の結果及び意見

【結果 23】 交付要領の「補助金の額」の定めについて

交付要領では補助金の額を「3,880 円(または区分に応じ 1,300 円)に活動月数を乗じた額(以下「基準額」という。)」と定めており、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合の補助金の額の定めがない。具体的なケースとしては、12 ヶ月活動している老人クラブが 46,560 円(3,880 円×12 ヶ月)の概算払いを受け、対象経費の実支出実績が 30,000 円に留まったようなケースである。この場合の補助金の額は、現在の交付要領の定めにおいては実支出額 30,000 円ではなく、基準額 46,560 円となってしまうとも読み取れる。市の実際の運用をヒアリングしたところ、令和元年度において対象経費の実支出額が基準額を下回ったケースはないものの、発生した場合には、実支出額を補助金の額とする運用を行っているとの事であった。

今後、市は交付要領における補助金の額を「3,880 円(または区分に応じ 1,300 円)に活動月数を乗じた額を基準額とし、基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額」等のように、実際の運用を交付要領で明確に定める必要がある。

【結果 24】 収支決算書の記載例について

市が補助先に送付している収支決算書記載例が適切ではない。

本補助金の年間のフローとして、5 月中に申請を受けた後の 7 月前後に補助金を概算交付し、年度末に収支決算書を受領、確認の上、概算交付額と対象経費実支出額のいずれか低い金額で補助金が確定する。ここで年度末に補助先より提出される収支決算書の「支出済額」欄には実支出額が記載されて然るべきであり、市としても補助先にそのことを徹底させる必要があるが、市が作成し補助先に送付している収支決算書記載例では「支出済額」欄に『補助金額以上の額』と記載されており、誤った指示・強調事項が付されている。

収支決算書を作成する補助者によっては、実支出額が概算交付額よりも少ない場合において、記載例の指示とおりに『補助金以上(監査人注:概算交付額以上)の額』を記載してしまう可能性が認められ、そのことは、架空経費支出による補助金の不正搾取のリスクを高めているといえる。今後、このような記載例は即刻中止し、『実支出額』を記載するよう指導、周知徹底する必要がある。

【意見 43】補助対象外経費の可能性のある飲食費の支出について

収支決算書等の関連資料を閲覧したところ、補助対象外経費とも考えられる食糧費が支給されていた。市の補助対象経費に該当するか否かの判断基準は、前述の交付要領（「(1)①ア. 補助対象経費」参照）および申請時の説明書（下記囲み参照）のとおりである。

【補助対象経費の判断基準】

補助金の交付対象となる経費は、上記の 3 事業（監査人注：社会奉仕活動、老人教養講座開催、健康増進事業）に必要な経費のうち、消耗品費、燃料費、謝礼、印刷費、郵便代、会場使用料、食糧費（ただし、清掃奉仕や花壇整備等の参加者への茶菓、料理教室の食材費及び講師・審判員等に対する飲食費に限る）等です。

（出所：補助金解説資料「平成 31 年度八戸市老人クラブ補助金申請に際して」）

交付要領、申請時の説明書および社会通念を含めて解釈するに、食糧費については、一人あたり 100 円～200 円程度までの低額な茶菓、審判員や講師に対して謝金的な意味合いで支給する弁当代・飲料代程度が補助対象経費となりうるものと考えられる。一方で、収支決算書には下部【図表 収支決算書 抜粋】のような食事代・弁当代を含むとする記載が散見された。これらが全て不適切な支出かは結論を下すことはできないものの（今回の監査では、コロナ禍において高齢者で構成される老人クラブとの接触回避の観点から領収書確認等の追加調査は行っていない）、個人で負担すべき食事代を補助金から支出している可能性も認められるところである。

本事例の問題点は、補助対象経費に該当するか否かの明確な判断基準が市として存在しないこと及び市の事後確認の形骸化にある。後述「【意見 44】補助対象経費の具体的判断基準の策定について」、「【意見 45】市の事後確認の強化について」を参考に、事前に補助対象者に補助対象経費の範囲を周知徹底することや、市の事後検証の徹底を求めたい。

【図表 収支決算書 抜粋】

クラブ名	区分	支出済額	付記
A	健康増進事業	15,500 円	グランドゴルフ、スポーツ大会 <u>食事代</u>
B	健康増進事業	10,060 円	スポーツ大会 <u>弁当代</u> 、お茶代等
C	社会奉仕活動	24,850 円	<u>お弁当</u> お茶 花壇手入れお礼
C	健康増進事業	8,600 円	<u>弁当</u> 、お茶
D	社会奉仕活動	37,000 円	<u>弁当</u> 、ジュース、パン、菓子
E	社会奉仕活動	5,586 円	<u>弁当代</u> （公園草取り）

（出所：平成 31 年度 老人クラブ作成収支決算書）

【意見 44】補助対象経費の具体的判断基準の策定について

支出が補助対象経費か否かを判断する詳細なマニュアル(以下「マニュアル」という。)は現状存在しないが、効率性、有効性、透明性向上の観点から市はマニュアルを制定・運用するとともに、補助対象者に配布、周知徹底すべきである。

現在の補助対象経費の判断基準は「【意見 43】補助対象外経費の可能性のある飲食費の支出について」に記載したとおり、下記囲み程度に留まる。

【補助対象経費の判断基準】(再掲)

補助金の交付対象となる経費は、上記の 3 事業(監査人注:社会奉仕活動、老人教養講座開催、健康増進事業)に必要な経費のうち、消耗品費、燃料費、謝礼、印刷費、郵便代、会場使用料、食糧費(ただし、清掃奉仕や花壇整備等の参加者への茶菓、料理教室の食材費及び講師・審判員等に対する飲食費に限る)等です。

(出所:平成 31 年度八戸市老人クラブ補助金申請に際して)

同判断基準においては、補助先が実施する事業が、社会奉仕活動、老人教養講座開催、健康増進事業または補助対象外であるレクリエーション等のその他の活動に該当するのか、支出が補助対象経費に当たるのかといった実務的な判断基準が不明瞭であり、補助先にとって、判断に困るケースは多数存在するものと思料される(例示は下記囲み参照)。また、補助対象外経費を補助対象経費と誤って申請をしてしまう機会もあるだろう。

【具体的な判断に困るケース(例示)】

- ・イベントに参加する際の活動区分の適合性(教養講座開催かレクリエーションか)
- ・自家用車を使用した場合の交通費の補助対象経費適合性
- ・記念式典の開催費等の補助対象経費適合性
- ・一日を通じた活動で、昼食として参加者に提供する弁当代
- ・参加者に対する茶菓にかかる支出額の社会通念上の妥当性
- ・研修旅行にかかる支出額の社会通念上の妥当性

市にとっても、補助対象経費適合性にかかる統一的なマニュアルが存在しない現状では、判断が担当者に一任せざるを得ず、公平性および一貫性の観点から好ましくなく、また、職員はその判断に都度相応の時間を割くこととなってしまい非効率である。

以上より、市は補助対象経費の具体的判断基準をマニュアルとして制定し、補助対象者に配布・周知することで、事前統制として補助対象者が対象経費と誤って申請をしてしまう機会を低減させるとともに、市としてマニュアルによる一貫した判断基準のもとに補助金の事後検証を実施すべきである。なお他自治体の事例を調査したところ、東京都町田市において詳細かつ明瞭なマニュアルが作成されていた。是非このような好事例を参考とされたい。

【意見 45】市の事後確認の強化について

補助金確定に際し、市が実施する収支決算書の事後確認の手続は、提出された収支決算書を閲覧・検証し、誤りや疑問点がある場合には補助対象者へのヒアリングを実施しているとのことであり、特に根拠証憑の確認による金額・補助対象経費該当性の確認や収支明細の確認等の深度ある手続までは実施していないとのことであった。

監査人が収支決算書を閲覧したところ、前述「【意見 43】補助対象外経費の可能性がある飲食費の支出について」に記載した弁当代等の食糧費が見られたが、この支出の交付要領適合性について、市は特に追加ヒアリング等にて確認を行っていない。補助対象外経費である可能性も認められるので、このような記載を発見した場合には市として事後確認にて適時適切に内容のヒアリングを行わなくてはならない。

また、補助対象 152 クラブ中、80 クラブの収支決算書で、補助対象事業である「社会奉仕活動」「老人教養講座開催」「健康増進事業」のそれぞれの決算額について千円未満が丸い数字であった(15,000 円、20,000 円等の●,000 円という決算額)。クラブが支出する補助対象経費は会合の茶菓や除草剤、スポーツ大会参加費、料理教室の材料代等のように多岐に亘り、また、それらの活動における個別の支出は特に千円単位の支出が多いというわけではないと想定されるに関わらず、過半を超えるクラブが三つそれぞれの補助対象事業について千円未満が丸い決算額であることには違和感がある。可能性として、補助対象者が「【結果 24】収支決算書の記載例について」で触れたように、収支決算書の決算額欄に実支出額ではなく『補助金額以上の額』を記入してしまっていることも考えられる。このような状況において、市のあるべき確認手続として、収支明細を求め集計額と決算書金額が一致することの確認等を行う必要がある。

老人クラブ数は 152 と多く存在し、全ての補助対象者に対して詳細な収支報告書の確認を行うことは現実的ではないとも考えられるが、今後は毎年数件をサンプルとして収支明細を求めることや、実際に証憑突合を実施するといった市の事後確認の強化を求めたい。なお、現状であっても市の担当職員が当該補助金の検証や窓口での説明に相当な時間を費やしている事実もヒアリングしている。これより、老人クラブの上部組織である老人クラブ連合会に老人クラブ補助金の申請補助を行ってもらうことを目的とする委託契約の締結等も対応策としては考えられるだろう。

28. 老人クラブ連合会補助金（高齢福祉課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	老人クラブ連合会補助金		
所管課	高齢福祉課		
交付開始年度	昭和 47 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市老人クラブ連合会補助金交付要領		
主な補助対象者	八戸市老人クラブ連合会		
補助金の目的	八戸市老人クラブ連合会とは市内老人クラブの上部団体であり、老人クラブの育成指導等の推進、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する事業、高齢者の地域における支え合いに関する事業等を行っている。本補助金は老人クラブ連合会への補助を通じ老人クラブの育成を図り、高齢者の生きがい活動を支援することを目的としている。		
補助金の効果測定の方法	八戸市老人クラブ連合会による確実な事業実施		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源 2/3、国庫 1/3		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,382	3,341	1 先
平成 30 年度	3,347	3,308	1 先
令和元年度	3,312	3,287	1 先

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市老人クラブ連合会補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

八戸市老人クラブ連合会が行う事業に必要な報償費、賃金、講師・審判員等に対する旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料並びに賃借料及び委託料。ただし、食糧費(講師・審判員等に対するものは除く)、賞品代、傷害保険料、又は、参加者負担とするのが適当な経費は対象外とする。

イ. 補助金の額

以下、i～ivの合計となる。

区分	補助金の額
i 運営事業費	194,000 円 + (70 円 × 連合会加入老人クラブ会員数)
ii 特別事業費	194,000 円
iii 健康づくり(介護 予防)事業費	補助対象経費のうち、限度額 1,074,000 円以内の額
iv 活動支援体制強 化事業費	嘱託職員賃金等 1,500,000 円

(2) 監査の結果及び意見

【結果 25】交付要領の「補助金の額」の定めについて

「27. 老人クラブ補助金」における「【結果 23】交付要領の「補助金の額」の定めについて」と同趣旨の指摘である。

交付要領では前記「(1)①イ. 補助金の額」のとおり「ii 特別事業費」として 194,000 円、「iv 活動支援体制強化事業費」として 1,500,000 円が補助金の額として定められているものの、対象経費の実支出額が 194,000 円及び 1,500,000 円(以下「基準額」という。)を下回る場合の交付要領の定めが存在しない。実際に基準額を下回った場合には、実支出額を補助金額とする実務運用を行っているとのことであるが、市は交付要領にて基準額と実支出額のいずれか少ない額を補助する旨を明確に定める必要がある。

29. 八戸市地域活動支援センター事業補助金（障がい福祉課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市地域活動支援センター事業補助金		
所管課	障がい福祉課		
交付開始年度	平成 19 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 青森県地域生活支援事業費等補助金交付要綱 八戸市地域活動支援センター事業実施要領 八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領		
主な補助対象者	地域活動支援センターを運営する事業者		
補助金の目的	障害者を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の便宜を提供する。地域活動支援センターを運営する事業所に対して補助金を交付することにより、自主的かつ積極的な事業運営が期待され、より一層の障害者福祉の増進を図る。		
補助金の効果測定の方法	地域活動支援センターを運営する事業所数		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	機能強化事業は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市 4 分の 1。基礎的事業は補助対象経費の全額を市の一般財源。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	36,000	36,000	3
平成 30 年度	36,000	36,000	3
令和元年度	36,000	36,000	3

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、2019 年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

補助対象経費	補助金の額
人件費及び事務費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金その他市長が必要と認める経費）	次に掲げる額のうちいずれか低い額 (1) 補助基準額 ・基礎的事業分 4,000,000 円 ・機能強化事業分 8,000,000 円 ただし、対象期間が 1 年に満たない場合は、補助基準額を 12 で除して得た額に事業月数（1 月未満は 1 月とする。）を乗じて得た額とする。 (2) 補助対象経費

（出所：2019 年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領）

（２）監査の結果及び意見

【結果 26】１日あたりの実利用人数に関する事業計画書について

地域活動支援センターとは、障害者総合支援法に基づき、障害者の創作活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流促進等の便宜を提供する支援施設であり、補助事業者の 3 施設は、地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）を実施している。

交付要領第 2 において、1 日あたりの実利用人数について、地域活動支援センター基礎的事業は 10 人以上であること、地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）は概ね 20 人以上であることと定めている。また八戸市地域活動支援センター事業実施要領（以下「実施要領」という。）第 7 においても、地域活動支援センターⅠ型の 1 日あたりの実利用者人員が概ね 20 人以上であることと定めている。

（対象事業）

第 2 補助金の交付の対象となる（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

（1）地域活動支援センター基礎的事業

⑤ 1 日当たりの実利用人員が 10 名以上であること。

（2）地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）

③ 1 日当たりの実利用人員が概ね 20 名以上であること。

（出所：2019 年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領）

（利用者数等）

第 7 地域活動支援センター事業を行うための規模及び利用者数は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業
10人以上の人員が利用できる規模とする
- (2) 地域活動支援センターⅠ型
1日あたりの実利用者人員が概ね20人以上であること。

(出所:八戸市地域活動支援センター事業実施要領)

補助金交付申請書の添付書類である事業計画書を確認したところ、事業計画書に基づく利用見込者数は、以下のとおりであった。

【図表 事業計画書に基づく利用見込者数】

	延べ利用見込 者数(八戸市) (A)	開所日	開所予定 日数 (B)	1日あたり 利用見込者数 (A)÷(B)
A 施設	3,700 人	毎週月曜日～土曜日 ※日曜日は利用者宅へ訪問のみ	313 日	11.8 人
B 施設	5,000 人	毎週月曜日～土曜日 (祝祭日、年末年始等を除く)	288 日	17.4 人
C 施設	2,000 人	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日、年末年始等を除く)	288 日	6.9 人

※開所予定日数は開所日から算出したものである。

(出所:市提出資料より監査人作成)

事業計画書に基づいて、補助事業者3施設の1日あたり利用見込者数を算定したところ、6.9～17.4人となっていた。B施設の事業計画書では、今年度の重点目標として、「利用者の増加 関係機関等へ広報活動し、1日20名以上の利用者を確保する。」との事業計画を立てていた。交付要領及び実施要領において、1日当たりの実利用人員が概ね20名以上であることを要件として掲げられているため、補助金交付申請時の事業計画書で1日あたりの実利用人員が概ね20人以上を目標とした事業計画を作成するように指導すべきである。

【結果 27】職員配置基準に関する実施要領、交付要領改正について

地域活動支援センターⅠ型において、実施要領第6では「基礎的事業に従事する職員の他、1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とすること。」と定めており、交付要領第2では「地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センター機能強化事業(Ⅰ型)の事業の実施に当たり、2019年4月1日現在で、3名以上の職員(うち常勤職員2名以上)が配置されていること。」と定めている。

補助事業者の事業計画書を確認したところ、1つの地域活動支援センター施設で常勤職員を1名しか配置できていなかった。当施設については、市担当者に常勤職員を2名配置することができず、相談があったとのことであった。当施設には常勤職員1名以外に非常勤職員が3名配置されており、複数人の非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算をすると要件を満たすものとしたとのことであった。

常勤職員2名を確保することが困難な場合も存在しており、現状の実施要領及び交付要領では、複数人の非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算をすることができる旨の規定がないため、実施要領及び交付要領を改正することを検討すべきである。

また、地域活動支援センターⅠ型において、交付要領では「専門職員(精神保健福祉士等)が常勤で1名以上置かれていること。」と定めているが、補助事業者の事業計画書を確認したところ、1つの地域活動支援センター施設では常勤の専門職員(精神保健福祉士等)が配置できていなかった。この施設も複数人の非常勤の専門職員(精神保健福祉士等)の勤務時間を全て足し、常勤の専門職員(精神保健福祉士等)が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算をすると要件を満たすものとしたとのことであった。

常勤の専門職員(精神保健福祉士等)を確保することが困難な場合も存在しており、現状の交付要領では、複数人の非常勤の専門職員(精神保健福祉士等)の勤務時間を全て足し、常勤の専門職員(精神保健福祉士等)が勤務したとして何人になるかを計算する常勤換算をすることができる旨の規定がないため、交付要領を改正することを検討すべきである。

(職員配置基準)

第6 地域活動支援センター事業の実施にあたっては、次のとおり職員を配置するものとする。

(1) 地域活動支援センター基礎的事業

基礎的事業における職員配置は2人以上とし、うち1人は専従とする

(2) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業に従事する職員の他、1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とすること。また、そのうち精神保健福祉士等の専門職員を1人以上配置することとする。

(出所:八戸市地域活動支援センター事業実施要領)

(対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 地域活動支援センター基礎的事業

(2) 地域活動支援センター機能強化事業(Ⅰ型)

④ 専門職員(精神保健福祉士等)が常勤で1名以上置かれていること。

(3) (1)及び(2)の事業の実施に当たり、2019年4月1日現在で、3名以上の職員(うち常勤職員2名以上)が配置されていること。

(出所:2019年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領)

【結果 28】 職員の変更に関する報告の徹底について

補助事業者は、職員の変更があった場合、その旨を報告することと交付要領第7で定めている。

(交付条件)

第7次に掲げる事項は、補助金交付の決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(2) 職員及び利用者について変更があった場合は、その旨を市長へ報告すること。

(出所:2019年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領)

事業計画書と実績報告書を確認したところ、令和元年度では地域活動支援センターの職員の異動等の変更について、2件の報告はあったが、それ以外についてはその都度の報告がなく、実績報告書で職員の変更があったことが分かった。

交付要領では職員について変更があった場合は、その旨を報告することとあり、職員の変更があった場合、その旨の報告を徹底するように求めるべきである。

【結果 29】 適切な利用申請の徹底について

交付申請書の添付書類を確認したところ、平成31年4月1日現在の利用者名簿に令和元年6月13日に利用申請書を提出していた者が載っていた。実施要領第8において、地域活動支援センターを利用するときには、事前に利用申請の届けが行われるものであり、適切な利用申請を行ってもらうように徹底すべきである。

(利用者の申請)

第8 この事業を利用する者(以下「申請者」という)は、利用申請書(第1号様式)を市長に提出し、利用決定通知書(第2号様式)の交付を受ける者とする。

(出所:八戸市地域活動支援センター事業実施要領(原文のまま抜粋))

【意見 46】 職員の専任・兼任の報告について

実施要領第6では、「基礎的事業における職員配置は2人以上とし、うち1人は専従とする。」と定めており、職員配置基準において、専従者の有無の把握が必要となっている。交付申請書の添付書類を確認したところ、1つの地域活動支援センター施設の事業計画書の職員名簿(体制)では職員の専任・兼任の記載がなかった。

交付対象の可否を確認するため、交付申請時にも職員の専任・兼任の報告を求めるべきである。

(職員配置基準)

第 6 地域活動支援センター事業の実施にあたっては、次のとおり職員を配置するものとする。

(1) 地域活動支援センター基礎的事業

基礎的事業における職員配置は 2 人以上とし、うち 1 人は専従とする

(出所:八戸市地域活動支援センター事業実施要領)

【意見 47】精神保健福祉士等の定義について

交付要領第 2 では「専門職員(精神保健福祉士等)が常勤で 1 名以上置かれていること。」と定めているが、補助事業者の事業計画書を確認したところ、1 つの地域活動支援センター施設で常勤の精神保健福祉士は配置できてなく、精神保健福祉士・介護福祉士・相談支援専門員の資格を有する非常勤職員 1 名、介護福祉士の資格を有する常勤職員 2 名、常勤の活動支援員 1 名を配置する職員体制となっていた。

交付要領の「専門職員(精神保健福祉士等)」に精神保健福祉士以外、どのような資格を有している者を含めるか、交付要領で定義されてなく、市担当者に確認したところ、「専門職員(精神保健福祉士等)」には、介護福祉士も含めているとのことであった。

常勤の精神保健福祉士を確保することが困難な場合も存在しており、「専門職員(精神保健福祉士等)」に具体的にどのような資格を有する者を含めるか、交付要領で定められていないため、交付要領で「専門職員(精神保健福祉士等)」を定義するように、交付要領を改正することを検討することが望ましい。

(対象事業)

第 2 補助金の交付の対象となる(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 地域活動支援センター基礎的事業

(2) 地域活動支援センター機能強化事業(Ⅰ型)

④ 専門職員(精神保健福祉士等)が常勤で 1 名以上置かれていること。

(出所:2019 年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領)

【意見 48】利用者の変更があった場合の報告に関する交付要領改正について

交付要領第 7 では、利用者について変更があった場合は、その旨を報告することと定めている。利用者名簿登録時には利用申請で把握することができるが、引っ越してその後、利用しなかった場合等で利用者名簿から抹消しなければならない場合について、事業者が全てを把

握することが困難な場合もある。そのため、交付要領では利用者について変更があった場合の報告までは求めず、交付要領を改正することを検討することが望ましい。

(交付条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金交付の決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(2) 職員及び利用者について変更があった場合は、その旨を市長へ報告すること。

(出所:2019年度八戸市地域活動支援センター事業補助金交付要領)

【意見 49】交付申請時の事業計画書と利用者名簿、実績報告時の実績報告書と利用者名簿の整合性について

交付申請時の添付書類である事業計画書と利用者名簿を確認したところ、事業計画書の平成30年度実績の実利用者実人数と利用者名簿(平成31年4月1日現在)の人数について、以下のとおり、1つの地域活動支援センター施設では同一の人数で提出し、2つの地域活動支援センター施設では異なる人数で提出している。

【図表 事業計画書における利用者実人数と利用者名簿の比較】

	事業計画書 平成30年度実績 利用者実人数(八戸市)	利用者名簿 (H31年4月1日現在)	差異
A施設	88名	107名	19名
B施設	135名	135名	なし
C施設	54名	122名	68名

(出所:市提出資料より監査人作成)

また、実績報告時の添付書類である実績報告書の実利用者数と利用者名簿を確認したところ、実績報告書の利用者実数と利用者名簿の人数について、以下のとおり、2つの地域活動支援センター施設では同一の人数で提出し、1つの地域活動支援センター施設では異なる人数で提出している。

【図表 実績報告書における利用者実数と利用者名簿の比較】

	実績報告書 八戸市利用者実数	実績報告 利用者名簿	差異
A施設	84名	106名	22名
B施設	144名	144名	なし
C施設	127名	127名	なし

(出所:市提出資料より監査人作成)

以上のとおり、現状では施設ごとに交付申請及び実績報告の利用者名簿について、作成方法が異なっている。交付要領でも、交付申請及び実績報告の利用者名簿について、利用登録者名簿であるのか、実利用者名簿であるのかは明確になっていない。今後は交付申請及び実績報告の利用者名簿の内容を明確にし、作成方法を統一するように指導することが望ましい。

30. 病院群輪番制運営費補助金（保健総務課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	病院群輪番制病院運営費補助金		
所管課	保健総務課		
交付開始年度	昭和 60 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	病院群輪番制病院運営費補助金交付要領		
主な補助対象者	病院群輪番制病院運営事業に参加する市内 4 病院(八戸赤十字病院、青森労災病院、八戸城北病院、メディカルコート八戸西病院)		
補助金の目的	休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。		
補助金の効果測定の方法	病院群輪番制病院運営事業に参加する市内の病院数		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	21,100	21,099	4
平成 30 年度	21,242	21,241	4
令和元年度	21,667	21,666	4

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、平成 31 年度病院群輪番制病院運営費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

補助対象経費は、病院群輪番制病院運営事業の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）に要する費用であり、補助金の額は、その補助対象経費の実支出額又は、70,805 円に休日における診療日数（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで診療を行う日に限る。）と夜間における診療日数（午後 4 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分まで診療を行う日に限る。）を加えた日数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

（２）監査の結果及び意見

【結果 30】実績報告書に係る提出書類の添付漏れ及び記載誤りについて

病院群輪番制病院運営費補助金の交付を受ける病院は、補助金の交付を受けるために実績報告を行う必要があり、実績報告書とともに輪番日輪番時間帯診療科目別患者数等調等を提出する必要がある旨が病院群輪番制病院運営費補助金交付要領第 8 に定められている。

（実績報告）

第 8 規則第 12 条の実績報告は、事業完了後速やかに、実績報告書(別記第 3 号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実績額明細書(別記第 6 号様式)
- (2) 輪番日輪番時間帯診療科目別患者数等調(別記第 7 号様式)
- (3) 非輪番日における時間外診療患者数等調(別記第 8 号様式)
- (4) 補助事業に係る収支決算見込書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(出所:平成 31 年度病院群輪番制病院運営費補助金交付要領)

実績報告の提出状況を確認したところ、1 つの病院の輪番日輪番時間帯診療科目別患者数等調の別記第 7 号様式の 2 及び非輪番日における時間外診療患者数等調の添付が漏れていた。また同病院の実績報告添付書類の輪番日輪番時間帯診療科目別患者数等調のうち、患者延数の入院と外来の数に外来患者数が 1 名多く、入院患者数が 1 名少なく記載されていた。

休日又は夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図るために提出を求めている書類であり、実績値の記載誤りや添付書類の漏れがないように確認すべきである。

3 1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（介護保険課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金		
所管課	介護保険課		
交付開始年度	平成 18 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金交付要綱(以下この項で「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム		
補助金の目的	災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する。		
補助金の効果測定の方法	指標等の設定はない。		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	国 10／10		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	—	11,876	32
平成 30 年度	—	—	—
令和元年度	—	15,400	1

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、交付要綱に定められており、対象施設、交付基準額、補助対象経費は以下のとおりである。

区分	対象施設	交付基準額	補助対象経費
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(利用者等の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規	地域密着型特別養護老人ホーム	15,400 千円	認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料

模な修繕分)			等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (非常用自家発電設備整備分)	認知症高齢者グループホーム	7,260 千円	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

なお、以下に掲げる費用については、補助金の対象とはされない。

- ア. 既に実施している事業に要する費用
- イ. 土地の買収又は整地に要する費用
- ウ. 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- エ. 他の補助制度により、現に補助事業の経費の一部を負担し、又は補助を受けている事業に要する費用
- オ. その他補助金の交付対象として適当とは認められない費用

(2) 監査の結果及び意見

【結果 31】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

補助金にかかる消費税及び地方消費税に関して、交付要綱では以下のように規定している。

(交付条件)
第 7
(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第 10 号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。(中略)また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(出所:交付要綱)

なお、この「別記第 10 号様式 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(以下この項で「10 号様式」という。)」では、以下の内容の記載、書類の添付が求められている。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 八戸市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定による確定額又は実績報告による精算額

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(出所:交付要綱 第 10 号様式)

ここで、令和元年度に補助対象となった社会福祉法人 A 会(以下この項で「A 会」という。)は、令和 2 年 4 月 2 日付けで市に 10 号様式の提出を行っており、「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)」の箇所に「0 円」と記載してはいるが、この内容を確認するための書類は添付されていない。これについて市は、A 会が免税事業者であり消費税の申告義務がないため確定申告を行っておらず、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除がないことから添付書類の提出を求めなかったとしているが、なぜ、免税事業者なのかについて把握していない。

A 会は介護保険事業を営む社会福祉法人であり、同事業を営む社会福祉法人が免税事業者になることは多いと思われる。しかし、介護保険事業による収入が全て非課税取引になるものではない。利用者の選定により特別に提供されるサービスや特定福祉用具の販売収入等課税取引になるものもあり、社会福祉法人が全て免税事業者になるというものでもない。免税事業者であるということであれば、基準期間の課税売上高が 10 百万円以下であるからなのか、課税事業者であっても補助金の返還が不要ということであれば、例えば特定収入割合が 5%を超えているからなのか、そうなる理由を把握しておく必要があり、これは 10 号様式の添付資料があって把握できるものである。

市は、記載内容を確認するための書類の提出を求めるべきである。

3 2. 八戸地区連合防犯協会補助金（くらし交通安全課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸地区連合防犯協会補助金		
所管課	くらし交通安全課		
交付開始年度	昭和 57 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸地区連合防犯協会補助金交付要領(以下この項で「交付要領」という。)		
主な補助対象者	八戸地区連合防犯協会(以下この項で「防犯協会」という。)		
補助金の目的	八戸警察署管内の地域安全活動を実施することにより、地域社会の犯罪防止を図る。		
補助金の効果測定の方法	各年の市内における刑法犯認知件数 ※1		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,928	3,855	1
平成 30 年度	3,928	3,850	1
令和元年度	3,928	3,850	1

※1 目標は刑法犯認知件数の抑止(前年より減少させること)であり、実績は以下のとおり。

平成 29 年度 873 件

平成 30 年度 781 件

令和元年度 642 件

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、交付要領に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

補助対象経費	補助金の額
1 事業費 (当該年度の事業にかかる防犯宣伝費、少年防犯対策費、表彰費、育成指導費、制服等整備費、防犯連絡所活動費、防犯指導隊功労記章費を対象とする。ただし、食糧費及び他団体への補助金、	3,740,600 円以内

負担金等は除く。） 2 事務費 (当該年度の事業にかかる通信費の 1/2 の額(円未満切り捨て)を 対象とする。)	
3 子ども等保護対策費 (4 月 1 日時点での八戸市内の「子ども・女性 110 番の家」(防犯連 絡所を含む)連絡員の人数に 100 円を乗じて得た額を対象とする。)	186,700 円以内
合計	3,927,300 円以内

(2) 監査の結果及び意見

【結果 32】食糧費について

交付要領では食糧費は補助対象経費から除くと定められているが、防犯協会が作成した「平成 31 年度補助対象経費一覧」を閲覧した結果、食糧費に該当すると思われる支出が複数検出された。

【図表 食糧費と思われる経費】

支出の内容	件数(件)	金額(千円)
会議等の飲料費 ※1	3	16
行事参加者への飲食費 ※2	6	133
ボランティア参加者への飲食費 ※3	9	21
計	18	172

(出所:「平成 31 年度補助対象経費一覧」から監査人が作成)

※1 常任理事会お茶代等

※2 少年防犯弁論大会お弁当代等

※3 はちのへ公園春祭り広報活動参加ボランティアへのお弁当代等

これに対し市は、会議等の飲料費については「会議開催に伴う活動費」、行事参加者への飲食費については「イベント参加者に対する活動費」「県民大会出席に伴う活動費」「大会開催に伴う活動費」、ボランティア参加者への飲食費については「地域安全活動に伴う活動費」として整理し、食糧費には該当しないという立場である。また、市には食糧費について明確に定義された文書はなく、防犯協会とも食糧費には該当しないという認識を共通していたとしている。しかし、活動費か食糧費の違いは例えば節か細節かの違いであり、本来、節が活動費であり細節が食糧費であると整理すべきものであろう。市の文書にも「会議用お茶代」を食糧費として記載している文書(市の HP で公表されている「八戸市新美術館管理運営基本計画策定支援業務仕様説明書」でも、委託者が負担する経費として「食糧費(会議用お茶代)」とい

った記載が行われている。)もあり、一般的な意味での解釈も可能なはずである。

防犯協会が補助対象とした経費については補助対象とすべきか検討が必要である。

【結果 33】領収書の取扱いについて

「平成 31 年度補助対象経費一覧」において、育成指導費として整理されている経費の中に防犯協会会長が出席した懇親会の会費が含まれているが、領収証の宛先が「八戸市長」になっているものが 2 件、合計 12 千円あった。八戸市長は防犯協会会長(以下この項で「会長」という。)を兼ねている(なお、補助金の申請手続き等については双方代理に該当しない方法で行っている。)が、当該懇親会には八戸市長として出席したものではなく、会長としての業務として出席しているのであるから、このような宛先にすることは問題がある。是正するよう市は防犯協会を指導する必要がある。

また、このような宛先になった原因は、これら懇親会は防犯協会の事務局が事務方を取り仕切るものであったため、懇親会会場において会長が会費を支払い後日防犯協会事務局で精算を行っているのではなく、実際には資金の授受はせず書類上の処理を行ったものに過ぎないことによる。実際に現金の授受が行われていないのであれば、このような領収書の発行は行わなければならない。交際費として防犯協会の負担すべき経費なのであれば、懇親会の会長が出席したことが判る資料(参加者の名簿、議事録、写真等)を経費の証憑として残しておく等の対応に改めるよう市は防犯協会を指導すべきである。

【意見 50】補助対象経費と交際費について

「平成 31 年度補助対象経費一覧」を閲覧した結果、経費のうちに、他団体の歓送迎会、意見懇談会等の会費が 7 件、合計金額 65 千円が含まれていた。これらは防犯協会の幹部(会長、副会長)が業務として参加しているものであり、会議開催に伴う交際費として整理されている。

しかし、本件会費は懇談会等の飲食代である。防犯協会としては、慣例上又お付き合いの関係から必要な経費なのかもしれない。しかし、このような飲食代を市民の税金を財源とする補助金から負担することには疑義を感じざるを得ない。補助対象経費として適切であるのか検討が必要である。

3 3. 八戸市資源集団回収事業補助金（環境政策課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	八戸市資源物集団回収事業補助金		
所管課	環境政策課		
交付開始年度	平成 3 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領		
主な補助対象者	資源物回収事業者		
補助金の目的	市に登録された資源物回収事業者が行う資源物集団回収事業に要する経費について、予算内の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ること。		
補助金の効果測定の方法	資源物回収団体(リサイクルパートナー(次項参照))の活動団体数、資源物の回収量		
補助対象経費	資源物集団回収事業に要する経費		
補助率	回収量 1kg あたり 3 円		
財源	市の一般財源のみ。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	1,800	1,393	1
平成 30 年度	1,800	1,542	1
令和元年度	1,800	1,290	1

主な補助対象者である資源物回収事業者は、八戸市資源集団回収協同組合の 1 者のみであり、過去から補助対象者の動きはない。この協同組合は資源物回収を行っている 6 事業者から構成されている協同組合である。

回収した資源物の補助対象品目は以下のとおりである。

- ① 紙類(新聞、段ボール、牛乳パック、雑誌・チラシ、その他紙)
- ② 金属類(スチール缶、アルミ缶、鉄類)
- ③ びん類(リターナブルびん、一升びん、ビールびん、雑びん)
- ④ プラスチック類(ペットボトルキャップ)
- ⑤ 古着(ぼろ布・衣類全般)

(※平成 27 年度に古着、平成 29 年度にその他紙(封筒、菓子の紙箱、カレンダー等)、平成 30 年度に雑誌・チラシを補助対象品目に追加している。)

（２）監査の結果及び意見

【結果 34】実績報告書の提出について

交付規則第 12 条において、補助事業者等は市に対して、補助事業等が完了したときは、実績報告書により報告をしなければならないことが定められている。しかし、本補助金においては補助金交付先から実績報告書は提出されておらず、交付要領においても実績報告書による報告は定められていなかった。実績報告書は補助事業の実施の成果を示すものであり、さらには、事業終了後も補助事業の継続判断材料としても活用されるものである。よって、交付要領において、実績報告書により報告しなければならない旨を明記し、補助金交付先に実績報告書を提出させる必要がある。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書に市長が定める書類を添えて報告しなければならない。補助事業等が、その完了すべき日の属する市の会計年度において完了しなかった場合も同様とする。

（出所：交付規則）

【結果 35】補助対象経費の明確化について

市の交付要領において、資源物回収事業者が行う資源物集団回収事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する旨を定めているが、補助対象経費の詳細については何ら定められていない。そもそも補助対象経費が定められていないと、実績報告書の審査時に、補助金交付先の補助事業における支出内容が補助対象経費に該当するか否かのチェックができず、補助事業以外の経費に対して補助金を交付するリスクが残る。このようなリスクを未然に防ぐためにも、交付要領において補助対象経費を定めることが必要である。

【結果 36】補助単価の積算について

補助単価は資源物の回収量に応じて、3 円/kg で設定されている。この補助単価の積算の根拠について所管課の担当者に確認したところ、平成 22 年度に補助金の予算額と資源物の回収量の見込みに応じて設定されたものとの回答があった。この補助単価は、平成 22 年度以降、変更は行われていない。また、所管課は補助金交付先から決算書を入手したことがないとのことであった。資源物回収事業者が行う資源物集団回収事業に要する経費について補助するのであれば、補助金交付先から決算書等を入手し、資源物集団回収事業からどのような経費が発生しているか把握する必要がある。さらに、実際に補助事業にどの程度の経費が発生するか積み上げ計算した金額に基づき補助単価を設定し、適切な補助単価に基づいて補助金の交付を行う必要がある。

3 4. リサイクルパートナー補助金（環境政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市リサイクルパートナー補助金		
所管課	環境政策課		
交付開始年度	昭和 60 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領		
主な補助対象者	町内会、子供会、PTA 等の団体		
補助金の目的	再生利用可能なごみ(以下「資源物」という。)の回収を行うため、市に登録された資源物回収団体(以下「リサイクルパートナー」という。)に予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ること。		
補助金の効果測定の方法	リサイクルパートナーの活動団体数、資源物の回収量		
補助対象経費	定めなし		
補助率	回収量 1kg あたり 3 円		
財源	市の一般財源のみ。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	1,800	1,334	150
平成 30 年度	1,800	1,383	139
令和元年度	1,800	1,203	133

補助金の交付にあたっては、町内会、子供会、PTA 等の団体が、リサイクルパートナーとして市に登録される必要がある。補助金の交付のタイミングは、年度の上半期、下半期と年 2 回あり、交付申請があった団体に対して補助金を交付している。「(1) 補助金の概要」に記載されている交付件数は年 2 回の交付件数の合計である。補助金交付により、再生利用可能なごみの分別意識を高めてもらうという啓発的な側面もあり、本補助金は奨励金的な性質を有する。

回収した資源物の補助対象品目は以下のとおりである。

- ① 紙類(新聞、段ボール、牛乳パック、雑誌・チラシ、その他紙)
- ② 金属類(スチール缶、アルミ缶、鉄類)
- ③ びん類(リターナブルびん、一升びん、ビールびん、雑びん)
- ④ プラスチック類(ペットボトルキャップ)
- ⑤ 古着(ぼろ布・衣類全般)

(※平成 27 年度に古着、平成 29 年度にその他紙(封筒、菓子の紙箱、カレンダー等)、平成 30 年度に雑誌・チラシを補助対象品目に追加している。)

直近 5 年間の回収団体数、回収量、補助対象重量、補助金交付団体数の推移は以下のとおりである。

【図表 直近 5 年間の回収団体数、回収量、補助対象重量、補助金交付団体数の推移】

年度	回収団体数	回収量(kg)					補助対象重量(kg)	補助金交付団体数
		紙類(雑誌含む)	金属類	びん類	布類プラスチック類	合計		
平成 27	87	536,899	44,478	12,198	19,438	613,013	479,384	83
平成 28	87	504,948	42,777	11,419	17,241	576,385	463,878	81
平成 29	86	512,959	39,456	10,398	13,758	576,571	444,864	78
平成 30	83	468,866	33,485	9,675	1,989	514,015	461,027	75
令和元	78	389,696	29,078	9,390	1,857	430,021	401,051	71

(出所:環境政策課作成資料)

リサイクルパートナーには町内会、子供会、PTA 等の団体が多いが、学校等もある。リサイクルパートナーとして回収活動を行なっても、リサイクルパートナーの経理処理の都合等により、全てのリサイクルパートナーが補助金の交付申請を行っているわけではないため、回収団体数と補助金交付団体数が一致するわけではない。また、年度を遡るほど回収量合計と補助対象重量の差が大きくなるのは、平成 27 年度以降、回収した資源物の補助対象品目を拡大しており、上表の回収量は補助対象であるかどうかにかかわらず回収量を記載しているためである。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 51】 リサイクルパートナーの登録について

市の交付要領において、リサイクルパートナーの登録に関して、以下のとおり定められている。

(登録)

第 5 登録を受けようとする資源物回収団体は、八戸市リサイクルパートナー登録申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該団体が町内会、子供会、PTA、婦人会等の団体で、おおむね 20 人以上の構成員を有するときは、リサイクルパートナーとしてその登録を決定し、通知するものとする。

3 前年度末日においてリサイクルパートナーとして市に登録されている者は、この要領の実施の日において、前項の規定によりリサイクルパートナーとして登録を決定されたものとみなす。

4 登録を受けたリサイクルパートナーが、登録した事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに、八戸市リサイクルパートナー登録変更(廃止)届出書(別記第 2 号様式)により市長に届出なければならない。

(出所:平成 31 年度八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領)

令和元年度のリサイクルパートナーの登録数は 391 であるのに対して、同年度の実際に回収活動を行なっている団体数は 78 であった。登録数と実際の活動団体数に大きな乖離があることについて所管課の担当者に確認したところ、実際に回収活動を行っている団体以外の団体についてはその多くが実質的に活動を休止している状況であると思われるとの回答であった。実質的に活動を休止している団体が多数に及ぶ場合、リサイクルパートナーの登録数はリサイクルパートナーの団体数の実態を適切に反映してないものといえる。リサイクルパートナーの適切な管理の側面からも、実質的に活動を休止しており今後も活動の見込みがない団体については、登録廃止届出書を提出するように促すべきであろう。

35. カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金（清掃事務所）

（1）補助金の概要

補助金の名称	カラス対策事業ごみ箱設置購入費用補助金		
所管課	清掃事務所		
交付開始年度	平成 25 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	カラス対策事業ごみ箱設置購入費用補助金交付要領		
主な補助対象者	ごみ集積所を設置、管理する町内会等		
補助金の目的	カラス被害等の軽減 環境美化の推進		
補助金の効果測定の方法	補助金交付の対象となったごみ箱の設置基数		
補助対象経費	ごみ箱の購入及び設置に要する経費		
補助率	1/2(ごみ箱 1 基につき上限 25,000 円)		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数 (基)
平成 29 年度	4,000	3,987	184
平成 30 年度	4,000	3,998	178
令和元年度	4,000	3,932	173

（2）監査の結果及び意見

【結果 37】 申請書及び実績報告書に収受印がないことについて

令和元年度において補助金の申請件数は 81 件だったが、市ではそのすべての交付申請書に収受印を押印していなかった。また、令和元年度に市が収受した補助金の実績報告書 80 件すべてについても、同様に収受印が押印されていなかった。

交付要領には、実績報告書の提出期限について以下のとおり定められている。

（実績報告書）

第 4 条

（中略）

3 前 2 項の書類は、補助事業完了後 1 か月以内又は 2 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（出所：カラス対策事業ごみ箱設置購入費用補助金交付要領）

しかし、市では令和元年度に収受した補助金の実績報告書に収受印を押印していないた

め、期限までに実績報告書が提出されたかどうか確認することはできなかった。

なお、補助金の交付は先着順で行われている。申請受付窓口は清掃事務所と環境政策課の2箇所設置しており、直接の申請だけでなく郵送でも申請することができるため、どの申請が先着したのか問題になりやすい状況にある。このような状況を踏まえると、収受した日付を確定するために、補助金の申請書及び実績報告書には必ず日付を含む収受印を押印すべきである。

【意見 52】領収書の写しを提出できない場合の取扱いについて

交付要領では、実績報告書の添付資料として「ごみ箱の購入及び設置経費の領収書の写し」を求めている。しかし、振込による場合等、申請者が領収書を入手しにくい場合の取扱いは定めていない。実務上は、請求書と振込記録等の両方を添付するよう申請者に求めて経費支払いを確認している。実務上の取扱いを明確にするために、交付要領において、領収書の写しを提出できない場合の提出書類を明確に定めることが望ましい。

【意見 53】補助率等の見直しについて

補助金の申請について、市は町内会等への案内文書の中で「申請は先着順で受け付け、予算がなくなり次第受付を終了します。」としている。この受付開始(通常はゴールデンウィーク明け)から受付終了までの期間は下記の表のとおり、年々短くなっていく傾向にある。

【図表 申請基数と受付終了日の推移】

年度	町内数	申請基数	受付終了日
平成 29	75	184	8 月 28 日
平成 30	70	178	7 月 17 日
令和元	69	173	6 月 10 日
令和 2	73	174	5 月 25 日

(出所:清掃事務所作成資料より監査人が作成)

先着順による受付は、公平性の観点から一定の合理性が認められるものではあるが、受付先が複数あり、持ち込み及び郵送による申請の両方が認められることから、今後さらに申請の競争が激化すると、実務上の混乱を招く可能性があり望ましくない。

ごみ箱の設置を促進し、カラス被害を防止し環境美化を推進するという事業の目的からすると、カラス被害対策は地域を限定することなく、市全体として取り組むべき公益性の高い事業であると考えられるので、財政上余裕があれば予算を増額することが望ましいと考えられる。

その一方で、限られた財源の中で可能な限り多くの要請にこたえつつ、事業としての有効性を高めることも考慮しなければならない。そのためには今後、交付件数を増加させる方策として、補助率やごみ箱1基に対する上限額を抑えることを検討してみても良いのではないだろうか。

36. 八戸市防犯灯設置等事業補助金（道路維持課）

（１）補助金の概要

補助金の名称	八戸市防犯灯設置等事業補助金		
所管課	道路維持課		
交付開始年度	平成 21 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市防犯灯設置等事業補助金交付要領		
主な補助対象者	町内会等の代表者		
補助金の目的	防犯灯の設置により道路を通行する歩行者の夜間の通行の安全確保、及び、犯罪防止を図ること		
補助金の効果測定の方法	実績報告書に記載されている事業の成果により把握		
補助対象経費	灯柱設置及び LED 灯具取付の工事費 LED 灯具取付の工事費		
補助率	1/2 補助金の上限は 100 千円。		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	3,000	3,000	71
平成 30 年度	3,000	2,327	52
令和元年度	3,000	2,593	64

本事業は町内会等が新規に防犯灯(LED 灯)を設置する際に生じる取付工事費について補助をするものである。平成 28 年度までは既設灯具の交換費用も補助対象となっていたが、平成 29 年度以降は新設する場合のみ補助対象となっている。補助金の交付申請は 1 団体につき年度内 1 回限りとなっている。

（２）監査の結果及び意見

【結果 38】交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町内会その他の団体が行う防犯灯設置等事業(以下「事業」とい

う。)に要する経費(以下「工事費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(出所:八戸市防犯灯設置等事業補助金交付要領)

「(1)補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料の確認、担当者からのヒアリングにより記載したものである。所管課において、補助の目的は交付要領に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。

37. 地方路線バス維持費補助金（都市政策課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	地方路線バス維持費補助金		
所管課	都市政策課		
交付開始年度	平成 13 年度以前		
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	八戸市地方バス路線維持費補助金交付要綱		
主な補助対象者	市内に路線を持つ乗合バス事業者		
補助金の目的	自家用車等を持たない高齢者等の地域住民に必要な生活交通路線の確保を図るため、乗合バス事業者の運営する赤字路線に対して、事業に要した経費の一部を交付する補助事業である。		
補助金の効果測定の方法	確実な補助金交付及び路線の維持		
補助対象経費	「① 補助対象路線、経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象路線、経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数
平成 29 年度	12,340	13,544	1 件
平成 30 年度	11,548	11,140	1 件
令和元年度	12,350	12,765	1 件

① 補助対象路線、経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、八戸市地方バス路線維持費補助金交付要綱に定められており、補助対象路線、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象路線

補助対象路線は、地域生活交通路線のうち補助対象期間における当該地域生活交通の運行によって得た経常収益の額が同期間における補助対象経常費用に達していない路線であり、令和元年度における補助対象路線は下記三路線である。

【図表 補助対象路線一覧】

No	乗合バス事業者	路線名	補助額	備考
1	岩手県北自動車(株)	大野線	7,431,000 円	階上町、軽米町、洋野町と乗降人員比率による按分
2	岩手県北自動車(株)	荒谷線	4,326,000 円	補助対象は一部区間
3	岩手県北自動車(株)	是川団地線	1,008,000 円	補助対象は一部区間

イ. 補助対象経費、補助金の額

補助対象経費の額は、補助対象路線に係る補助対象経常費用と経常収益との差額を限度とする。ただし、補助対象路線の区間を一部に限定した補助にあつては、当該区間に係る補助対象経常経費と経常収益との差額又は当該路線に係る補助対象経常費用と経常収益(欠損額)との差額のいずれか少ない額を限度とする。ただし、荒谷線における補助対象経費の額は、旧南郷村区間 5.4Km については欠損額を限度とし、旧市内区間 3.6Km については欠損額 2 分の 1 を限度とする。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 54】 補助金の額の深度ある検証について

当該補助金の額は、原則として補助対象路線の欠損額(路線別経常費用と路線別経常収益との差額)となるが、このうち補助先が提示する「路線別経常収益」のうちの「運送収益」について最終的な算定結果のみが市に提示されているに留まり、算定された値の算出過程や真正性・妥当性に係る検証を市は行っていない。いわば、先方が提出した「路線別経常収益」を市は鵜呑みにしている状況にある。

具体的な一例として、補助対象路線の一つである大野線において、補助金額は下表のように算定されている。

【図表 大野線 補助金の額の算定表】

項目	金額、%	確認できる算出過程
①補助対象経常費用	19,660,811 円	全社的な経常費用を運行キロ数で按分
②運送雑収及び営業外収益	△406,939 円	全社的な運送雑収及び営業外費用を運行キロ数で按分
③運送収益	△6,448,017 円	※確認不能
④路線中の青森県との割合	60%	市と補助先との合意にて決定
⑤路線中の青森県内の八戸市の割合	96.72%	乗降人員比率調査結果
補助金額 (①+②+③)×④×⑤	7,431,000 円	千円未満切り捨て

(出所:補助先作成 補助金交付申請書)

上表「③運送収益」以外の項目は、国土交通大臣へ提出した財務諸表や、乗降人員比率調査結果等の客観的なエビデンスにおいて算出過程及び算出値の真正性・妥当性について確認することができるが、「③運送収益」については最終的な算定結果のみが市に提示されているに留まる。今般の監査にて「③運送収益」の算出過程を補助先に市からヒアリングしたところ、複数の路線で共用されるバスや定期券の存在等により、年間を通じて個別路線毎の実際の運送収益を把握することは困難であり、収入金実態調査(夏季・冬季に各 1 回実施する路線毎の実収入を測定する調査)にて収入割合を算出し、各路線に収入を配賦することで路線別運送収益を算出しているとのことであった。

当該補助金における運送収益の多寡は、補助金の額に直接影響を与えるため、その算出過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から深度ある検証を行う必要がある。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという健全な懐疑心に基づく「動機」があることを前提にした場合、市としては深度ある補助金の額の検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。

なお、今回の監査においては乗客一人当たりの運送収益分析等で補助金の額の妥当性について違和感がないレベルでの心証を得ているが、今後は市としても同様の分析を行うこと、全路線の運送収益一覧表を入手し、その合計値が財務諸表上の運送収益と一致することの確認、今後導入を予定している交通系 IC カードを活用した利用実態の把握等により、補助金の額の妥当性について一定の心証が得られるよう努めることを求めたい。

38. 八戸市児童生徒文化活動促進費補助金（学校教育課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	八戸市児童生徒文化活動促進費補助金		
所管課	学校教育課		
交付開始年度	昭和 50 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八戸市児童生徒文化活動促進費補助金交付要領		
主な補助対象者	八戸地区吹奏楽連盟 八戸市中学校文化連盟 所定の大会に出場することが決定した児童生徒が所属する団体等		
補助金の目的	市内小・中学校に在籍する児童生徒の文化活動を促進し、文化の向上及び心身ともに健全な児童生徒の育成を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない。		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数 (件)
平成 29 年度	3,754	3,756	54
平成 30 年度	3,866	3,735	55
令和元年度	4,016	3,193	61

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

本補助金は、運営費補助金と大会派遣費補助金から成る。

補助金の交付に関する詳細は、平成 31 年度八戸市児童生徒文化活動促進費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)において補助対象者ごとに定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア 運営費補助金

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
八戸地区吹奏楽連盟	八戸地区吹奏楽祭及び野外コンサートに要する経費のうち、会場使用料及び著作	補助対象経費実績額又は 116,000 円のいずれか低い額

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
	権使用料	
八戸市中学校文化連盟	八戸市中学校文化連盟の運営に要する経費	令和元年5月1日現在の市内中学校生徒数に150円を乗じて得た額の3分の1又は300,000円のいずれか低い額

イ 大会派遣費補助金

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
補助対象となる大会(注)に出場することが決定した児童生徒が所属する団体等	移動に要する経費のうち公共交通機関等の利用料、車両の借上料	(1)県大会 ・個人 派遣児童生徒一人につき2,000円又は実績額のいずれか低い額 ・団体 100,000円を上限として2,000円に派遣人数を乗じて得た額又は実績額のいずれか低い額 (2)東北大会、全国大会、国際大会 実績額の3割以内の額

(注) 補助対象となる大会は次のとおりである。

NHK 全国学校音楽コンクール、こども音楽コンクール、全日本合唱コンクール、声楽アンサンブルコンテスト

全日本吹奏楽コンクール、全日本小学校バンドフェスティバル、全日本マーチングコンテスト、全日本アンサンブルコンテスト、東日本学校吹奏楽大会

マーチングバンド・バトントワリングコンテスト、全日本バトントワリング選手権大会、マーチング&バトンオンステージ東北大会

青森県児童生徒理科研究発表大会

市長が適当と認める国際大会

（２）監査の結果及び意見

【意見 55】補助対象経費に係る証憑について（運営費補助金）

八戸地区吹奏楽連盟に対する運営費補助金 116,000 円について補助金関係綴を閲覧したところ、令和元年 8 月 24 日、9 月 7 日に開催された野外コンサートに係る実績報告書の添付資料として、補助対象経費の領収書が八戸地区吹奏楽連盟から提出されていた。このうち一般社団法人日本音楽著作権協会(通称:JASRAC)からの領収書 20,257 円は、野外コンサートで演奏した楽曲の著作権使用料であるとの説明を所管課から受けた。ただし、当該領収書で金額は明らかであるが、楽曲名が記載されていないため、実際に演奏された楽曲に係るものかどうかを事後的に判断するには不十分である。

野外コンサートのプログラム等と経費支出の内容が整合していることを明らかにするため、市は、楽曲名を記載した証憑の提出を受けることが望ましい。具体的には、八戸地区吹奏楽連盟に対し、楽曲名を記載した形で JASRAC から領収書を発行してもらうか、請求書に楽曲名の記載があればその請求書を領収書とともに提出するよう要請することが考えられる。

【意見 56】補助対象経費について（運営費補助金）

八戸市中学校文化連盟に対する運営費補助金 289,200 円について交付先から提出された実績報告書、収支精算書等を閲覧したところ、収支精算書の要旨は次のとおりであった。

【図表 収支精算書の要旨】

(単位:円)

収入の部		支出の部		
生徒負担金	867,600	補助金対象経費	(内訳あり)	870,000
市補助金	289,200	補助金対象外経費	県中文連負担金	289,200
前年度繰越金	36,345		予備費	33,945
計	1,193,145	計		1,193,145

(出所:収支精算書)

補助金対象経費の内訳は部会(吹奏楽・合奏、音楽・合唱、美術・工芸、技術・家庭、英語、情報・科学、国語、芸能、生徒会の 9 つ)の運営費補助となっており、各部会からの領収書は添付されていない。補助金対象外経費のうち県中文連負担金は市補助金と同額となっている。

各部会の運営費は、支出の効果が部会の活動を通して生徒に還元される性質のものであるから、生徒負担金でまかなうことが合理的である。一方で、県中文連に対する負担金は生徒が受ける便益との直接的な関係が薄いと考えられる。ゆえに、これを市の補助金でまかなうことを検討されたい。

また、補助金交付に際して提出を求める書類については、統一性を持たせるべきという観点から、各部会からの領収書が添付されていない点は、八戸市中学校文化連盟に対する運

営費補助金においては、同じ運営費補助金でありながら、八戸地区吹奏楽連盟に対する運営費補助金の場合と整合しない。

県中文連に対する負担金を補助対象経費とした場合には、負担金の領収書を実績報告書に添付して提出させる必要があると考える。

【意見 57】 補助対象者数について（大会派遣費補助金）

交付要領別表第 2 において、補助金の額を算定するための補助対象者について、県大会の場合は「派遣人数（派遣児童生徒数と引率者の合計人数。ただし、派遣児童生徒数は大会規定による登録可能人数を上限とし、引率者は 2 名を上限とする）」と定められている。しかし、東北大会、全国大会、国際大会の場合は「補助対象経費実績額の 3 割以内の額」とされており、出場児童生徒の範囲や引率者数の上限が定められていない。

大会派遣費補助金 2,788,380 円について補助金関係綴をサンプルベースで閲覧したところ、令和 2 年 1 月 25 日開催の第 33 回東北小学校バンドフェスティバルに出場した団体 A の場合、児童 40 名、指導者 2 名、コーチ 1 名、保護者 4 名の合計 47 名が派遣されていた。また、令和元年 9 月 7 日、8 日開催の第 86 回 NHK 全国学校音楽コンクール東北ブロックコンクールに出場した団体 B の場合、生徒 20 名、引率者 2 名、その他 1 名の合計 23 名が派遣されていた。

東北大会以上の場合、開催地が本市から遠隔地となることも多く、特に年少の児童を多数派遣する場合や使用する楽器・器具類によっては、県大会の場合と同じ 2 名の引率者では不十分となることも想定しうる。かといって、付添いを希望する保護者を全員派遣人数に含めて補助対象者とすることも、県大会との衡平性からみて妥当とは言えない。

市は、遠足や修学旅行の場合を参考にするなどして、東北大会、全国大会、国際大会の場合の引率者数の上限を設けることが望ましい。

【意見 58】 交通費について（大会派遣費補助金）

交付要領において補助対象経費は移動に要する交通費のうち公共交通機関等の利用料、車両の借上料と定められており、宿泊を伴う派遣の場合に宿泊費は補助対象になっていない。

しかし、全国大会、国際大会の場合には航空便を利用して移動することも想定される。その場合旅行代金は航空便と宿泊代がセットになったダイナミックパッケージを利用することが経済的であるが、ダイナミックパッケージでは、航空便代金と宿泊代金を分けて領収書が発行されることはないのが通常である。

このような場合に、補助対象経費をどのように算出するのか、交付要領では明確にされていない。市の旅費規程を参考にするなどして、航空便を利用する場合の交通費の算出について定めておくことが望ましい。

39. 中学校体育大会選手派遣事業費補助金（学校教育課）

（1）補助金の概要

補助金の名称	中学校体育大会選手派遣事業費補助金		
所管課	学校教育課		
交付開始年度	昭和 57 年度以前		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	中学校体育大会選手派遣事業費補助金交付要領		
主な補助対象者	青森県中学校体育大会、東北中学校体育大会、全国中学校体育大会の出場登録生徒及び引率者		
補助金の目的	保護者の経済的負担を軽減し、併せて本市における生徒の体力、気力の向上及びスポーツ、学校体育の振興を図る。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	市の一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	交付件数 (名)
平成 29 年度	2,000	1,124	434
平成 30 年度	1,870	1,483	618
令和元年度	2,300	1,960	670

① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、中学校体育大会選手派遣事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

県大会、東北大会及び全国大会の出場登録生徒及び引率者が大会出場のための移動に要する経費(公共交通機関等の利用料、車両の借上料)

イ. 補助金の額

・県大会

出場登録生徒と教職員以外の引率者(学校ごとに各競技種目 1 名以内)の人数に 2,000 円を乗じて得た額又は補助対象経費実績額のいずれか低い額

・東北大会及び全国大会

補助対象経費実績額の 3 割以内の額

（２）監査の結果及び意見

【結果 39】 交付目的の明文化について

市が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」がなくてはならない。これを判断するにあたっては、交付の目的が明確化されていることが前提となる。ここで、本補助金の交付要領においては、趣旨は定められているものの、補助の目的が明文化されていない。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、八戸市中学校体育連盟（以下「補助事業者」という。）が行う平成 31 年度中学校体育大会選手派遣事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年 1 月 7 日規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（出所：交付要領）

「（1）補助金の概要」に記載した補助金の目的は、所管課から今般の包括外部監査にあたって提出された説明資料から転記したものである。所管課において、補助の目的は交付要領に記載するまでもなく職員間で共有されているかもしれないが、第三者から見ても明確になるよう、交付要領に明記すべきである。